

和五四七二七號

292.98
104

292
6621
104

樺太廳編纂

樺太要覽

大正十五年

一、本書は最近に於ける樺太の事情を廣く紹介せんが爲に編纂したるものなり。

一、本書所載の事項は主として前暦年又は前會計年度のものに據りたり。

樺太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革	1
第一款 松前氏及幕府の探検施設	1
第二款 露國の東侵と南樺太の恢復	2
第二節 經營施設	2
第一款 千島樺太交換以前	2
第一項 幕府時代	2
第二項 開拓使時代	2
第二款 軍政施設	2
第一項 軍政署時代	2
第二項 民政署時代	2
第三款 樺太廳の設置及官制改正	2
目次	1

第二章 地誌

目次

第一節 位置及面積	二
第二節 地勢	三
第三節 地質	三
第四節 主要市街地	三
第五節 氣象	三
第一款 概説	三
第二款 氣温、氣壓及風	三
第三款 湿度、降水、日照及霜雪	三
第四款 海潮及海水	三
第六節 戶口	四
第三章 交通通信	五
第一節 交通	五

二

第一款 道路	五
第二款 鐵道	五
第三款 港灣	五
第四款 航路	五
第一項 樺太廳命令航路	五
第二項 通信省命令航路	五
第三項 連絡線	五
第四項 社外線	五
第五款 航路標識	五
第六款 郵便	五
第二節 通信	五
第一款 概説	五
第二款 郵便	五
第三款 爲替貯金	五

目次

三

目次	四
第四款 電信	六
第五款 電話	六

第四章 自治行政

第一節 自治制施行の沿革	七
第二節 町村	七
第一款 概説	七
第二款 町村の事務	八
第三款 町村評議會	八
第四款 町村の職員	九
第三節 町村の財政	九

第五章 財政及金融

第一節 財政	九
--------	---

第一款 概説	九
第二款 歳入	九
第一項 租税	九
第二項 租税外收入	一〇
第三款 歳出	一〇
第二節 金融	一〇

第六章 教化

第一節 教育	一一
第一款 概説	一一
第二款 初等教育	一二
第三款 中等教育	一二
第四款 教員養成及其他の教育施設	一三

目次	五
----	---

第一項 教員養成……小學校教員講習所、權太廳高等女學校補習科、教員の指導教養……………二六

第二項 其他の教育施設……………二七

第二節 社會事業……………二七

第三節 神社及宗教……………二七

第一款 神社……………二七

第二款 宗教……………二八

第七章 兵 事

……海軍募兵、在郷軍人、軍隊と地方との關係……………二八

第八章 殖民及農業

第一節 土地……………二九

第二節 移民……………二九

第一款 概況……………二九

第二款 農業移民……………三〇

第三節 農 業……………三〇

第一款 概況……………三〇

第二款 農畜産物……………三〇

第四節 畜産……………畜牛、馬匹、養豚、養鶏、養羊、養狐、牛酪……………三〇

第五節 試験及調査……………三一

第一款 概況……………沿革、農事試験場……………三一

第二款 農事に關する試験及調査……………三一

第三款 畜産に關する試験及調査……………三一

第四款 動植物調査……………三一

第九章 鑛 業

第一節 概況……………三二

第一款 鑛業制度……………三二

目次

第二款 鐵務施行の状況.....10

第二節 鐵物.....10

第一款 石炭.....10

第二款 石油.....10

第三節 鐵業.....10

第一款 鐵業の現況.....10

第二款 鐵業の將來.....10

第十章 林業

第一節 總説.....101

第二節 森林の利用.....101

第三節 森林保護.....101

第四節 森林調査.....101

第五節 林業試験.....101

第六節 官行研伐

第一款 概説.....102

第二項 事業の端緒.....102

第三項 事業の計畫.....102

第四項 事業の組織.....102

第四節 労働者.....102

第二款 事業の概況.....102

第三款 事業の成績.....102

第十一章 水産業

第一節 總説.....103

第二節 漁業並に水産製造.....103

第三節 水産物検査.....103

第四節 水産に関する組合.....103

目次

第五節 水産試験及調査.....三〇

第一款 概説.....三一

第二款 試験及調査.....三二

第一項 漁撈.....三三

第二項 水産製造.....三四

第三項 水産養殖.....三五

第十二章 商工業.....三六

第一節 制業.....三七

第二節 工業.....三八

第三節 外國貿易.....三九

第四節 商業會議所.....四〇

第五節 度量衡.....四一

第十三章 警察

第一節 總説.....四二

第一款 沿革.....四三

第二款 警察機關の配置.....四四

第三款 警察官吏の教養.....四五

警察官練習所、その他.....四六

第二節 行政警察.....四七

第一款 保安警察.....四八

工場、原動機、労働者、危險物取締、建物火災、林野火災、消防.....四九

第二款 風俗警察.....五〇

第三款 交通警察.....五一

第四款 禁煙警察.....五二

第五款 司法警察.....五三

第十四章 醫事衛生.....五四

第一節 總説.....五五

目次

一一

第二節 醫療機關	一八四
第一款 醫院	一八四
第二款 公 醫	一八四
第三款 醫師、齒科醫師、其他	一八五
第三款 救災機關	一八六
第四節 藥 品	一八六
第五節 海港檢疫	一九〇
第六節 檢 疫	一九二
第七節 飲料水及水	一九三
第一款 上 水	一九三
第二款 清涼飲料水	一九四
第三款 水	一九四
第八節 傳染病	一九五
第九節 汚物排除	一九五

目次

一二

第十五章 法 制	
第十六章 司 法	
第一節 法 官	二〇五
第二節 裁 判 所	二〇五
第三節 供 託 事 務	二〇六
第四節 刑 務 所	二〇六
第十七章 公 共 施 設	
第一節 水 道	二一〇
第二節 電 氣 事 業	二一〇
第十八章 土 人	
第一節 總 說	二一〇

目次

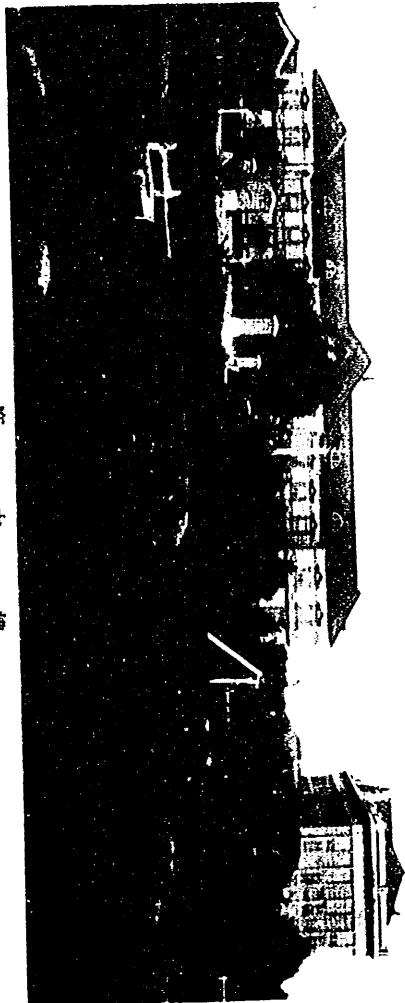
第二節 種族及戶口	一四
第三節 風俗習慣	一五
第一款 概 說	一五
第二款 衣 食 住	一六
第三款 社會及家族關係	一七
第四款 經濟及法律關係	一八
第五款 娛樂及祭禮	一九
第四節 文 化	二〇
第一款 教 育	二〇
第二款 衛 生	二一
第五節 產 業	二二
第六節 數 值	二三

挿入寫真目次

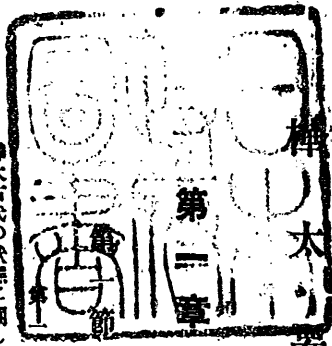
樟太廟	二〇頁ノ次
園境標	二六頁ノ次
豐原市街	五〇頁ノ次
内 橋 潤	五四頁ノ次
豐原驛	六〇頁ノ次
大泊港	七〇頁ノ次
豐原郵便局	八六頁ノ次
豐原公會堂	一一六頁ノ次
豐原第一尋常高等小學校	一二四頁ノ次
樟太廟豐原中學校	一三八頁ノ次
樟太神社	一四四頁ノ次
農村部落	一六〇頁ノ次
養 瓜 場	一六〇頁ノ次

樺太嶺農事試驗場	一六八頁ノ次
炭	一七六頁ノ次
森	二〇二頁ノ次
流送木材止場	二一四頁ノ次
海狗島	二二四頁ノ次
蟹籠詰製造實況	二三四頁ノ次
樺太嶺水産試驗場	二四二頁ノ次
真岡市街	二五二頁ノ次
パルプ工場	二五六頁ノ次
豊原商業會議所	二六四頁ノ次
樺太嶺豊原醫院	二八四頁ノ次
樺太地方裁判所	三〇四頁ノ次
豊原上水道水源池	三一六頁ノ次
土人部落	三二八頁ノ次
	一六

（目次終）



樺太嶺



樺太の歴史

第二章 總論

領有の沿革

松前氏及幕府の探検施設

樺太古代の状態に關しては文献の微すべきものなしと雖も、自然の地理的關係と近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へるアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に繁殖せる山丹族即ち今のギリヤーク、オロチヨン等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は草に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の範圍に關し

一

ては史乘明確を缺くも、之を邦領として認むるに至りたるは文政二年豊臣秀吉の松前慶長に對する蝦夷地統轄の公辭及寛永以後に於ける松前氏の樺太探檢施設に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣して樺太を視察探檢せしめたるが、土人の漁業に従事する者少からざるのみならず奥羽地方より渡來して漁撈を業とする者漸々増加せるを以て、寛政二年にはシラメシ(白主)、ツシムコタン(大泊橋)等に勤番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏も僅に漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北隊に於ける露國との交渉倍々頻繁を加へ事態漸く多事ならんことを以て、幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相隨で特派して蝦夷各地を調査探檢せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ、斯くて管轄統轄の端を啓けり。

第二款 露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經營は素々其の祖宗の遺謀歴代の圖是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出

し、更に清國と尼布楚條約を結びてスタノバイ山脈以西の地を得たるは實に西歷一六八九年(元祿二年)なり。越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黒龍江及沿海縣を略し、一八五八年(安政五年)愛琿條約を締結して黒龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を締結したるの故を以て烏蘇里江東の地を獲たり。

斯くて東方沿邊の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉りて北米大陸のアラスカ地方に其の驕足を伸べし、共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危險斯の如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯だ名あるのみにして其の實之に伴はず。勘察加を根據とせるコサツクは千島列島並に樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黒龍江口か地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せり。

露國は斯くて其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求めて來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は、一八五三年(嘉永六年)三度水師提督ブツヤチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。

總論

我が交渉委員は大目付備前守政繁及勘定奉行川路左門尉聖賢にして、アウチナチンは千島の擧提以北及亞庭灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して譲らず、爲に交渉運々として抄らず、在昔三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の擧提以南を邦領とし得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず、唯從來の儘として終結せり。茲で一八五九年（安政六年）東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛瑯條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全土を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲め遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。越えて一八六一年（文久元年）我國は修好の爲め國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣するに際し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。

四

此の交渉に際し露國は初め樺太露有を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線固持して相譲らず、依つて翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みざる暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして此みたり。

して此みたり。

幕府は一八六六年（慶應二年）再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、露に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年（明治五年）露國公使ピオツォフの來りて樺太に關し協定を試むる所ありしも議合せざりき。外務卿副島種臣は樺太の買収を提唱し力説大に努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太提案の建白政府の容る、所となり、一八七四年（明治七年）駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年（明治八年）遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如しと雖も、其の勢力は日清戦役の後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年（明治三十八年）十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙ほ人の耳目に新たなる所なれば茲に詳記せず。

總論

五

第二節 經營施設

第一款 千鳥樺太交換以前

第一項 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當リクシユンコタン（大泊浦）、シラメシ（白土）等に勤番所を設け、夏期間の小藩吏を派して保護取締に任じたるが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閉却すべからざるを高唱す。依つて幕府は天明五年勘定奉行松本秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたり。雖も何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なり。再陸番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の忽にすべからざるを上書して當路を激勵せるが、寛政九年河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察使として簡派し、其の復命を待ち同年末松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統轄せしめ、之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正養及大河内政壽、三橋成方等を關する外、幕

府に蝦夷地掛を置きて老中戸田采女正兵衛、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田兵衛の蝦夷地掛を解きて老中連帶之に任ずることとなり、蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年東蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き、箱館に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安壽守正養を奉行に任じて松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたり。雖も尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地（樺太）をも上地せしめ、茲に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、翌文化五年松田傳十郎及間宮林藏に命じて樺太を調査見分せしむるに共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ、即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争の爲め極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を

獎勵する等銳意經營に努めたり。然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要に迫られ、安政元年幕府は箱館及其附近の地を収めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀頼部正利熙を奉行に任じたるが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺撃し、遂に翌安政二年松前氏に令して再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄せり。

榎本は箱館奉行の管轄に屬シクシユンコタン(大泊橋溪)に調役を、シラメシ(自主)、四トンナイ(真岡)其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を觀察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を獎勵する等經營大に努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

第二項 開拓使時代

明治元年四月箱館に職列所を置き侍從清水谷公考を總管に任じて箱館奉行に代らしめたるが、同四月之な

願して箱館府とし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷り鍋島直正に蝦夷開拓事務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置き鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

榎本には明治元年八月權列事岡本監輔命を奉じて補深に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設けて榎本の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月蝦夷)及榎本開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て榎本開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し鋭意土人の撫育産業の開發に努め治績稍見るべきものありたるが、偶々榎本南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知して機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如函泊(大泊栄町)に強行上陸し、我が勸告を肯ぜず暴逆を振舞ひて毫も憚る所なかりしを以て、岡本監輔は着皇上海して北方の急を政府に報じ保境の緊要を力説大に努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後榎本に及ぶべしと爲し榎本の積極的施設を肯ぜず、岡本監輔等聯合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、權列官長谷部辰連岡本

監輔の後を襲ひ、監事堀基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年九月クシニコヤン(大泊浦)の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開拓使長官の樺太抛棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買收論も容れられず、明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

第二款 軍政施設

第一項 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨時的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ(大泊)に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き、

軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域を數箇の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任ず。

軍政長官は立法、司法、行政の権を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ(大泊)に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、マツカ(真岡)の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

第二項 民政署時代

民政署は樺太占領草創時に於ける軍政署の後を承り、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク(同年九月コルサコフに移轉)に支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ホロアントマリ(大泊)、ヘルヤハーツ(一ノ澤)及其の附近に民政を布きたるに始まる。

總論

民政署は明治三十八年勅令第百五十六號占領地民政署ノ職員ニ關スル件に依り編制せられ民政長官、事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官(後樺太守備隊司令官以下同じ)は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定めて民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督して立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に隸し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずも百草案創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政署支署及支署出張所を示せば左の如し。

民政署
樺太民政署

民政署支署

支署出張所

設置年月日

コルサコフ(大泊)支署

ルツメカ(留多加)出張所

明治三十八年八月二十八日
同年九月十四日

ウラジミロフカ(豊原)支署

ホロアントマリ出張所

不詳
明治三十八年九月十四日

ガルキノウラスコエ(露合)出張所

ナイヨロ(内路)出張所

明治三十九年七月二十五日
明治三十八年十月二十五日

マツカ(真岡)支署

クスンナイ(久春内)出張所

不詳

第三款 樺太廳の設置及官制改正

占領後の軍政に關しては既述せる所なるが、斯くて新領土の庶政其の緒に就きたるを以て明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布あり同年三月三十一日限り軍政を撤廢し、四月一日より豊原に樺太廳を設け置せらる。即ち樺太廳長官は一般行政事務を管理し、司法事務に關し新に裁判所を設け、守備隊司令官は軍に軍事のみを統理することとなり。

總論

一四

長官は内閣總理大臣(自明治四十年四月至明治四十三年六月は内務大臣)の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す。

初め廳に長官官房、第一部及第二部を置き、第二部は拓殖、土木、鑛業、森林、農業及牧畜に関する事務を掌り、第一部は以上を除きたる以外の助長行政事務並に警察及衛生事務をも管掌せり、其の後樺太廳官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

- 一、明治四十二年五月 第一部より警察及衛生に関する事務を分離し第三部を設く。
 - 一、大正二年十二月 第一部、第二部、第三部を内務部、拓殖部、警察部に改む。
 - 一、大正三年十一月 拓殖部を廢し拓殖部の事務は内務部に移る。
 - 一、大正七年六月 拓殖部設置、支廳より警察及衛生に関する事務を分離し警察署及警察分署を置く。
 - 一、大正十一年十月 支廳出張所廢止。
 - 一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し、支廳出張所を置き、拓殖部の事務は内務部に移る。
- 樺太廳管内須要の地に支廳を置き管内行政事務を掌理せしむ、當初支廳長は警察權を有し警察及衛生事務

の執行に任じたるが、大正七年六月警察署及警察分署を設置し専ら其の執行に當ることとなり、尙支廳管内樞要の地に支廳出張所を置き支廳の事務を分掌せしむ、支廳出張所は大正十一年十月一度廢止せられたるが大正十三年十二月復活せり。

現在の支廳及支廳出張所を擧ぐれば左の如し。

支廳	支廳出張所	設置年月	備要
豊原支廳		明治四十年四月	
大泊支廳		同	
	留多加出張所	大正十三年十二月	大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり
本斗支廳		大正十一年十月	
眞岡支廳		明治四十年四月	始め名好に在りて名好支廳と云ひしを大正二年六月久春内に移し久春内支廳に改め、更に大正七年六月泊居に移し泊居支廳と改稱せり
泊居支廳		明治四十一年十二月	

總論

一五

總論

鶴城出張所

大正十三年十二月
大正十一年十月

大正十一年十月鶴城支廳設置せられたる
りが大正十三年十二月之を廢し出張所とせ

元泊支廳
敷香支廳
外に支廳出張所九箇所ありたるが大正十一年十月支廳増設の際廢止せられたり。

樺太廳官制

第一條 樺太ニ樺太廳ヲ置ク
第二條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	二人	勅任
部長	四人	勅任
支廳長	七人	勅任
警視	二人	勅任
技師	六人	勅任

屬	專任百十一人	列任
警部	專任十一人	列任
警手	專任六十二人	列任
森林主事	專任七十人	列任
警部補	專任十七人	列任

教習中ノ森林主事ハ之ヲ前項定員ノ外トス

第三條 長官ハ內閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及

電話ニ關スル事務ニ付テハ逓信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ

關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下

ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ廳ニ兵力ヲ要シ又ハ警備ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移駐シテ出兵

總論

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内閣總理大臣ニ具狀シ列任官以下ノ進退ハ之ヲ行

第七條 長官ハ別部ノ高等官ノ懲戒ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ列任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルト

キハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

長官及部長共ニ事故アルトキハ内閣總理大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得

第十一條 樞太監ニ長官官房及左ノ二部ヲ置ク

内 務 部

警 察 部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十二條 樞太監官内須要ノ地ニ樞太監支廳ヲ置ク其ノ名稱位置及管轄區域ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ

長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ヲ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監

督ス

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十條 支廳長ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部警部補及巡查ヲ指揮監督ス

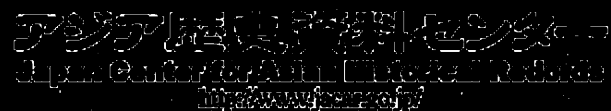
第二十一條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十二條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十三條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ從事ス

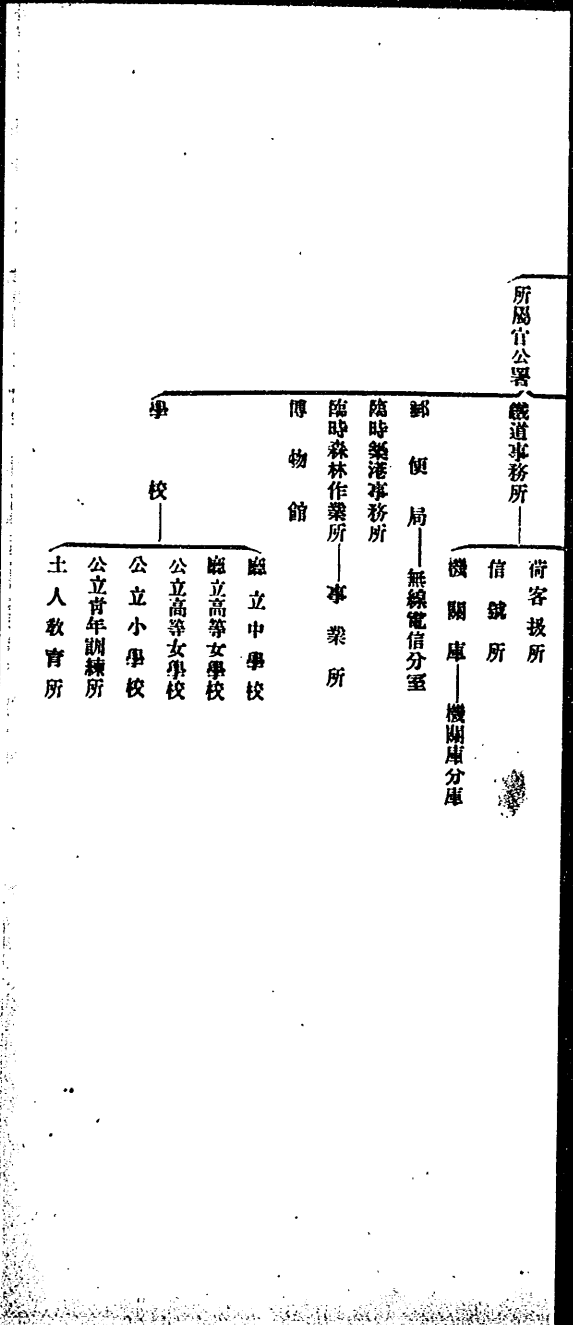
第二十四條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

總 論



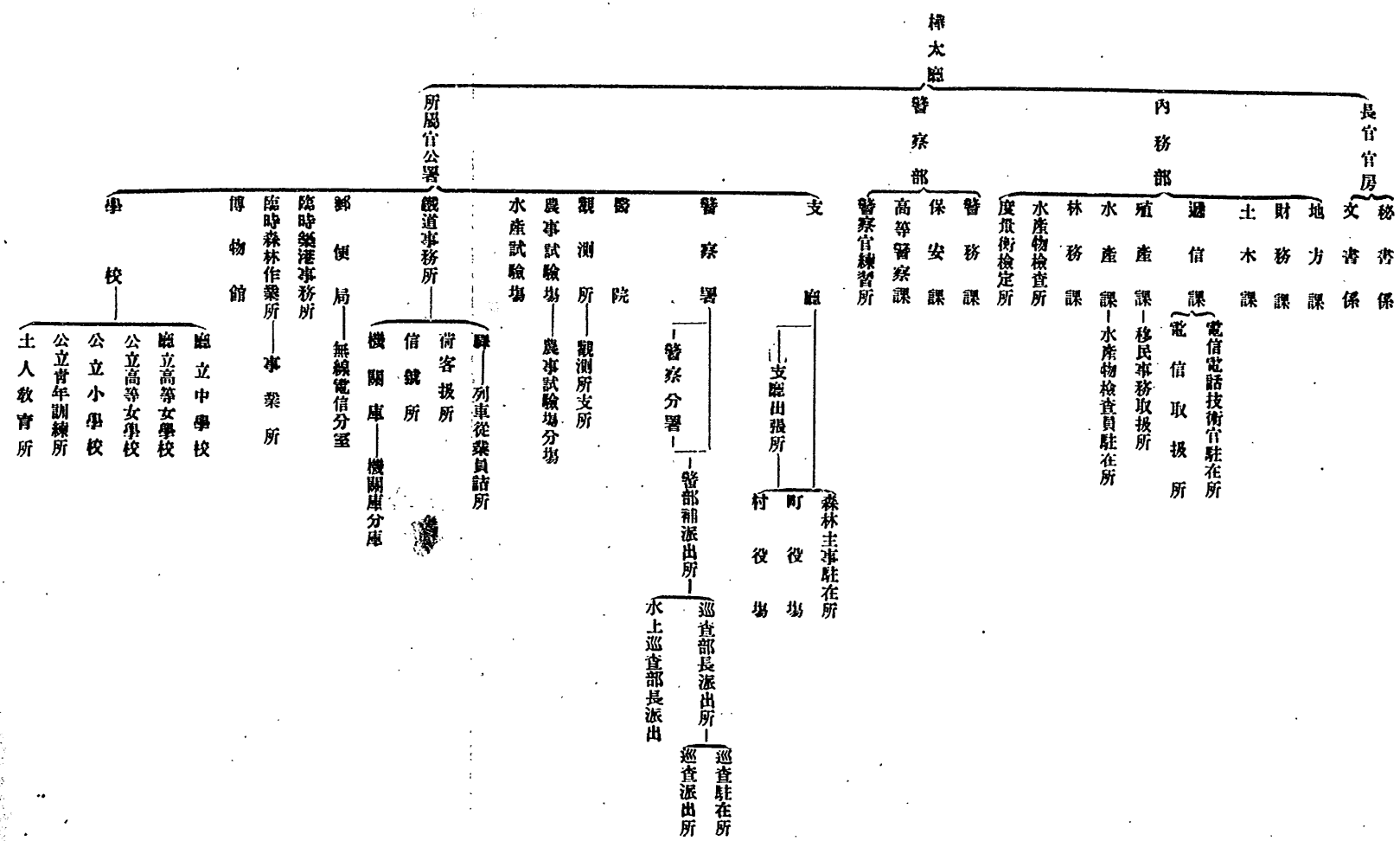
總論

第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
 第二十五條 (前) 除
 第二十六條 (前) 除
 第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ森林及林野保護ノ事務ニ従事ス
 第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
 第二十九條 長官ハ支隊ノ事務ヲ分掌セシムル爲支隊出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
 第三十條 支隊出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス
 第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク長官ハ必要ト認ムルトキハ警察署ノ下ニ警察分署ヲ置クコトヲ得
 警察署及警察分署ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
 第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充テ警察分署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ警察分署長ハ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
 警察署長及警察分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
 第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク列任官ノ待遇トス
 巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

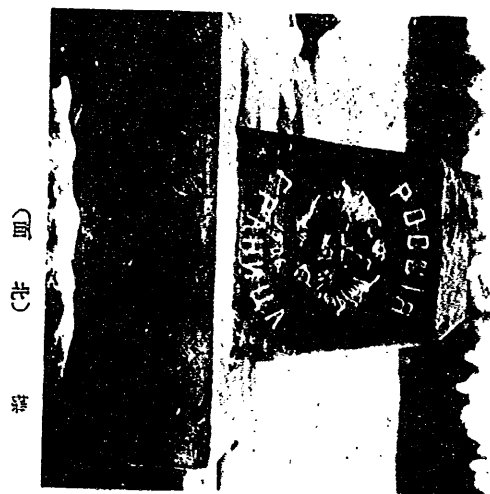


- 第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承テ技術ニ従事ス
- 第二十五條 (削除)
- 第二十六條 (削除)
- 第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承テ森林及林野保護ノ事務ニ従事ス
- 第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承テ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
- 第二十九條 長官ハ支庁ノ事務ヲ分掌セシムル爲メ支庁出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
- 第三十條 支庁出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承テ所務ヲ掌理ス
- 第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク長官ハ必要ト認ムルトキハ警察署ノ下ニ警察分署ヲ置クコトヲ得
- 第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充テ警察分署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ警察分署長ハ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク列任官ノ待遇トス

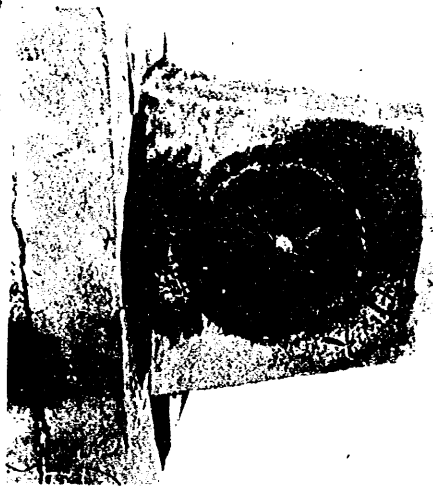
樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の如し。



裏面白紙



北 面 旗



南 面 旗

[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page]

第二章 地 誌

第一節 位置及面積

本島はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は僅に四渾の間宮海峽を隔て、沿海州に對す。南端四能登島岬は北緯四十五度五十四分に位し、峽間約二十三哩の宗谷海峽を隔て、北海道宗谷岬と相呼應し、北端エリザベス岬は北緯五十四度二十分に位せり。南北二百四十里。東西七里乃至四十里餘、其の面積約五千餘方里にして北海道本島に匹敵す。即ち邦領樺太は其の南中にして北緯五十度を以て鷹領樺太と境し、延長百十六里餘、幅員七里乃至四十里、其の面積約二千三百三十九方里にして臺灣より稍大なり。

第二節 地 勢

地 誌

三・地帯 本島は地勢及地質に由り、之を分ちて東部山地帯、中央低地帯、及西部山地帯の三地帯に區別するを得べし、西部山地帯は本島の最北端エリザベス岬より南端能登呂岬に至る本島を南北に貫通する山地にして本島面積の過半を占む。東部山地帯は北方ツイミ河口附近より起りて南走し北知床半島に至りて海中に没し、更に南方琴濱附近に起りて南走し中知床岬に終る。本地帯の中央部に於て斷絶するや東海岸に於て多來加湖を成す。中央低地帯は東西兩山地帯の中間に介在する低地にして、ツイミ川、幌内川、内洞川下流多古蕨川及鈴谷川等の流域に於ける本島主要の平原を成せり。此等三地帯は相平行して東西に狭く南北に長き本島を形成するに至る。

西部山地帯 西部山地帯の脊骨を成れる幾多の連坐せる山嶽は所謂四棒太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し、幾條の深谷を以て南北に斷續す、本山脈は五十度以南に於ては四十九度半附近に於て屹然最高峰(數香嶽)を爲し、海拔約四千餘尺に達す、四十八度以南に至るや漸く下り、最狭なる直籠、久春内附近に於て最も低し、再び上りて野田寒嶽、留多加嶽等の高峰を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の山地鑿鑿として起伏し、西海岸及登帆より鼠籠に至る東海岸に於ては是等低山地上に火山岩より成れる高峰南

北に併立して直に海に臨めり。

東部山地帯 東部山地帯は多來加湖頭より琴濱に至る間海中に没するを以て南北に二分す、北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔二千尺に達する所あり。西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船越に於て没し、再起して一連の山丘北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帯の南中には海拔三千五百尺の鈴谷山脈を有する鈴谷山脈其の脊骨を爲り、南は補溪高原と爲り、東南は富内、池邊嶺等の諸湖を造へたる遠割低地を以て一度斷絶し、再び中知床半島を起して海拔約二千尺に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。

中央低地帯 中央低地帯は東側に於ける東部山地帯の中絶するや、幌内河口附近より琴濱附近迄の間は海而下に没し爲めに南北二低地に分たる。北中央低地帯はツイミ、幌内兩川の流域にして、其の長さ約七十餘里、五十度以南部領に屬する部分の長さ約二十八里幅約五里乃至八里とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生し、矮小なる落葉松點々疎生するのみにして、留澤多き階段的平地なり。然れども幌内河川の兩側及其の支流の兩岸には柳、とら、椴松、殺夷松及落葉松叢生



し、或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る、斯の如く隅内河の兩側に展開するツンドラは寂寥荒茫たる濕地なりと雖も、其の地方に住するオロチオン及ギリヤークに對して馴鹿の好放牧地なり。南中央低地帯は茶濱附近より鈴谷河口附近に至る約二十五里に亘れる平野にして、北中央低地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なるものは概ね南流又は北流す、東海岸に注ぐものに幌内川、内淵川。亞羅灣に注ぐものに鈴谷川、留多加川。西海岸に注ぐものに泊居川、野田川、名寄川、蕨須取川等あり。

湖沼 西部山地帯より東側に多來加湖、白鳥湖、富内湖、遠淵湖、和愛湖等ありて、西側には來知志湖あり。

第三節 地質

樺太島(邦領樺太)を構成する岩石は左の如し。

- 一、結晶片岩系 石層片岩、綠泥片岩等
- 二、古生界 砂岩、粘板岩、燧岩、石灰岩、輝岩、花崗岩、閃綠岩、橄欖岩等
- 三、中生界 白堊系、砂岩、頁岩、燧岩、泥灰岩
- 四、近生界 第三紀 砂岩、頁岩、燧岩、凝灰岩

第四紀 砂、礫、粘土、泥炭、玄武岩、安山岩、流紋岩等

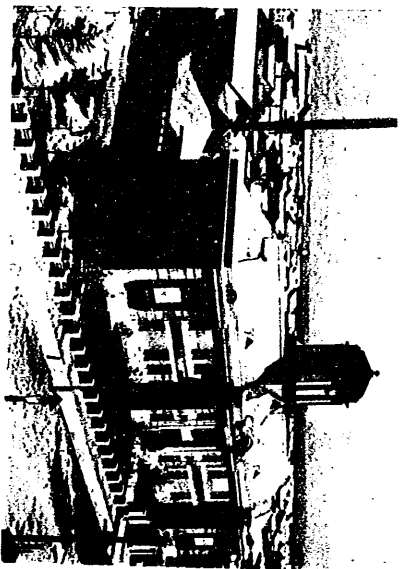
以上は時代順に列挙せる岩類の代表的もののみなり。
 東部山地帯 東部山地帯を構成する岩類は主として結晶片岩類及古生界の岩類にして、東北山脈は主として結晶片岩類と古生界の岩類より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、南部山地は古生界の岩類及花崗岩其の大部分を成す。

西部山地帯 西部山地帯を構成せる岩類は白堊系及其以後の岩類なり、西部山地帯の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は白堊系に屬し南北に長く連亘す、是より西方は漸次高さを減じ台地的地形となり、此の臺地を構成するものは第三紀岩類にして廣大なる石炭層及石油層も亦水層中に胚胎す。而して此の臺地帯には處々

に火山岩の噴出せる跡ありて休火山を作り地形の單調を破れり。
●●●●● 中央低地帯 中央低地帯を構成するものは主として第四紀層なり。北中央低地帯には曉内河等に黏土を存する安山岩の外堅硬なる岩類なく、厚層の泥、粘土及砂礫より成る。南中央低地帯は主として、粘土、砂礫より成り泥炭層甚だ薄し。
●●●●● 總括 以上を總括するに、本島が一種特別な地形を示すは岩石の分布と密接なる關係あり、即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界の岩石及白堊系の岩石が長く南北に連亘し、永年の削磨作用に堪へて高處を作る結果地形は主として此等堅硬なる岩類の分布に左右されて作られ、今日見るが如く南北に延長せる地形を成せるなり、同時に河流も亦此等山脈及岩質に左右され大河も堅硬なる岩石を横切りて流るゝ事能はず殆んど全部南流或は北流す。

第四節 主要市街地 (戶口、大正十四年末現在)

一、豊原町 戶口 四、二二六戸
人口 二〇、七五五人





青森市街

地誌

に火山岩の噴出せる跡ありて休火山を作り地形の單調を破れり。
 中央低地帯 中央低地帯を構成するものは主として第四紀層なり。北中央低地帯には境内河畔に點々存する安山岩の外堅硬なる岩類なく、厚層の泥、粘土及砂礫より成る。南中央低地帯は主として、粘土、砂礫より成り泥炭層甚だ薄し。
 總括 以上を通覧するに、本島が一種特別なる地形を示すは岩石の分布と密接なる關係あり、即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界の岩石及白堊系の岩石が長く南北に連亘し、永年の削磨作用に堪へて高處を作る結果地形は主として此等堅硬なる岩類の分布に左右されて作られ、今日見るが如く南北に延長せる地形を成せるなり、同時に河流も亦此等山脈及岩質に左右され大河も堅硬なる岩石を横切つて流るゝ事能はず殆んど全部南流或は北流す。

第四節 主要市街地 (月口、大正十四年末現在)

一、豊原町 戸數四、二六戸 人口二〇、六五五人

棒太臨の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積四十二方里規模雄壯大にして市
區整然たり。政治交通の中心にして鐵道泊榮線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西棒太を連結すべき
登真鐵道は此の地に起り既に一部開通せり。

ウラジミロノカミ稱せし舊市街は町の北端に位し今尙露人式家屋（丸太造）を存し當時を偲ぶものあり、
東郊の勝地旭ヶ岡には官幣大社棒太神社あり土地高闊眺望絶佳鈴谷平野を一眸に聚む。

各種の機關概ね此の地に置かれ棒太臨を初めとし豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、臨時森林作業所、
豊原醫院、豊原中學校、麻立高等女學校、豊原郵便局、棒太地方裁判所、豊原區裁判所、札幌刑務所棒太支
所、函館地方專賣局棒太出張所、豊原町役場、棒太熱病院、豊原商會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、玉
子製紙株式會社豊原工場、棒太電氣合資會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。

二、大泊町 戸數 四、五六六戸
人口 二四、三三九人

亞庭河の北流千歲灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。鐵道泊榮線の起點にして内津連絡及
島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐口にして貨客集散の中心を爲し本島第一の

地 誌

大都市なり。元コルサコフ(浦添町)及ホロアントマリ(榮町)を稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都なりき。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるもの多かりしを以て、領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部浦添町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隔て、榮町及本町一帯は商家頗比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞務者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船積業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し大正十六年度竣工の豫定にして、之が完成の曉は内部の開発と相俟ち倍々繁盛を加ふべし。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊臨時築港事務所、大泊病院、大泊中學校、觀測所、大泊郵便局、同無線電信分室、豊原區裁判所大泊出張所、函館税關大泊支署、大泊町役場、大泊高等女學校、大泊商業會議所、北海道殖産銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式会社大泊工場、東洋養蠶場、樺太製菓株式会社其の他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり。

三、落合町 戸數 一、〇九六戸
人口 八、九五〇人
東海岸築港の稍南泊築港線の要地にして、元ガレキノウラスコエを稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが

大正六年製紙工場之設置せられてより急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり、加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展すべし。落合町役場、富士製紙株式会社落合工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

四、本斗町 戸數 一、七四〇戸
人口 七、四七〇人
西海岸南部本島唯一の不凍港にして内樺連絡の要地を占め、西海岸鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として遂行せり。

領有當時は僅に十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林産物積産物の豊富なる爲め急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せず、氣候温和風光亦佳にして、近海漁業盛んに行はれ、附近に林産物積産豊富なるも開拓未だ完からず、之が開發と相俟つて其の發展は今後に俟せらる。本斗支廳の外本斗警察署、本斗臨時築港事務所、本斗郵便局、本斗町役場、本斗海陸運輸株式会社其の他新聞社、會社等あり。

五、真岡町 戸數 二、六六一戸
人口 三、二二八人



元マツカミ郡と西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸鐵道は此の地を経て北方野田に至り、豊原との間に豊原街道を通ずるの外目下敷設中の豊原鐵道近く開通せむとし、交通至便商工業活潑にして西海岸に於ける交通經濟の中心を成し會社工場等多し、大正十年築港事業を起し大正十五年度竣工の予定なり。眞岡支廳の外託警務署、眞岡臨時築港事務所、眞岡醫院、觀瀾所支所、眞岡郵便局、農事試験場宇遠沼分署、眞岡區裁判所、札幌刑務所附樺太支所眞岡出張所、函館稅關眞岡支署、眞岡町役場、實科高等女學校、眞岡商業會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、樺太工業株式眞岡工場其他新聞社、銀行會社、工場等あり。

六、泊居町 人口一八、九二九人

西海岸北部の要地にして泊居支廳の所在地なり、領有當時は十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭礦の採掘、工業會社の設立等により漸次發展の途上でありしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘澹たる状況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに

至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手せるを以て、之が完成の上は地方の開發と共に益々發展するに至るべし。泊居支廳の外泊居警察署、泊居郵便局、眞岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、樺太工業株式會社泊居工場、樺太汽船株式會社其他新聞社、會社、工場等あり。

第五節 氣象

第一款 概説

本島は日本海とオホーツク海との間に存在して沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之が縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受けるものあり、氣象は地方によりて種々の状態を呈せり。

然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はる、を以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして、中部は山脈に圍まる、を以て大陸氣象を呈し寒暑の甚甚し。而して世界同緯度の地に比して氣温の殊に低きは、近海に暖流の見るべきものなきは其の一因なりと雖も主として亞細亞大陸の影響を受けるによる。近海暖流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣温低下するに至りて止む、殊に冬季は主山脈



を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。
 本島は北緯の地なれば春暖を迎ふること緩かに秋冷を促すこと急にして、最低気温の氷點以下に降らざるは六月より九月に至る八旬内外にして、霜雪を見ざるも僅に此期間に過ぎず。故に夏季に至れば百花一時に開き、秋風一度至れば忽ちにして紅葉し落葉して滿目蕭條たり。殊に十二月以後に於て一旦降雪すれば融くることなく所謂積雪となり、遂には四五尺に達し暴風吹雪を起すことも珍らからず。

第二款 気温、気壓及風

気温 年平均気温は本島の四度五より數香の氷點下零度三の間に在り。月平均気温の氷點以上に在るは四月より十月に至る七箇月にして、十一月より三月に至る五箇月は氷點以下に在り。最寒なるは一月最暖なるは八月にして温度の急昇するは融雪期其の劇降するは降雪初期なり。各地を通じ冬期は気温の差甚だ大なれども夏季は小にして、又内部地方は海岸地方に比すれば冬季は著しく寒冷にして夏季は高温なり。西海岸は暖流の影響を受け同緯度の東海岸に比し各季節を通じて高温を示し、本島、安房は大泊、數香に比し一度餘の

差あり。盛夏七、八月の候内部及北東部は南西の暖風に誘はれ往々三十度を越ゆることあり、嚴冬一、二月の候内部は又往々氷點下四十度以下に降ることあるも、西海岸より亞庭海沿海に亘りては、夏季に三十度を越え、冬季も雖も氷點下三十度以下に降ること甚だ稀なり。

気壓 年平均気壓は各地とも大差なく、秋冬に高く春夏に低し、然れども十一月、二月の候は暴風の季節に屬し屢々猛烈なる低気壓の襲來を蒙り比較的、月別にすれば南部に於ては十月最も高く二月之に次ぐも、北東部は之に反す。最も低きは各地とも六月にして七月之に次ぐ。極數を示せば大正四年十二月十四日に於ける大泊の七百二十一耗一、大正六年三月二十三日に於ける大泊の七百八十二耗八ミテス。

風 平均風向は各地皆風癖を有し一定せざるも、概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其の他の六箇月は北風なり。其の北風より南風に變ずるは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遲速あり。而して西海岸南部に於ては南北風共に東に偏すれども、内部は西に偏し、多來加灣北岸に於ては五月乃至七月の三箇月は東に偏し、其の他は西に偏す、是れ海陸風の發達著しき由るものなり。最多風向に視れば整然たる區別あるは數香にして、大泊に比すれば南風の期間稍々長し。之れ秋季に於



て黒龍江下流に發現する低氣壓の往來頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的溫暖なる一因も亦之に由るものゝ如し。

平均風速度は四海岸南部に最も大にして内部に小なり、而して沿海地に於ては秋冬の候に大にして夏季には小なるも、内部に於ては春季に大にして冬季に小なり。月別にすれば南部沿海地に於て其の最大なるは十一月、多摩加洲北岸に於ては十二月なり。其の最小は沿海地に於ては七月なるも、夏季三箇月は概ね弱く其の差甚だ小なり。内部に於ては其の最大は五月にして最小は一月なり。想ふに嚴冬の候に於て内部の氣温の著しく低降し、盛夏の候に於て沿海地に濃霧の發生頻繁なるは風速度の小なるが其の一因なるべし。

最大風速度は六、七の二箇月を除けば二十米を越へざるなし。其の極大は大正十四年十二月二十二日大泊に於ける西風三十七米一にして、大正九年一月九日汎岡の北北西風三十一米七之に次ぎ、秋冬の候如何に猛烈なる暴風の襲來するかを窺ふに足らむ。

暴風日數は南部沿海地に於ては十一月及十二月最も多く、汎岡に於て十八、九日により、一月及三月は尙ほ十五日を算す。北東部に至れば半減し、内部に於ては約三割に過ぎざるも、本島は臺灣水道及北海道沿岸

に次ぎ本邦中暴風殊に多き地方なり。由來本島に襲來する暴風は南洋より來るもの甚だ稀にして、概ね大陸に發生するものなるが故に、其の季節も亦内地に比し約二箇月後。而して此種暴風は發現當時に於ては概ね優勢ならざるも北上するに従ひて發達し、本島附近に於て著しく深厚なるを常とす。此の期に於て一度之が襲來を蒙らんか、沿海地方に於ては北西風強く概ね兩三日に亘り往々四、五日に及ぶことあり、されど夏季は一般に少なく年總日數の一割に上らず。

第三款 温度、降水、日照及霜雪

温度 平均温度は夏季に高く、春秋に低し、各地を通じて月平均九十%に上ることあるも七十%に降ることなく、多摩加洲沿海の如きは平均八十三%に上り、最乾なる月に於ても七十五%を降らず本邦中殊に最濕の地とす。然れども春秋雨季に於ては最も能く乾燥し三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。本島は既記の如く對比温度甚だ高く概ね濕り勝なるも、絶対温度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化は其差二十%内外に上り、曇天又は雨天の場合には飽和状態にあるも露る

れば忽ちにして乾燥して四、五十%の變化を呈するが如きは敢て珍しからず。

降水 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の交に少く、月量多きも二百五十耗に止り少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を出でず、本邦中最霖雨地の一として南滿洲に次ぎ北見沿岸と略相等し、最大日量はその五十耗を越ゆることは少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降雨日数は南部に於て秋冬の交に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略々山陰地方に等しく一年の總日数は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

日照 日照時数は南西部に於ては春秋に多く冬季に少きも、北東部に於ては初春の候に多く初夏の候に少なし。月別にすれば多照なるは數香の三月にして、二百時間を越え、寡照なるは眞岡の十二月にして僅に三十時間に充たず。百分率にすれば其の五十%を越ゆるは、數香の一月乃至三月大泊の三月及十月にして他は皆五十%以下に在り、眞岡及本斗の如きは十一月乃至一月の三箇月は皆二十%以下にして、以て冬季天氣の不良なるを窺ふに足るべし。

霜雪 結霜は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普く、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れど

も内部に於ては間々六月下旬に亘り、稀には八月下旬に現はるゝことあり。其の中間日数は内部及北東部に於ては二百五十日内外にして、西海岸南部は二百三十日内外なるも、内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。

雪は北部は早く概ね十月中旬に現はるゝも、明治三十九年には數香、内路附近に於て十月一日既に十五種(五寸)内外の積雪あり。南部に於ては同月初旬鈴谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中旬の交にあるも、大正二年には南部一帯六月中旬に於て降雪を見たり、斯の如き晩雪は又稀有のことに屬す。而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

第四款 海霧及海水

海霧 本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に亘り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり。其の他の期間に於ても間々之を認むることあれども甚だ稀にして且つ概ね淡霧なり。



之が發生は暖寒兩海流の衝突に由るが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近殊に多く、是等岬角を離るれば頓に減少するもの、如し、之を海狗島及西能登呂岬の觀測に徴するに、夏季三箇月に於ける濃霧總日數は五、六十日に上り、濃霧日數のみを算するも四、五十日に及ぶ。本島に於て最も多霧なる根室及襟裳岬附近に比すれば約旬日少きも朝鮮西岸よりは多し。大泊は西能登呂岬に比すれば其の半に上らず、數香は大泊と大差なきも眞岡は甚に少く大泊の六割に過ぎず、其の濃淡頻度は海流の消長に關聯するの少ならず、風位の如何により其の所在を異にし流動斷續常ならず。之を以て夏季南風の日は概ね多少の海霧を生ずるも、海陸の向背によりて著しき差異を生ず、即ち濃密なる海霧の襲來する場合大泊に在りては南南西風にして、數香は南東風眞岡は南西風なり、其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前のものは約六割を占め午後のものは四割に充たず。連続時數に就て見れば往々斷續四、五十時間に亘ることあるも、總じて十時間以上に及ぶものは總回數の二割に上らず多くは五時間以内にして止む。而して此等濃霧の發生は主として高氣壓の移動し來れる時に在りて、低氣壓の通過に伴ひて發生するものは甚だ稀なり。之を以て大泊、數香に於ては天氣の晴朗なる時に起るもの多く降雨を併發するもの少し、然れども眞岡に到りては殊

雨を併發するを常とす、之れ時期稍々早く風位の南西に偏するに由るならむ。
 海水 本島は冬季殊に低温にして海水温も亦氷點以下に降り沿海は概ね結氷し、春季に至りては流氷を見らる。唯眞岡以南四十里間は著しき結氷なきも、宗仁岬附近までは西能登呂岬を遡りたる氷塊の流着すること珍しからず。海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒威の増進するに従ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に由りて著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして潰裂流出し、風風げば再び聚着し春暖の候に至りて流出融解す、其の期間を概括すれば左の如し。

- 東海岸 數香沿岸 十二月下旬乃至三月下旬
- 榮濱沿岸 十二月下旬乃至四月下旬
- 亞麻灣 大泊沿岸 一月中旬乃至三月中旬
- 西海岸 安別沿岸 一月上旬乃至三月中旬
- 眞岡沿岸 一月下旬乃至二月下旬

地誌



之れ素より一冬季間に生成するものなるが故に其の厚さ通常一、二尺に止り、氷盤となりて氷山を造成するにあらず、然れども風潮により流動すると共に重積累積し、氷盤上には壁の如き状を呈し數尺の厚さに達するものあり云ふ。亞庭灣に於ては明治四十年十二月末三尋海に亘り氷結厚さ二粉に達し氷上荷役をなし、明治四十二年四月下旬迄留多加川流域より對馬崎運線沿岸一帯を封鎖せることあり。東海岸に於ては結氷早く解氷も亦遅く、大正十一年五月下旬には多來加海北岸より愛郎岬に亘り尙大水溜連り、六月初めに至りて漸く流出したり。蓋し多來加灣の結氷は春暖を迎へ離岸するも北知床半島に遮られ停氷となり游動し、南西風の發達に依つてあらざれば流出し難きも斯く晚れたるは稀有のことと屬す。流水の顯著なるものは西海岸に於ては大正五年二月中旬眞岡沖に襲來したるものにして、北方宇遠泊沖合に於ては十二、三尋海より眞岡沖は五、六尋海に亘りて沿岸の結氷と連接し、南は手井沿岸に延び停留旬日に及びたり。宗谷海峽に於ては大正十一年四月末東海岸を逸したるもの海峽を塞ぎ、一部は亞庭灣内に入りて五月初め眞岡沖に漂沈したることあり。海狗島に於ては大正八年六月八日頗る廣大なるもの同島を包圍して一望艦々更に其の際涯を見ず、停留四日にして擴散し始め、夫より多來加灣に入りて中旬末には數香沖に現れ、沖合一軒内外に迫り下旬に至

りて没影したり。要するに西海岸に在りては眞岡以南は結氷流水共に著しからず、本斗に至れば嚴冬の候岸邊に少許軟脆なる浮水を見るに過ぎず。然れども東海岸に於ては五月尙ほ停氷を見ること前述の如く、亞庭灣に於ては四月に入りては最早危險なる流氷に遭遇することなし。

第六節 戸口

概観 本島の現住人口は其の大部分内地人にして、極めて少數の朝鮮人、土人、外國人あり。大正十四年末現在の現住人口は十八萬九千三十六人にして、領有當初の明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比すれば實に十七萬六千六百七十五人の増加にして、實に十五倍強に達し増加率の高きこと他に其の例を見ざる所なり。之が増加は主として、移住に因るものにして本島が如何に發展の域にあるやを窺知するに難からず。然れども之を本島先住の土人に就て見るときは年々減少の傾向を示し、キーン族の如き僅に二十三人を殘すのみにして、種族保存上より見るも甚だ遺憾とする所なり。

種族別戸口 大正十四年末現在の種族別戸口を掲ぐれば左の如し。



地 誌

種 族 別	戸	人	
		男	女
本 邦 人	計	三、五、八	二、五、〇
		朝 鮮 人	二、三、四
土 人	計	三、〇	三、〇
		ア	三、〇
キ	計	三、〇	三、〇
		オ	三、〇
ニ	計	三、〇	三、〇
		ロ	三、〇
イ	計	三、〇	三、〇
		フ	三、〇
ヤ	計	三、〇	三、〇
		コ	三、〇
ン	計	三、〇	三、〇
		ソ	三、〇
ム	計	三、〇	三、〇
		メ	三、〇

種 族 別	戸	人	
		男	女
支 那 人	計	三、〇	二、〇
		支 那 人	三、〇
露 國 人	計	三、〇	二、〇
		露 國 人	三、〇
獨 逸 人	計	三、〇	二、〇
		獨 逸 人	三、〇
波 蘭 人	計	三、〇	二、〇
		波 蘭 人	三、〇
土 人	計	三、〇	三、〇
		土 人	三、〇
キ	計	三、〇	三、〇
		キ	三、〇
オ	計	三、〇	三、〇
		オ	三、〇
ニ	計	三、〇	三、〇
		ニ	三、〇
ロ	計	三、〇	三、〇
		ロ	三、〇
イ	計	三、〇	三、〇
		イ	三、〇
フ	計	三、〇	三、〇
		フ	三、〇
ヤ	計	三、〇	三、〇
		ヤ	三、〇
コ	計	三、〇	三、〇
		コ	三、〇
ソ	計	三、〇	三、〇
		ソ	三、〇
シ	計	三、〇	三、〇
		シ	三、〇
チ	計	三、〇	三、〇
		チ	三、〇
リ	計	三、〇	三、〇
		リ	三、〇
ヌ	計	三、〇	三、〇
		ヌ	三、〇
メ	計	三、〇	三、〇
		メ	三、〇

現任月口増加の趨勢 明治三十九年以降五年毎の現任人口及増加の趨勢を示せば左の如し。

調査の時	現任人口	毎五年間ニ於ケル増加實數	毎一年平均増加歩合人口百ニ付
總計	三、四、三	二、八、七	八、五、九
支 那 人	三、〇	一、七	五、八
露 國 人	三、〇	一、〇	三、三
獨 逸 人	三、〇	一、〇	三、三
波 蘭 人	三、〇	一、〇	三、三
土 人	三、〇	三、〇	一〇、〇
キ	三、〇	三、〇	一〇、〇
オ	三、〇	三、〇	一〇、〇
ニ	三、〇	三、〇	一〇、〇
ロ	三、〇	三、〇	一〇、〇
イ	三、〇	三、〇	一〇、〇
フ	三、〇	三、〇	一〇、〇
ヤ	三、〇	三、〇	一〇、〇
コ	三、〇	三、〇	一〇、〇
ソ	三、〇	三、〇	一〇、〇
シ	三、〇	三、〇	一〇、〇
チ	三、〇	三、〇	一〇、〇
リ	三、〇	三、〇	一〇、〇
ヌ	三、〇	三、〇	一〇、〇
メ	三、〇	三、〇	一〇、〇

地誌

	明治三十九年末	明治四十四年末	大正五年末	大正十年末	大正十四年末
豊原	三三、三二	三六、七五	六六、六〇	一〇〇、〇〇	一六〇、〇〇
大泊	一	一	一	一	一
水斗	一	一	一	一	一
眞岡	一	一	一	一	一
泊居	一	一	一	一	一
元香	一	一	一	一	一
管内	一	一	一	一	一
全管	一	一	一	一	一

四四

人口分布状況 大正十四年末現住戸口に就き其の聚積の狀態を町村別に觀るに、戸數二百戸未満のもの四、二百戸以上五百戸未満十、五百戸以上一千戸未満十三、一千戸以上十一にして、人口一千人未満四、二千人以上二千五百人未満十二、二千五百人以上五千人未満十、五千人以上一萬人未満八、一萬人以上四にして、人口密度を支離別に示せば左の如し。

支離	大正十四年末		大正九年末	
	人口	一万里ニ付人口	人口	一万里ニ付人口
豊原	四〇、〇〇	三三〇〇	三三、〇〇	七七八
大泊	五〇、〇〇	一五九〇	三三、〇〇	七四二
水斗	一七、〇〇	一六〇三	八、〇二	八〇六
眞岡	五三、〇〇	二九〇五	三〇、〇〇	二六三三
泊居	三三、〇〇	三九〇四	二二、〇二	三三九二
元香	一六、〇〇	八〇〇五	二、九〇	一四七五
管内	一八〇、〇〇	八、〇二	九一、三三	三、八六
全管	一八〇、〇〇	八、〇二	九一、三三	三、八六

右に依りて觀るに五年以前に比すれば一万里に付四十二人餘を増加したりと雖も、眞岡支離の二百十九人

四五

地誌

を最も密なるものと管内平均一方里八十一人に過ぎず、之を内地の三千二十七人に見れば稀薄比するに足らず、北海道の四百三十七人に比するも尙及ばざること遠し。

年齢及性別人口 本島人口の特徴として注目し値するは各年齢階級の構成なりとす、即ち大正十四年末現在に於て内地人の所謂生産年齢級は十一萬九千六百九十人、不生産年齢級は六萬四千五十二人にして、生産年齢級の不生産年齢級を超過する實數五萬五千三百三十八人、其の割合は人口總數百中生産年齢級六十五人、不生産年齢級三十五人に當れり。之れ其の多くが移住者にして本島が如何に拓殖進展の途にあるやを示すものにして、健全なる人口構成を有するものと謂ふべし。

性別の別に於ても男性の女性を超過すること二萬六千三百七十二人、人口百中男五十七人女四十三人にして、女百に對し男百三十三人に當り内地に比し大いに其の趣を異にせり、此の男女の權衡は僻障地に到るに従ひ愈々甚だし。

出身地方別人口 在住内地人の本籍に就き之を地理的關係に従ひ十一地方に大別して表示せば、左表の通り北海道の六萬三千六百一十一人最も多く、東北區の五萬四千八百二十二人之に亞ぎ、北陸區、關東、四國、東

山、東海、中國、近畿の順にして、九州の二千二百五十四人最も少し。

大正十三年八月一日戶籍法施行せられて以來本島に轉籍するもの相續き、同年末に於て既に二千九百二十六月一萬六千五百六十七人を算し、大正十四年末には左表の通り四千七百三十一月二萬四千三百四十三人に達し尙増加の趨向著し。

地方別	戸 數		人 口		地方別	戸 數		人 口	
	戸	數	人	口		戸	數	人	口
北海道	11,133	33,133	33,622	近畿區	6,455	21,233			
東北區	10,733	33,810	33,008	中國區	7,733	21,008			
關東區	11,455	33,810	33,008	四國區	7,733	21,008			
北陸區	3,455	16,810	16,810	九州區	5,733	21,008			
東山區	6,455	21,455	21,455	樺太	5,733	21,008			
東山區	6,455	21,455	21,455	合 計	5,733	21,008			
東海區	6,455	21,455	21,455						

地誌
 職業別人口 本島の人口を職業別に觀察すれば左表の如し。

種別	戸数	人口	從業者	職業者	無職者	計
農業	八、七六八	一九、三三三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
水産業	四、四四七	一〇、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
鑛業	五	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
工業	三、六六八	七、七三三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
商業	六、二二五	一四、七三三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
交通業	一、五五〇	二、五五〇	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
公務及 自由業	三、六六八	六、二二五	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
其他ノ 有業者	八、八八四	一八、二二五	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
無職者	四三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇
計	三〇、四四七	七〇、〇〇〇	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	三、二五〇

國勢調査 大正九年十月一日第一回國勢調査の施行せらるゝや本島に於ける特種ノ事情に適合する様調査
 の方途を定め、官民一致協力して此の大事業の完成に努力したる結果良好なる成績を収めたり。大正十四年
 十月一日簡易國勢調査の實施に際しては殆んど内地と歩調を一にし相當なる成績を以て其の實査を終へた

り、目下之が整理中に屬するも概數に依り其の状況を擧ぐれば人口總數二十萬三千五百四人、男十二萬二千
 二百二人、女八萬一千三百二人、世帯總數三萬九千六百六十八なり。之を第一回國勢調査の二萬一千四百六十
 一世帯、十萬五千八百九十九人に比すれば實に一萬七千七百七世帯、九萬七千六百五五人の増加にして約二倍
 に達し、支廳管内別増加割合は元泊支廳の三十一割を最大とし、大泊支廳の十二割之に次ぎ泊居、本斗、豊
 原、眞岡の順にして敷香の三割五分を最小とし、一年平均増加割合は百人に付約十四人に當れり、元泊支廳
 管内東知取村及泊居支廳管内惠須取村を除きては概ね南部に大にして北部に小なり。

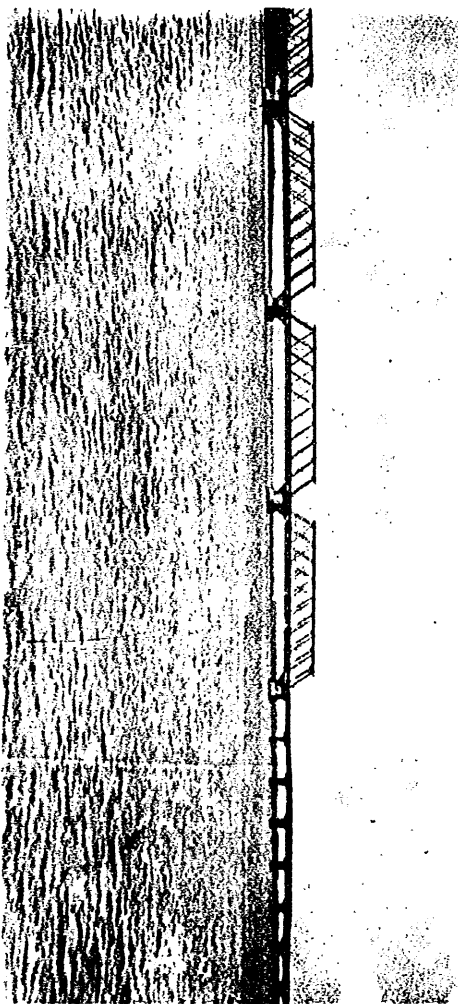
第三章 交通通信

第一節 交通

第一款 道路

露領時代に於ける道路施設は殆んど原始状態に在りて、必要已むを得ざるもの、み所在の森林を伐開して小徑を通じ僅かに通行せる有様にして、道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し、内路より北緯太オノールを経てアレキサンドルフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨一度至れば忽ち泥田と化して交通杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の梁進み人口増加して各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を



(村濱茶都選茶、川内内) 橋 内

開鑿すると共に、瀟道を修築して其の普及發達を計り、道路網の實現を期し居れり。

本島は地形上道路の敷設は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縱貫線と之を連絡する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要都邑等を連絡する爲め幹線より分岐せる路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成り現在主要道路の延長六百餘里に達す。

一、東部縱貫幹線

大泊を起點とし豊原、落合を過ぎ東海岸榮濱に出で海に沿ひて北上し、東白浦、元泊及内路を経て國境に至る。而して更に北走すれば露領ガノールより遠くアレキサンドルフスツに達す。大泊國境間延長百一十一里餘幅員十五尺乃至十八尺全線車馬を通じ、大泊榮濱間既設鐵道と相俟つて貨客の集散に便し交通甚だ至便にして、榮濱國境間八十六里餘は大正九年軍事費を以つて修築せるものなり。榮濱を距る北方約一里にして内洞橋（内洞川）あり、同橋はハットラス式延長百六間幅員十五尺工費十一萬六千圓を要し、大正十年の竣功に係り本島に於ける最大の橋梁なり。本線は南樺太に於ける主要道路なるのみならず實に南北樺太を連絡する主要幹線にして、日露國交恢復に伴ひ之が利用は將來益々頻繁なるべし。

交通通信

二、西部縦貫幹線

本島の南端西能登呂岬に發し、麥苦の嶺を越へ西海岸に沿ひて北上し、武意泊、本斗、眞岡、泊居、久春内及鵜城を経て國境安別に至る、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約百三十里、東部縦貫線と相俟つて本島交通の動脈を爲す、本線中久春内武意泊間五十一里餘は改裝既に成り、幅員十二尺乃至十五尺車馬を通じ、野田久春内間は乗合馬車あり、殊に夏季は乗合自動車も運轉し、本斗野田間の既設鐵道と相俟つて交通至便なり。久春内以北六十二里及武意泊以南十七里餘は未だ改裝するに至らず、應急の措置として交通困難の箇所のみ部分的に補修しつつあり。

三、横斷線

眞岡街道 豊原より軍川、中野、逢坂を経て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長十九里餘、幅員十五尺全線車馬を通じ、殊に夏季は定時乗合自動車を運轉し交通至便にして往來頻繁なり。
眞岡街道 本島の中央最狹部を横斷連絡する路線にして軍事費を以て開鑿せるものなり。眞岡より久春内に至る延長八里餘、幅員十八尺車馬を通じ、定時乗合馬車往復するの外夏季は臨時自動車を運轉し貨客輸送に便す。

す。

東西を連絡する横斷路線は以上の二條なるが、本島の地形及其他の實狀に鑑み尙數條の横斷線の必要を認め之が計畫を進めつつあり。

四、農耕道路

農村内及農村相互間を貫通連絡する路線にして、應に於て經營開墾せる官營道路と、農村に補助を興へて開鑿せしめたる補助道路の二種あり、現在の總延長二百四十九里餘に達し地方農村の交通運輸の便に資する所餘からず。

五、其他

留多加街道 豊原より追分、並川、小里を経て留多加川口に至る、延長十里餘、幅員十二尺全線車馬を通ず。本道は雨龍街道及眞岡街道並坂より分岐し二股を経て留多加に至る道路と共に留多加大殖民地に至る重要路線なり。

雨龍街道 東部縦貫道路員塚より分岐して亞庭海岸に沿ひ西南進し留多加、雨龍を経て西能登呂岬に至る、

交通通信

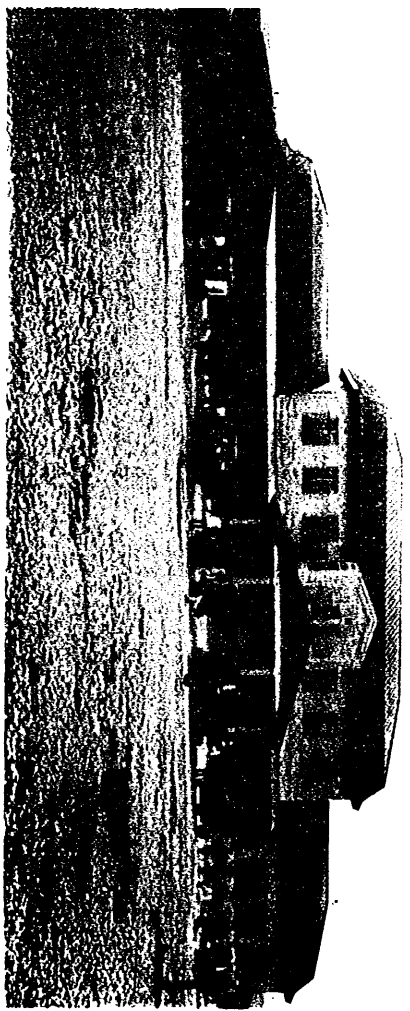


延長三十一里餘貝塚江の浦間二里は改修既に成り江の浦留多加間三里餘は本年起工改修の豫定、留多加雨龍間七里餘は海岸に自然の平地開け通行自由に、貝塚雨龍間は輕量の荷物を積載せる車馬を通じ、尙貝塚雨龍間は軌道私設の計畫中なり。

長濱街道 大泊より亞庭海岸に沿ひ東南走し長濱を経て中知床岬に至る、延長二十六里餘大泊長濱間八里餘は改修既に成り幅員十二尺車馬の通行自由なり、近く乗合自動車の時時運轉を見んす。

富内街道 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る、延長十三里餘幅員十二尺全線車馬を通じ富内地方より亞庭海岸に通ずる主要路線にして交通頻繁なり。軌道敷設計畫成り大泊古牧間二里餘は工事既に終る、全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。

敷香街道 本道は元泊より敷香に至る路線なるも、元泊内路間は東部縦貫線中に掲げたるを以つて省く、内路に於て東部縦貫線と別れ東北走して敷香に至る、延長約五里幅員十八尺平坦にして交通極めて容易なり。以上の外尙散江街道、野寒街道、東知床街道等あるも未改修にして徒歩通行し得るに過ぎず。



延長線

第二款 鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が嘯喙の間に敷設したる大泊豊原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政預廢後補大廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふるに新線を計畫敷設し現在運轉線路四、延長一三六哩四分にして、尙敷設中のもの二線あり。

運轉線路

敷設中のもの

本線

豊原線の大部 鈴谷―眞岡間

泊榮線 大泊―榮濱間

川上線 小沼―川上炭山間

豊原線の一部 豊原―鈴谷間

四海岸線 本斗―野田間

泊榮線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる楠溪町豊原間

交通通信

の軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く十八封度軌條を用ひ、軌間二呎獨逸双合式重量十五噸の機關車及積載僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に移管同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年四月大泊浦溪町間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線を軌間三呎六吋にする改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を整へり。翌明治四十四年六月豊原榮濱間新設工事に着手同年十二月竣工、茲に大泊榮濱間延長五八哩五分の全通を見るに至れり。

川上線 泊榮線小沼驛より分岐し西北川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼奥川上間を運轉し、大正十一年一月に全線一三哩四分の開通を見たり。

豊眞線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連絡する衝路に當り、中間に巒脊たる大森林と留多加川流域の豊饒なる殖民地を擁し、拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月其の一部豊原、鈴谷間六哩一分の開通を見たり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡を過ぎ野田に至る。從來西海岸交通は海運を主としたるが近時

沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年工を起し、大正九年十月本斗眞岡間工成り翌大正十年十一月全線五八哩四分開通せり。

一、運輸

營業線 現在營業線哩程、運轉回数等を擧ぐれば

線名	營業哩程	運轉回数	驛	客扱所	貨扱所
本線	五、四	大泊原	一七		
川上線	三、四	川上	一		
豊眞線	六、一	眞岡	一		
計	一五、四	六、四	三	一	一

交通通信

五八

右の外夏期石炭輸送の爲め豊原川上炭山間に臨時貨物列車を運轉し、其の輸送年量十一萬餘屯に達す。
 従事員 現在従業人員は一千百數十名にして庶務、會計等の事務に従事する外運輸、車輛、保線、築設の各系統に分属す。而して是等従事員は一哩八人強に當り、内地其の他に比し配當人員過少なるが鋭意能率増進を計り以て之を彌ひつつあり。
 運輸成績 拓殖の進捗、人口増加及線路の延長等に因り之が利用逐年増加しつつあるが、殊に大正十二年五月より鐵道省の雜泊連絡、大正十三年十月より北日本汽船株式會社の雜斗連絡に依り、本島鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及び、本島内地間を近接せしめ交通屯に頻繁を加へり。今大正十一年度より大正十三年度に至る三箇年の成績概要を表示すれば

年度	種別	旅客	手小荷物	貨物	收入	鐵道省及汽船會社より割賦受額	同上拂額	純收入
大正十一年度		1,000,231人	10,707,331斤	43,500噸	1,551,000円	1円	1円	1,551,000円
大正十二年度		1,108,700人	11,221,222斤	56,323噸	1,788,333円	1,593円	4,423,281円	1,496,855円
大正十三年度		1,332,400人	13,070,000斤	56,488噸	2,141,125円	4,916円	5,675,551円	1,560,558円

尙大正十五年四月より北日本汽船株式會社及近海郵船株式會社の大泊、眞岡と小樽、青森間の航路を經由して、本島鐵道と鐵道省線との連帶運輸を開始したるを以て内樺連絡上一層發する所あるべし。

二、建設

豊原線 豊原より本島の脊梁を爲せる四樺太山脈を貫通して西海岸の要地眞岡に至る東西兩地を連絡する唯一の縱斷鐵道にして、延長四八哩大正十年十月起工大正十六年度開通の豫定なり。
 本線は本島の脊梁を爲す四樺太山脈を横斷し加ふるに西海岸に急迫せる台地を下降するを以て、長大なる土工と數十箇所の隧道、橋梁を必要とし工事の困難なる箇所尠からず、大正十四年十月其の一部豊原谷間開通し一般營業を開始せり。目下工事中のもの豊原口約一五哩、眞岡口約二七哩にして内豊原口七哩一分、眞岡口七哩五分は既に軌條の敷設を了せり。
 野久線 西海岸線の終點野田より泊居を経て北方久春内に至るものにして延長四六哩、大正十四年十一月起工概ね海岸を通過するものにして目下野田より約一二哩間の土工其の他の工事中なり。開通の時は沿線殖民地の開發に寄與する所大なるものあるべし。

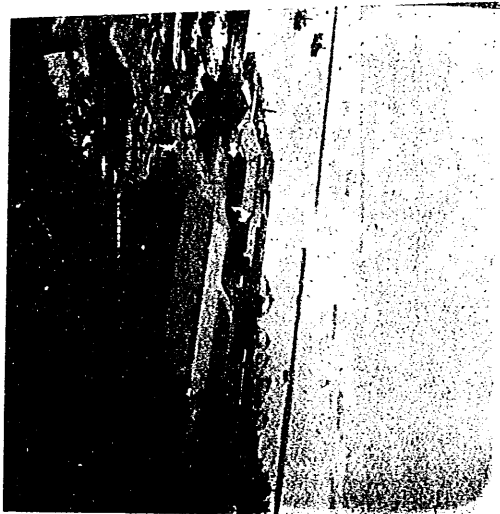
交通通信

五九

三、地方二鐵道

地方鐵道の敷設免許を興へたるものは樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二社にして、樺太廳は折殖の進展、地方開發の緊要なるに鑑み右二鐵道に對し地方鐵道助法により補助金を交付せり。樺太鐵道株式會社線 本社は資本金一千萬圓にして樺太廳鐵道泊榮線落合驛より北境敷香に至る延長一四八哩六分、相濱東知取間九二哩は大正十四年十月既に起工し大正十七年中に全線開通の豫定なり。本線竣工の曉は他地方に比し一倍不便なりし東海岸地方の交通に大變革を來し、近時開展を辿りつつある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、日露の經濟的關係漸く密接ならんを以て、北樺太の交通の要路に當れる本線は將來重要な鐵道となるべし。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道泊榮線新場より留多加に至る延長一一哩にして、大正十四年六月起工大正十五年九月開通の豫定なり。同地方留多加川流域は風摺の農耕適地にして本線開通の曉は其の開發期して俟つべし。



三、地方二鐵道

地方鐵道の敷設免許を興へたるものは樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二社にして、樺太臨は拓殖の進展、地方開發の緊要なるに鑑み右二鐵道に對し地方鐵道助法により補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社線 本社は資本金一千萬圓にして樺太臨鐵道泊葉線落合驛より北境敷香に至る延長一四八哩六分、相濱東知取間九二哩は大正十四年十月既に起工し大正十七年中に全線開通の豫定なり。本線竣工の曉は他地方に比し一倍不便なりし東海岸地方の交通に大變革を來し、近時開展を辿りつつある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、日露の經濟的關係漸く密接ならんことを、北樺太の交通の要路に當れる本線は將來重要な鐵道となるべし。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太臨鐵道泊葉線新坂より留多加に至る延長一一哩にして、大正十四年六月起工大正十五年九月開通の豫定なり。同地方留多加川流域は風摺の農耕適地にして本線開通の曉は其の開發期して俟つべし。



港 泊 大

第三款 港 灣

本島は四面環海の地にして外部との連絡は一に船舶に依らざるべからざるのみならず、其の主要産業たる漁業に關し漁港設備の必要なるは言を俟たざる所にして、港灣施設の如何は其の拓殖の増長に關するもの洵に大なりと云ふべし。

然るに本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以つて政府は調査研究の結果内外の連絡港として大泊、本斗及眞岡の三港に築港するの外、沿海航行の小汽船及漁船の繫留並に避難所として沿岸樞要の地に船入棚を築設して海運に便せり。

一、大泊港

本港は亞麻灣の北澳千歲灣の東岸に在り、本島の咽喉を扼する主要港にして樺太の支關とも見得べく、多量なる將來を有せり。

築港 本港の修築は明治四十二年榮町、楠溪町及一ノ澤一帯を調査せるを始めとし、同四十四年工費約五

交通通信

十方圓を投じて築町前面約七萬坪を埋立て船渠二箇所を築設して水陸の連絡に便し、亞て大正八年工費四百九拾萬圓四箇年繼續の修築計畫を樹て翌九年十一月工を起したるが、大正十二年工費六百九十九萬八千二百圓大正十七年度に至る九箇年繼續に改め、更に大正十三年度末に財政緊縮の結果五百八十七萬四千圓大正十六年度打切に變更せらる。

本工事に依り一は内外交通の連絡港として船見町地先より突堤を築造して繫船岩壁を裝置し、一は近く開放さるべき内湖炭輸出港の前提として突堤根部より袖深町前面近く埋築し、築町地先に假設する防波堤によりて内港を被覆し沿岸航行船の泊地ならしめ、荷揚場沿岸と相俟つて船隻荷役に便ならしめんとす。本工事完成すれば裕に三千噸級二隻二千噸級二隻を同時繋留し得べく、工事は著々進捗しつつありて未成部分は主として突堤の橋梁部と其の防波堤の一部となり。

二、真岡港

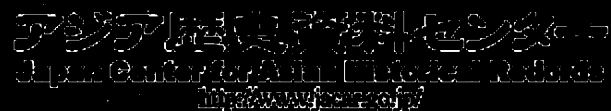
西海岸中部より稍南に偏し北方に小笠原島岬突出して大灣形を爲す、元個人經營の一漁場に過ぎざりしも邦領後漸次發達し西海岸に於ける交通産業の中心地となり海港として認識せらるるに至れり、南港として將

來益發展すべし。

築港 本港は領有當時に於て港灣として何等の設備なく大正元年始めて二千四百坪の船入調を築設せるが大正九年工費二百九十五萬圓七箇年繼續の修築計畫を樹て翌大正十年工事に着手し目下施工中なり。本工事は主として六百噸級の船六隻を繋留し得べき水面五千九百五十坪を有する濕船渠を築造し、之が航路に當る前面を浚深し船渠の背部に接して二千八百坪の船入調を設けて小船の繋留に便し、尙其の四南方海面三萬七千餘坪を埋築して近時急激なる發展に伴ひ狹隘を告げつつある市街地及倉庫地に充當する計畫なり。大正十三年度末財政緊縮の結果工費四十五萬圓を減額埋立地七十坪を減じ大正十五年度竣工の日に變更せらる。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約二百間の沖に陸地に並行して延長一哩餘の岩礁露出し天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり、本島唯一の不凍港にして往時より小形船舶の避難港として相當利用せられたり。領有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水産と附近林産續産の豐饒なること世上に知らるるや急激に發展膨脹するに至れり。



● 築港 本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは植産進展上緊要なりとし、工費二百五十萬圓大正五年度以降九箇年繼續として修築を計畫し後十箇年繼續に更訂せらる。本工程は面積三十萬坪主として三千噸級六隻の繋留を容易ならしめ、港岸七萬餘坪を埋築して上屋及倉庫其の他海陸連絡上必要なる陸上設備を施し、埋築の中央部に船溜を設け小形船艀及荷役船の繋留に便し、其の周圍の護岸をコンクリート造として物揚場を充當し、埋築護岸の南部及北部を繋船岸壁として大貨荷役に適せしむ。

四、船入湖

沿岸航行小汽船、發動機船及近海漁船の繋留、避難所並に荷役船の繋留所として船入湖を築設し、大正十年に其の敷十を算せるが、近年の急激なる發展は之を以て足れりせず、更に工費百十四萬圓大正十一年度より七箇年繼續事業を以て沿岸樞要の地に船入湖十一箇所築設の工事に着手し漸次進捗しつつあり、完成の曉は既設船入湖と相俟つて沿岸海運に資すること大なるべし。

船入湖施設の概要は有効面積三千坪内外、水深五尺乃至六尺三十噸級以下の小型船舶の繋留に適す。

第四款 航路

四面環海の樺太に於て外部と接觸するには唯海上交通に依るの外なく、従つて航海業の振否は直ちに本島折殖の上に大なる影響を及ぼすを以て之が施設に關しては最善を期しつつあり。

本島の航海業は領有以來内部の開拓と相俟つて逐年隆盛に向ひつつあり、殊に大正十二年稚泊連絡運航せられてより翌大正十三年には稚斗連絡を、大正十五年には大泊真岡と小樽青森間の船車連絡開始せられ急速の進歩を爲せり。今樺太に於ける航路を便宜樺太廳命令航路、選信省命令航路、連絡線及社外船の四に分ち左に略説すべし。

第一項 樺太廳命令航路

樺太廳命令航路を内地北海道線及沿岸線に分つ

一、内地北海道線

内地北海道線は西海岸線、東海岸線、伏木線、芝浦線、大阪線、船川線の六線あり。

交通通信



交通通信

四海岸線 四海岸線は函館を基点とするものと小樽を基点とするものと二航路あり、函館を基点とするものは汽船二隻を以て四月より十月迄二十八回同地を發し、海馬島、本斗、真岡等を経て安別に至る間を往復す。

小樽を基点とするものは夏期は恵須取を冬期は泊居を終點とし汽船三隻之に就航し夏期八十四回、冬期二十七回往復す。

東海岸線 五月より十月に至る間汽船二隻を以て、函館を基点とし小樽、大泊、富内、能登を経て海豹島間を往復す。

伏木線 東西兩海岸に至るものにして、東海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て伏木敷香間十六回往復す。

六回、西海岸に至るものは四月より十月に至る間汽船三隻を以て伏木敷香間一六回往復す。

芝浦線、大阪線 各二隻の汽船を以て四月より十月迄芝浦並大阪を基点とし各十四回大泊を経て真岡との間を航行す。

船川線 秋田縣船川より小樽を経て大泊に至るもの、四月より十月に至る間汽船一隻を以て十回往復す。

二、沿岸線

沿岸線は四月より十一月に至る期間にして大泊起點亞庭原東西兩沿岸を航行するもの、大泊基点敷香に至るもの、榮濱より敷香又は能登に至るもの、本斗を基点として西能登呂及海馬島に至るもの、真岡を基点とし名好に至るものにして、小形汽船或は發動機船を使用し沿岸各港津に寄港し之が交通連絡を圖る。

第二項 遞信省命令航路

遞信省命令航路は函館を基点として青森、小樽、大泊、真岡間を往復するものにして四月より十一月に至る間四十八回十二月より三月に至る間二十四回往復す。

第三項 連絡線

連絡線は之を分つて稚泊連絡、稚斗連絡及大泊真岡と小樽青森間連絡とし何れも其の間の航路を経て樺太廳鐵道と鐵道省線の連帶運賃を爲す。

稚泊連絡 大正十二年宗谷本線の開通後鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内大泊間を夏期は毎日、冬期は隔日に兩地を連絡運航す。

交通通信

交通通信

稚斗連絡 北日本汽船株式會社の經營に係り、専ら稚内と西海岸を連絡するものにして汽船一隻を以て稚内本斗間を年百三十二回往復す。
大泊、眞岡、小樽、青森連絡 近海郵船株式會社及北日本汽船株式會社の經營に係るものにして左の四に區分す。

- イ、小樽大泊間汽船一隻を以て月六回往復す。
- ロ、小樽眞岡間汽船二隻を以て月六回往復す。
- ハ、函館、青森を経て小樽大泊間汽船二隻を以て月三回往復す。
- ニ、眞岡、本斗を経て小樽大泊間汽船二隻を以て月六回往復す。

第四項 社外船

社外船と稱するは所謂不定期船にして、多くは夏季航海の安全なる時期に於て木材或は特殊物産の運送を目的とするものにして其の出入數渺からず。

第五款 航路標識

本島の航路標識は何れも逓信省の所管に屬し、現在西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、氣主岬の四燈臺及大泊に燈竿あり。而して西能登呂岬燈臺は露領時代(明治十六年)の建設に係り、明治三十九年海軍省より逓信省に移管し、大泊燈竿は同年樺太民政署の建設せるものを翌明治四十年逓信省に移管し、宗仁岬及海馬島の二燈臺は大正三年四月樺太廳に於て建設せるものなるが管理統一上大正十一年同省に移管したるものにして、氣主岬燈臺は大正八年逓信省の建設に係るものなり。又逓信省に於て大正十五年度以降二箇年繼續事業として西能登呂岬南方二丈岩に燈標建設中なり。
尙右の外沿岸港口に簡易なる導燈或は燈竿標のもの、施設せるもの渺からず。

第六款 驛 選

本島は人口未だ稀薄にして數里の間人煙を見ざること稀ならず、加ふるに交通機關未だ完からざるを以て交通通信

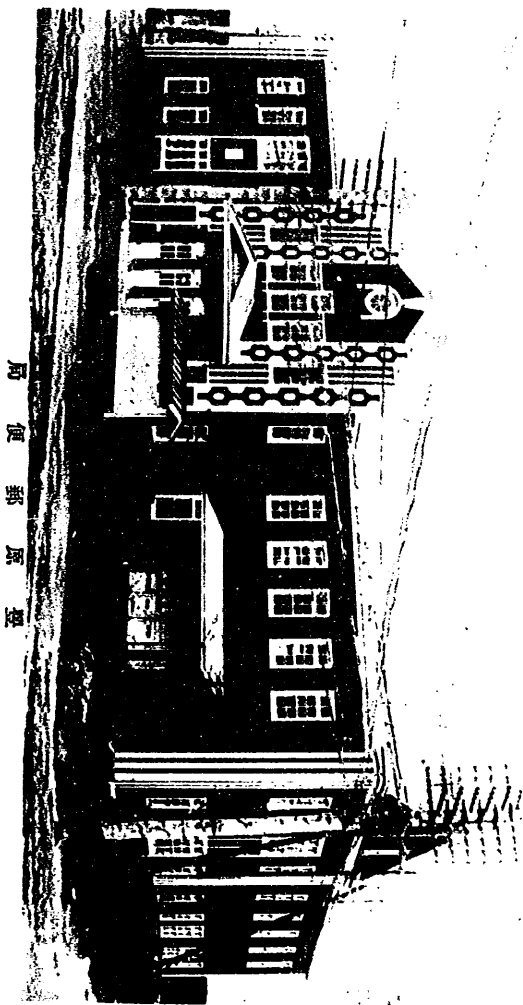


僻地の地方に於ては物質の輸送は勿論一般旅行者の齊しく困惑する所なり、依つて其の不便を補はむが爲め
 驛遞制度を樹て、必要の箇所に驛遞を設置して旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふるこゝ、
 し、明治三十八年七月先づ大泊豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌
 して之を適當に普及せしめ、以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は八十九に達す。

第二節 通信

第一款 概説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豊原)、コルサコフ(大泊)、マウカ(眞岡)、カルキノウラス
 コエ(落合)の四野戦郵便局に於て野戦郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於
 て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひたるに端を發し、明治四十年四月軍政撤廢と共に樺太廳に於て在來の通
 信機關全部を繼承し、豊原に樺太廳郵便電信局を置き一般現業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は



總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改めて普通局及特定局の二となりし専ら現業事務を取扱はしめ、事業は樺太廳直接之を主管することとなり。現在局所及關係職員數左の如し。

局 所

(大正十五年三月現在)

種 別	局 數	郵 務		電 信		備 考
		郵便	電信	交換	電話	
郵便局(普通)	四	〇	〇	〇	〇	尙大泊郵便局に無線電信分室、豊原、大泊、三所を置く外、自動電話、郵便切手賣場、四、私書箱三あり
特定郵便局	三	〇	〇	〇	〇	
計	七	〇	〇	〇	〇	

職 員

(大正十五年二月末現在)

交通通信

區別	奏任		列任		雇員		計
	事務官	局長	技師	局長	技師	書記	
木	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
郵便局(普通)	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
特定郵便局	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
計	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼

第二款 郵便

郵便送達 領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく原始的境域を脱せず郵便送達は困難を極めたり。然れども人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修、鐵道の敷設等交通機關を逐ふて備はり、送達方法も人肩に依るの外汽車或は車馬を併用すると共に一面遞送線路の増設、遞送回數の増加等鐵道施設の

改善に努めたる結果大いに面目を改めたり。

殊に大正九年度に於て東海岸榮濱園境間縱貫線道路の修築成り、最も離隔せる同方面の冬季遞送は四滑敏速を得るに至れり。

水路便は島内相互間を連絡するもの及内地本島間を連絡するもの二あり、前者は本館命令船、後者は通信省命令船に依る、郵便線路延長及命令船運行回數を示せば左の如し。

郵便線路 (大正十四年三月現在)		命令船運行回數 (自四月至十月)	
通常道路	鐵道	東海岸	西海岸
三九里	三九哩	三	三
	一、三、五、七、九	三	三
		三	三
		三	三

尙通常郵便物に關しては大正十三年八月より鐵道省の雜泊連絡船を、大正十四年五月より北日本汽船株式會社の雜泊連絡船を利用することとなりたるを以て非常に迅速となれり。

交通通信

郵便物数 人口の増加産業の發達に伴ひ郵便物は逐年増増しつつあり之を表示すれば

年度	種別	普通郵便		小包郵便	
		引	受	引	受
明治四十年		一、四〇三、九三二	一、七五九、〇〇〇	八、四〇〇	三、六六六
同 四十三年		二、一四八、八七〇	二、五五三、五八四	一、六〇五	四、四九七
大正二年		四、一三三、八〇〇	五、〇四、九七七	三、七五七	〇、三三三
同 五年		五、三六四、一四〇	六、一六三、三二八	四、三三三	〇、三三三
同 八年		八、五五五、六六九	一、一四六、八〇〇	三、〇一四	一、〇七五
同 十一年		三、三六六、一四一	一、七五七、七四〇	一、〇五〇	三、六七一
同 十三年		二、九八〇、三三三	三、三三九、八四六	一、三六六	三、三三三

第三款 爲替貯金

本島は未だ民間に於ける金融機關の普及完からず、爲に預金及送金の大部分は郵便局を媒介とす。之が現況を示せば左の如し。

郵便爲替

年度	種別	入		渡	
		口	金額	口	金額
明治四十年		五九、七九六	一、〇三〇、九〇四	一八、五七〇	五、六七三
同 四十三年		八五、三三三	一、九三三、八七〇	三、五七七	一、〇三三、七三三
大正二年		二二、九六二	三、七七一、三三三	四、六三三	一、〇三三、三三三
同 五年		三三、八二〇	三、四九一、八三三	〇、三三三	三、三三三、三三三

交通通信

年度	種別		拂		込		拂		渡	
	口	数	口	数	口	数	口	数	口	数
明治四十年		一,一五三		五〇,八八四		二				
同四十二年		六,二五五		三三,三三三		二				
同四十二年									六,四三三	

七十七

振替貯金

年度	種別	口	数	口	数	口	数	口	数	口	数
同五年			四,三三三		八,〇〇〇		一〇,一三三		三,三三三		一,一三三
同八年			三,三三三		二,一〇〇		三,三三三		一,一三三		一,一三三
同十一年			一,一三三		三,三三三		三,三三三		三,三三三		三,三三三
同十三年			一,一三三		三,三三三		三,三三三		三,三三三		三,三三三

郵便貯金

年度	種別	預		入		拂		戻		現年 在度 高末
		口	数	口	数	口	数	口	数	
明治四十年			一,三五六		一,三五六		七,五六八		二,九七九	
同四十二年			三,三三三		三,三三三		二,九七九		三,三三三	
大正二年			四,〇〇〇		六,〇〇〇		一,〇〇〇		三,三三三	

年度	種別	口	数	口	数	口	数	口	数	口	数
同八年			三,三三三		九,二五五		一〇,三三三		五,八三三		五,八三三
同十一年			三,三三三		三,〇〇〇		一〇,三三三		七,三三三		七,三三三
同十三年			四,九二二		九,二二二		一〇,三三三		三,三三三		三,三三三

七十六

交通通信

大正二年	九,三〇〇	一八,八八八	二九七	三三,〇〇〇
同五年	三〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	七〇〇	七,〇〇〇
同八年	六〇,〇〇〇	四,一〇〇,〇〇〇	一,五〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
同十一年	一五〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	二,五〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
同十三年	一五〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

七八

第四款 電信

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつつあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿岸の結氷等の爲め交通杜絶すること夥からず、従つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も長足の進歩發達を示せるは素より其の所なり。現時郵便局五十三中並川、大築の二局を除く外は悉く電信事務を兼掌し、向大泊、豊原、中里各驛には電信取扱所を設く。回線數二六（内豊原及眞岡より北樺太亞港に通ずるもの二

回線、敦香より北樺太オノールに通ずるもの一回線を含む）、自動通信機三座、二重機二座、單信音標機六七座、モールス機一座及電報送受用電話機一五を算す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふる爲め大正十年八月大泊町高地に無線電信を設け、平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲め露領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆んど我が大泊無線の申繼に係り夏季は通符の幅甚しく疎通圓滑ならざるを以て尙一個の陸上無線電信設備の要を認め之が計畫中なり。本島内地間連絡電信は豊原札幌、大泊札幌間各一回線及眞岡小樽間一回線なるに依り何れも自動二重通信機を使用せり。左に電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ。

陸上線

年次區別	巨長	延長	年次區別	巨長	延長
	明治四十年	一〇七,〇〇〇		一一七,〇〇〇	大正八年

七九

交通通信

年次	種別	發信	着信	中繼	合計
同 四十二年	交通通信	1,875,510	1,251,551	1,251,551	4,378,612
大正 二年	交通通信	3,540,710	3,707,000	3,707,000	11,054,710
同 五年	交通通信	3,311,600	5,101,400	3,311,600	11,724,600

水 底 線

能登呂、泊内間 二番線 四四哩(札幌原線の一部)
 眞岡、坂ノ下間 一三二哩(眞岡小樽線の一部)

年次	種別	發信	着信	中繼	合計
明治 四十年	交通通信	1,007,511	1,151,151	1,151,151	3,310,213

年次	種別	發信	着信	中繼	合計
同 四十三年	交通通信	1,875,510	1,251,551	1,251,551	4,378,612
太正 二年	交通通信	3,540,710	3,707,000	3,707,000	11,054,710
同 五年	交通通信	3,311,600	5,101,400	3,311,600	11,724,600
同 八年	交通通信	3,287,100	3,287,100	3,287,100	9,861,300
同 十一年	交通通信	3,287,100	3,287,100	3,287,100	9,861,300
同 十三年	交通通信	3,287,100	3,287,100	3,287,100	9,861,300

大泊無線電信設備

一、位 置 東經一四二度四六分四六秒
 北緯四六度三六分四〇秒

二、電報取扱時間及取扱業務の種類

交通通信

交通通信

無制限 一般公衆通信

三、設置年月日 大正十年八月二十一日

四、工事設計大要

(A) 設置方式

逓信省瞬滅火花式

(B) 電力

七基

(C) 使用電波長

三百メートル、六百メートル、千八百メートル

(D) 通常通達距離

晝間四〇〇哩 夜間一、五〇〇哩

(E) 受信機種類

減衰電波受信機

五、無線電報取扱数(送受信)

大正十年度	二、七四七通	一日平均	一三三通
同 十一年度	二五、一三八通	同	六九通
同 十二年度	三五、三五二通	同	九七通

同 十三年度

二二、二八九通

同

六一通

第五款 電 話

電話は始め軍事上の必要によりコルサコフ(大泊)、ウラヤミロフカ(豊原)、カルキノウラスコエ(落合)、ノトロ(小能登呂)の各軍用通信所及主要軍街に設置せられ、後樟太監之を繼承し明治四十年八月一日コルサコフ(大泊)に交換業務を、ウラヤミロフカ(豊原)、カルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ホロアントマリ(大泊余町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増し、應豫算のみにては到底需要を充す能はざるを以て、大正四年度以降深設希望者をして所要物件を寄附せしめ毎年六〇乃至二〇〇の増設を爲し積之を緩和するこゝを得たり。而して地方開發に伴ふ各地交換業務開始の要望を容るゝと共に市外電話回線の増設整理を行ひ、現在交換局九(内特設五) 通話局一五 加入者二、五二九を算するに至れり。左に事業増進の状況を掲ぐ。

電話線路

交通通信

交通通信

種別	年度	
	大正七年度	大正九年度
市外線	延長	延長
	延長	延長
市内線	延長	延長
	延長	延長
市外架線	延長	延長
	延長	延長
市外架線	延長	延長
	延長	延長
計	延長	延長
	延長	延長
備考	備考	備考
	備考	備考

電話加入者及交換機

年度	局別
大正七年度	豊原
	大泊
大正九年度	真岡
	泊居
大正十一年度	木斗
	野田
大正十三年度	落合
	茶濱
備考	蘭泊
	計

市外通話度數

種別	年度	
	明治四十年	同四十三年
加入者相互	加入者	加入者
	交換機	交換機
計	計	計
	計	計

交通通信

交通通信

市外通話區域 現在市外通話區域は豊原を中心として北は落合、榮濱を経て東白浦迄。南は大泊より分岐し宮内及留多加迄。又西海岸は眞岡を中心として北は野田、泊房を経て久春内迄、南は本平に至る。此の外東海岸の北部内路散江間及眞岡より逢坂、豊原を経て大泊及東海岸に至る區間を通話區域とす。



(彌生町原野) 空倉公原野

第四章 自治行政

第一節 自治制施行の沿革

明治三十八年本島占領後移住者は各地に集團して小部落を形成し、部落民會或は町民會等の團體を結び總代或は評議員等を選出して部落に於ける諸般の事項の審議執行に任ぜしめたりしが、明治四十二年に至り勅令を以て部落に部落總代を置く制度を布き、且つ其の取扱事項を規定して節度あるものたらしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月樺太の郡町村編成に関する勅令の公布あり、次で全管内を十七郡四町五十八村に區劃し従來の通り町村に部落總代を置けり。爾來人口年を逐うて増加し自治心の向上著しきものあるを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て樺太の地方制度に関する件公布せられ、自治の基礎確立するに至れり。茲に於て従來の町村の廢合を行ひ、現在十六郡八町三十村に區劃す。而して同法律は大正

自治行政

十一年勅令第七號に依り同年四月一日より施行せらるると共に同年勅令第八號を以て樺太町村制の公布あり、當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、翌大正十二年四月一日より全管内に施行せられたり。

第二節 町 村

第一款 概 説

町村は法人とし官の監督を承け、法律勅令に依り町村に屬する事務を處理し、町村長は町村の事務を擔任し町村を代表し、町村は其の事務に關し第一次に樺太廳支廳長第二次に樺太廳長官の監督を承け、町村長の諮問機關として町村評議會あり。町村は其の事務を執行する爲に要する費用に充つる爲め町村税其他夫役現品等を賦課徴収することを得。

樺太に於ける町村を内地の町村制に依る町村に比較するに、内地に於ける町村長は町村會の選舉する所にして名譽職を原則とし町村會は公選に依る議員を以つて組織する議決機關たり。然るに樺太に於ける町村長

は樺太廳長官の任免する所にして有給を原則とし、評議會は亦支廳長の任命せる評議員を以て組織し、且つ諮問機關なる等異なる所尠からず。然れども同じく法人にして財産權の主體たり得るのみならず實際町村政施行上大なる相違なし。

第二款 町村の事務

町村は法令に依り町村に屬せしめたる事務即ち教育、衛生其他公共に關する事項を處理執行す。

町村は處務上の便宜の爲め區を劃して區長を置き、町村長の事務を補助せしむることを得。

法令に依り町村に屬せしめたる事務左の如し。

- 一、教育に關する事項
- 二、衛生に關する事項
- 三、土木交通に關する事項
- 四、産業に關する事項

自治行政

自治行政

- 五、警防に関する事項
- 六、月籍に関する事項
- 七、賑恤救済に関する事項
- 八、前各項の外町村の公共に関する事項

九〇

第三款 町村評議會

町村評議會は町村評議員を以て組織す。町村評議員は一定の資格を有する町村住民中より支廳長之を命ず、而して議事を統一整理する爲め評議會に議長を置き評議員中より支廳長之を命ず。評議會は町村長又は監督官廳の諮問に答申し、町村の公益に関する事件に付町村長又は監督官廳に意見書を提出することを得。

町村評議會に諮問すべき事項左の如し

- 一、町村規則の制定又は改廢に関する事項

- 二、町村費を以て支辨すべき事業に関する事項（町村長の執行すべき法令の定むる所に依り國及公共團體の事務及法律勅令に規定あるものを除く）
- 三、歳入出豫算の決定に関する事項
- 四、法令に定むるものを除くの外町村税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴収に関する事項
- 五、不動産の管理處分及取得に関する事項
- 六、基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に関する事項
- 七、歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新なる義務の負擔又は権利の拋棄に関する事項
- 八、財産及營造物の管理方法を定むる事但し法律勅令に規定あるものは此の限りに在らず
- 九、町村吏員の身元保證に関する事項
- 十、役場の位置決定又は變更に関する事項
- 十一、町村に係る訴願訴訟及和解に関する事項
- 十二、前各號の外町村長の必要と認むる事項

自治行政

九一

評議員は名譽職にして其の任期は三年とす、評議員の定数は人口千五百未満の町村八人、千五百以上五千未満十二人、五千以上一萬未満十八人、一萬以上は二十四人とす。

第四款 町村吏員

町村吏員は町村長、助役、収入役、區長、委員及その他の吏員とす。

町村長は町村の事務を擔任し町村を代表す、樺太廳長官の任命する所にして其の任期は四年とし有給を原則とするも名譽職たるを妨げず、町村長の俸給は國庫の支辨とす。

助役は特別の事情ある町村に置くことを得るものにして町村長の事務を補助す。

収入役は町村の出納及會計事務其の他を掌る但し特別の事情ある町村に於ては町村長をして之を兼掌せしむることを得るものとす。助役並に収入役は支廳長の任命する所にして任期は四年なり。

區長は名譽職にして町村住民中より支廳長之を命ず、町村長の命を承け其の事務を補助す。

委員は特殊の事務に當らしむる爲め常設又は臨時に之を置き、名譽職にして住民中より町村長之を命ず。

其の他の吏員は有給にして町村長之を命じ、其の命を承けて事務に従事す、其の職名は支廳長の認可を受け町村長之を定む。

第三節 町村の財政

町村の經費は其の財産より生ずる収入、使用料、手数料及其他町村に屬する収入を以て之に充て、仍ほ不足あるときは町村税及夫役現品を賦課徴收することを得。而して其の必要なる費用及法令に依り町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲め、町村税として賦課し得べきものは國稅の附加税及特別税なり。

特別税の種類は命令を以て次の如く定めたり。

戸別税 町村内に一戸を構ふる者並に三ヶ月以上其の町村内に滞在する者に就き其の所得額、住家の坪數及資産の状況を標準として之を賦課す。

建物税 法人及町村住民にあつざる者の町村内に所有する建物並に建物敷地に就き其の種類及坪數を標準として之を賦課す。



自治行政

雑種税 次に掲ぐる營業者にして稼業其の他の行爲を爲し又は物件を所有する者に之を賦課す。

湯屋業、代書業、理髮業、遊藝採入、俳優、相回、藝妓、娼妓、酌婦、劇場、寄席、遊技場、電柱、車、橋、畜犬、船舶、漁業、遊興、不動産取得、流木、興業、狩獵

所得割 樺太に住所又は一年以上居所を有せざる者の樺太に於ける資産又は營業より生ずる所得に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合、其の所得税中樺太に於ける資産又は營業より生ずる所得に對し賦課せられたる税額の十分の三以内を限度として賦課す。

土地割 市街宅地又は國より貸付、讓與若しは買拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き、土地蓋帳又は土地貸付蓋帳記名の土地の所有者、又は貸付を受けたる者、若し國有地を使用する者に對し賦課す、其の種類左の如し

部落宅地、工業用地、漁業用地、礦業用地

營業税 國稅營業税の賦課を受けずして左の營業をなすものに之を賦課す。

物品販賣業、金錢貸付業、物品貸付業、請負業、運送業、兩替、席貸業、料理業、飲食店業、貸座敷業、

宿屋業、製造業、職工、印刷業、寫眞業、倉庫業

自治行政

第五章 財政及金融

第一節 財政

第一款 概説

樺太の歳計は領有の當初に於ては臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月軍政を撤去し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設けし、租税其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することとなり。今特別會計開始以來連年の收入及支出額を示せば左の如し。

樺太廳特別會計歳入及歳出

年 度	歳 入				計	歳 出
	收 入	補充金	繰入金	公債及借入金		
明治四十年	1,070,000	39,000	1	1	1,109,000	1,121,900
四十一年	1,031,000	39,000	1	1	1,071,000	1,099,000
四十二年	1,031,000	39,000	1	1	1,071,000	1,081,800
四十三年	1,397,000	50,000	1	1	1,448,000	1,477,000
四十四年	1,397,000	50,000	1	1	1,448,000	1,477,000
大正元年	1,534,900	52,800	1	1	1,587,700	1,607,000
二年	1,534,900	52,800	1	1	1,587,700	1,607,000
三年	1,534,900	52,800	1	1	1,587,700	1,607,000
四年	1,534,900	52,800	1	1	1,587,700	1,607,000
五年	1,534,900	52,800	1	1	1,587,700	1,607,000

九七

財政及金融

科 目	總 額	撥 入	撥 出
大泊港修築費	五,八〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇
真岡港修築費	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
木斗港修築費	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
鐵道建設費	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
電信電話改良費	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
道路開闢費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—
船舶修築費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—
鐵道改良費	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
合計	二〇,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇

特別會計繼續費

科 目	總 額	撥 入	撥 出	大正十四年度以降支出年度別			
				十四年度	十五年度	十六年度	十七年度
大泊港修築費	五,八〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
真岡港修築費	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
木斗港修築費	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
鐵道建設費	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
電信電話改良費	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
道路開闢費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
船舶修築費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
鐵道改良費	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
合計	二〇,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—

財政及金融

備考

右諸建設費の内百八拾參萬圓及本港修築費、電信電話改良費並に船舶修築費は一般財源に依るも、
のにて其の他は公債又は借入金支辨とす

第二款 歳入

第一項 租 入

樟太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三日に分類せられしが、
計來數次の改廢又は増設に依り今日あるに至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業税、酒造税、
醬油税、出港税、消費税、礦業税及漁業税等にして支廳長に於て賦課徴収す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌すること、
なり居れり、今其の各目に付左に説明せむ。

市街宅地税 本税は大正十年四月の制定に係り、特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、
課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入六千八百參拾參

圓なりしが大正十五年度豫算額は七千九百七拾貳圓を示す。

所得税 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種
をも賦課することに改正して今日に至れり。其の課率は第一種第二種は大正十四年度迄内地と同一なりし
も、大正十五年度より内地税法の改正に依り第一種所得の種類變更したる爲め幾分逶延を見るに至れり、第
三種は内地に比して概し低減あり、本税實施初年度歳入は拾萬五千貳百七拾五圓にして、大正十五年度參
拾四萬千五百八拾圓を計す。

營業税 明治四十年實施以來數回の改廢あり現行に於ける營業税種類は物品販賣業、銀行業、保險業、金
錢貸付業、物品貸付業、製造業、請負業、印刷業、寫真業、運送業、倉庫業、兩替業、周旋業、代理業、仲
立業、問屋業、信託業、席貸業、料理店業、藝妓置屋業、飲食店業、貸座敷業及旅人宿業の二十三種にして
課税は賣上金額、資本金額、收入金額、請負金額、報償金額及從業者を標準とし賦課す。本税は施行初年度
即ち明治四十年度歳入貳萬五千圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し大正十五年度參拾
五萬八千貳圓を計上するに至れり。



酒税 本税は創始時代營業税中に加へられ等級課税なりしが、大正五年度より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となるものなり。之が課税は課率九異にする外略内地同様にして清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒、酒精及酒精含有飲料等各類の酒精分を標準とし造石高に賦課するものにして、其の税率は酒精分三十度以下に在りては一石に付拾六圓五拾錢、三十度を超ゆるものに在りては一石に付酒精分一度毎に五拾五錢の割合を以て計算することとなり居れり、之が製造に付ては申告制度を採用し、造石数の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、焼酎十石なるに對し清酒百石、濁酒五十石なる等級緩和せられたる點あり。本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一千五十一石にして、逐年増加し本税の獨立したる大正十年度造石高は六千六百二十石となり、漸次増加歩合上昇し大正十三年度造石高は萬七千八百拾九石を示すに至れり。大正十五年度（十四年度分）の見込石數參萬七千九百五十石、此の豫算額八拾七萬五千參百六圓を計上す。

酒油税 本税は酒造税と同様創始時代は營業税中に加へられ等級課税なりしが、大正五年度より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となり。其の課税は醬油諸味は造石高一石に付七拾錢、溜は製成高

一石に付六拾錢を賦課す。而して本税課税標準を造石高に改めたる大正五年度の造石高は四百九十石、本税の獨立したる大正十年度は九百七十六石にして逐年増石を見大正十五年度見込石數二千五百四十七石其の豫算額千七百八拾貳圓を計上せり。

出港税 本税は樺太に於て製造したる酒類を帝國內の他の地方へ移出するるとき焼酎に在りては酒造税法、酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料税法の造石税と同一の税率に依り課す。大正元年八月制定後大正四年度に始めて百參圓の歳入あり、爾來逐年増加し大正十五年度見込石數千三百九十八石、豫算額七拾七萬參千參拾四圓を示すに至れり。

酒税 砂糖消費税は明治四十二年度より、織物消費税は明治四十三年度より内地當該税法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶々北樺太方面より移入取引ありたる際課税するの狀態にして、砂糖消費税は大正十三年度始めて參拾六圓、織物消費税は大正十一年度拾七圓、大正十二年度拾壹圓、大正十四年度貳百參拾四圓の歳入ありしに過ぎず。

酒税 本税は創始當時は雜種税中に加へられて課税したるも、大正十一年四月釀業法及砂糖區税法の全



部を施行し内地同様に課すること、なれり、之れが實施當初たる大正十一年度の歳入は拾貳萬四千五百九拾圓なりしが、逐次減少し大正十五年度豫算額は七萬七千四百七拾貳圓を計上せり。

漁業税 本税は従來租稅外收入として漁業料の目にて徵收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歳入額實に七拾八萬圓を算したりしが、漁獲高の漸減一面大正十二年度より租稅に改められ同時に課率の改正、漁業組合の漁業に對する不課稅等の關係上其の實施初年たる大正十二年度歳入額は減減して拾九萬九千貳拾圓となり、大正十五年度豫算額は拾參萬貳拾參圓を計上せり。

第二項 租稅外收入

租稅外收入の概要を記述すれば左の如し。

官業及官有財産收入 大正十五年度豫算額八百七拾九萬參千七百六拾八圓にして其の收入の内容を左に略述す。

イ、郵便、電信、電話、切手收入百五拾四萬千七百四拾四圓
ロ、鐵道に依る旅客、小荷物、貨車及其他鐵道より生ずる收入百九拾貳萬八千七百四拾四圓

ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其他醫院より生ずる收入貳拾參萬六千五百七拾四圓
ニ、水産試驗場に於ける試驗漁獲に係る生魚及製品賣拂收入六千參百九拾圓

ホ、國有森林に於ける工業原料、普通用材、薪炭材及其他副産物の賣拂收入四百九拾九萬八千四百七拾貳圓

ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、請建物其他官有物の貸付料收入八萬千八百四拾四圓

印紙收入 收入印紙の賣拂代及稅印押捺に依る現金收入にして、大正十五年度豫算額參拾萬五百四拾七圓を計上す。

煙草專賣益金受入 樺太に於ける專賣益金を一般會計より繰入れらるるものにして、大正十五年度豫算額は九拾貳萬五千百拾六圓を計上す。

雜收入 懲罰及沒收金、辨償及違約金、手数料、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料及其他の雜入等にして大正十五年度豫算額は拾萬六千百拾七圓を計上す。

大藏省預金部特別會計より受入 貯金事務取扱費の財源として受入るるものにして大正十五年度豫算額壹

財政及金融



財政及金融

一〇六

萬圓を計上す。

官有物拂下代、市街宅地、部落宅地、未開地、葬物、船舶、石炭、物品其の他の官有物拂下に依る収入にして、大正十五年度豫算額は參拾六萬九百貳拾八圓を計上す。

官行新伐收入、虫害木の直營伐採に依る丸太材木等の賣拂代金の収入にして、大正十五年度豫算額は貳百七拾六萬圓を計上す。

返納金、定期及据置貸金の返納金にして、大正十五年度豫算額は千八百三十九圓を計上す。

公債金、特別事業費の資金として大正十五年度借入所要のものにして豫算額貳百萬圓を計上す。

補充金、樟太廳特別會計へ補助の爲め一般會計より繰入れらるるものにして、大正十五年度豫算額百五拾七萬七千叁百四拾叁圓を計上す。

第三款 歳出

大正十五年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し。

歳出經常部

一、樟太廳社費

一三、〇〇〇圓

官幣大社樟太廳社に要する交付金なり

一、樟太廳の經費

一、三九六、六七〇圓

主として樟太廳、支廳及支廳出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し。

俸給 四七五、四九九圓

旅費 一七三、一五八圓

町村長俸給 七八、〇〇〇圓

職員給及傭人料及給與 二八五、七四四圓

其他の雜給及雜費 三八四、二六九圓

一、教育に關する經費 一、四〇七、四五四圓

中學校、高等女學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し。

財政及金融 一〇七

財政及金融

一〇八

中 學 校

二七二、四三九圓

高等女學校

八六、二二五圓

小學校教員諸給

一、〇四八、七九〇圓

一、警察に關する經費

五四〇、七四〇圓

各警察署の警務に要する經費にして大要左の如し。

俸 給

二八、二六〇圓

雜 費

九、六四四圓

巡 査 諸 給

三六七、五九一圓

雜 給 及 雜 費

一三五、二四五圓

一、現業に關する經費

三、九〇八、六九六圓

逓信、鐵道の經營、農事及水産の試験並に氣象觀測に要する經費にして大要左の如し。

逓 信 費

一、三七九、一二六圓

鐵 道 費

二、三一九、五二四圓

農事試験費

九一、八二九圓

水産試験費

七四、七五四圓

測 候 費

四三、四六三圓

一、衛生に關する經費

三二五、三五四圓

豊原、大泊及真岡に於ける總立醫院の診療に要する經費にして大要左の如し。

俸 給

八五、一五六圓

事 務 費

一三三、四二九圓

患 者 費

九六、〇六六圓

助産婦及看護婦養成費

一〇、七〇三圓

一、諸支出金

二〇二、三三四圓

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、滞納處分

財政及金融

一〇九

財政及金融

費、囚人及刑事被告人押送並に留置諸費、通信事業用證券類諸費、印紙類諸費等主なるものとす。

一、公債及借入金の経費

一、四〇八、一〇〇圓

港灣修築、鐵道建設、改良及道路開鑿並に退職賜金等に要する公債及借入金の利子並に之に伴ふ諸雜費とす。

一、豫備金

一八〇、〇〇〇圓

第一豫備金

六〇、〇〇〇圓

第二豫備金

一二〇、〇〇〇圓

歳出經常部合計

九、三八二、三四八圓

歳出臨時部

一、土木繕修並に拓殖に關する経費

三、三六〇、一四六圓

交通、通信及治水事業の施設、廳舎、學校等の増設、新營並に拓殖開發の爲め各種事業の擴張に要する経費にして大要左の如し。

俸 給

一八七、五三〇圓

雇 費

二六、三五七圓

雜 給 及 雜 費

二八〇、三六三圓

道路治水及港灣費並に土地改良費

四〇六、五四五圓

水道 補助

二一〇、〇〇〇圓

電信電話費

七〇、〇〇〇圓

廳舎及學校等の増築新營

三六七、六一七圓

土地區劃及指定費

六〇、七五一圓

移民獎勵費

二二一、一九三圓

森林經營費

四八二、四〇二圓

勸業 費

二五六、〇四五圓

補助 費

六七二、四六五圓

財政及金融

財政及金融

一一二

(私設鐵道、航路、救恤、運輸交通、教育、公醫、公獸醫及公設消防組等の補助)

其の他

一、官行研伐に関する経費 一一八、八七八圓

森林の研伐及運搬に要する経費にして大要左の如し。

二、二九二、八六二圓

三、四三、六二六圓

四、二二一、五二二圓

五、一〇二七、七一四圓

六、五九九、一八〇圓

七、一五〇、〇〇〇圓

八、二〇〇圓

九、一三八、四〇〇圓

一〇、二九、二〇〇圓

一一、三、四〇〇圓

一二、八、二〇〇圓

一三、一三八、四〇〇圓

一四、二九、二〇〇圓

一五、三、四〇〇圓

一六、八、二〇〇圓

一七、一三八、四〇〇圓

一八、二九、二〇〇圓

一九、三、四〇〇圓

二〇、八、二〇〇圓

二一、一三八、四〇〇圓

二二、二九、二〇〇圓

二三、三、四〇〇圓

二四、八、二〇〇圓

二五、一三八、四〇〇圓

二六、二九、二〇〇圓

二七、三、四〇〇圓

二八、八、二〇〇圓

二九、一三八、四〇〇圓

三〇、二九、二〇〇圓

三一、三、四〇〇圓

三二、八、二〇〇圓

三三、一三八、四〇〇圓

三四、二九、二〇〇圓

三五、三、四〇〇圓

三六、八、二〇〇圓

三七、一三八、四〇〇圓

三八、二九、二〇〇圓

三九、三、四〇〇圓

四〇、八、二〇〇圓

四一、一三八、四〇〇圓

四二、二九、二〇〇圓

四三、三、四〇〇圓

四四、八、二〇〇圓

四五、一三八、四〇〇圓

四六、二九、二〇〇圓

繼續費支辨の處繼續年度経過せし後尙改良を要する點あるを以て本年も之を計上せしものにて其の大要左の如し。

一、國勢調査に関する経費
前年度新に計上したるものにて本年度も尙引續き調査を行ふものにして大要左の如し。

俸 給 三、四〇〇圓

事 務 費 八、二〇〇圓

工 事 費 一三八、四〇〇圓

二九、二〇〇圓

三、四〇〇圓

二五、八〇〇圓

九七七、三四三圓

災害復舊に関する経費

前年度天災による道路、橋梁、船澳及電信、電話並に鐵道線路等の災害復舊に要する経費にして大要左の如し。

財政及金融

一一三

財政及金融

道路橋梁其他風水害復舊費

二一七、六〇八圓

船湖風水害復舊費

三九五、九一〇圓

電信電話風水害復舊費

五一、五四三圓

鐵道線路災害復舊費

三二二、二八二圓

歳出臨時部合計

九、四〇八、七三一圓

歳出總計

一八、七九一、〇七九圓

一一四

第二節 金融

樟太に於ける金融機關の概要を略述すれば左の如し。
銀行 明治三十八年本島の郡領となるや北海道殖産銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て、本島の殖産資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樟

大支店となし一面同行後援の下に大泊、真岡の兩地に奉北銀行支店を設けし一般銀行業務を擔むに至れり。統てて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豐原に移轉するや北海道殖産銀行樟太支店も亦豐原に移轉し依然従來の業務を行ひしが、明治四十四年殖産銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事となり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける奉北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、真岡に出張所を設けし。爾來同行支店出張所は一般普通銀行業務、不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帯無擔保貸付、公共團體擔保貸付、漁業權抵當貸付、漁業者連帯無擔保貸付及工場財團抵當貸付等を取扱ひ、其の業務極めて廣汎にして、本島の開發と時勢の進運に順應し本島の資金需要年々増加の趨勢に在り、尙同行に於ては大正八年に泊居に派出所を、大正十年に野田に出張所を、又大正十三年には本斗に派出所を設けし。而して樟太支店は大正三年四月之を豊原支店と改稱し、大泊出張所は大正七年八月、真岡出張所は大正八年七月、野田出張所は大正十三年十二月何れも支店に昇格せり。

樟太に於ける殖産資金の供給を回漕ならしむるの目的を以て樟太の補助を得て大正三年五月設立せられたる樟太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五拾萬圓よりなる株式會社樟太銀行を

財政及金融

一一五

創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要遂次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を貳百萬圓に増資すると同時に眞岡に支店を設置せり。以上の二行は鏡意折殖資金の供給に努力し、本島開發に貢獻する所からす。

産業組合 大正四年産業組合法施行以來各地に設立せらるゝもの逐年其の數を増加し成績見るべきものあり。其の組合數を見るに大正五年の六組合に對し大正十三年末に於て三十七組合、其の出資總額六拾貳萬八千九百八拾五圓、拂込出資額五拾貳萬參千參百參拾五圓に達し尙將來益々其の普及發達を見むとするの狀勢に在り。

質屋營業及無盡講會 質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられたり、大正十四年末に於ける營業者數百四十三人を算す。無盡業法は未だ施行せられざるも小資本商工業者の資金融通機關として無盡講會を組織するもの逐年増加するの趨勢に在るを以て、大正十三年四月總令を以て講會取締規則を施行したり。大正十四年末に於ける無盡講會數三百五十八、講金總額百九拾萬參千四百九圓を算し、金融機關として漸次其の機能發揮しつつあるを認む。



公立第一高等小學校

第六章 教化

第一節 教育

第一款 概説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきものなく百般創始の状態に在りたり、然るに渡航者は續々として相繼ぎ豊原、大泊及眞岡の三地の如きは忽ちにして市街地を形成し、從て児童亦多數を算せるが其の教育機關なきを以て之が設立の急に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開校し次で同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開校せり、之れ樺太に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九年樺太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは首に是等市街地の方に止まらず其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へて之が設立を助成せり。

教化

即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たり。越えて明治四十一年樺太に於ける小學校に関する件（勅令）公布せられ大體小學校令に依るに共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を準用することとなり、次で縣令を以て私立小學校補助規則を定め、三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふることとし之が普及を圖れり。然れども小學校に尙臨立、私立の二種あり、私立小學校には補助を與ふこと雖も教員の招來其の他に不恒勢からず、並に於て大正九年管内の小學校を統一して之を公立とし、教員の諸給與は之を國庫の負擔として教育機關の刷新を圖れり。

斯くの如くして初等教育機關の普及漸く其の緒に就ける時一方既に高等普通教育機關の必要に迫られ之が要望の聲漸く高きを以て、明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を、次で大正十四年豊原に中學校を設置せり。之より大正十四年大泊に私立大泊女學校の設立を見たるが、數次の變遷を経て大正十三年公立大泊高等女學校となり。大正十五年には眞岡に公立眞岡實科高等女學校の開設を見たり。教育機關の普及漸く其の緒に就くと共に教育行政上、監督機關充實の忽にすべからざるを認め、大正五年四

月樺太廳に視學を置くと同時に支廳に兼任視學を配置し、之が監督統一の嚴密を期するに共に大正九年教育に關し告諭を發し以て其の嚮ふ所を示せり。以上の如く初等及中等教育機關稍整備し來りたるも、社會教育に關する施設及小學校教員の養成機關未だ完からず依つて之を整備し以て教育の普及を圖らんと、努め居れり。

第二款 初等教育

輓近拓殖の進展人口の増加に伴ひ學齡兒童の増加亦著しく、依つて學校の増設と共に内容の充實を圖り以て教育の改善振興に努め居れり。而して學校は概れ普及し今や村落を形成する所學校の設置を見ざるなき状況にして、従つて學齡兒童の就學率又頗る良好なり。

學齡兒童就學歩合

年次	區別	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	學齡兒童百に對する就學歩合

教化

教化

大正十一年四月	二六,七三	二六,〇九	三	九,四三
同十二年四月	一八,四八	一八,四七	三	九,三〇
同十三年四月	三,三六	三,二四	三	九,九〇
同十四年四月	三,〇七	三,〇三	三	九,九〇

學校、學級及教員、兒童數 (大正十四年四月)

支 離	學校種別	學 校	學 級	教 員	兒 童
豐 原	尋常高等小學校 尋常小學校	三 八	三 三	三 三	三,〇〇〇 二,四七〇

教化

大 泊	大泊支離 留多加出張所	本 斗	眞 岡	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校
尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	三 六	三 〇	三 〇	三 〇
三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇
三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇
三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇

計	泊居		泊居支廳 驛城出張所	元泊	數香
	尋常小學校	尋常高等小學校			
尋常小學校	13	12	1	2	28
尋常高等小學校	12	11	1	2	26
尋常小學校	12	11	1	2	26
尋常高等小學校	12	11	1	2	26
計	25	23	2	4	54

備考 分校の児童數其の他は本校中に含む。

小學校の教科は小學校令及同施行規則に據れるを以て内地と同様なるが、本島の位置極北に偏し自ら氣候風土の異なるものあり、殊に單調にして變化に乏しき自然を環境とする兒童の教授に當りては一段の努力を要するものあり。

第三款 中等教育

本島に於ける中等學校は中學校二、高等女學校三にして中等教育を受けんとするもの年々其の數を増し、中學校に於ては志願者の半數をも收容する能はざる狀況なるを以て、大正十六年度に於て更に一校を増設開校すべく之が準備中なり。

一、樺太廳大泊中學校

明治四十五年四月開校五月一日より授業を開始す、本校は樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳豊原中學校設立と共に樺太廳大泊中學校と改稱す。教科目は中學校令施行規則(文部省令)に準じ、徴兵令

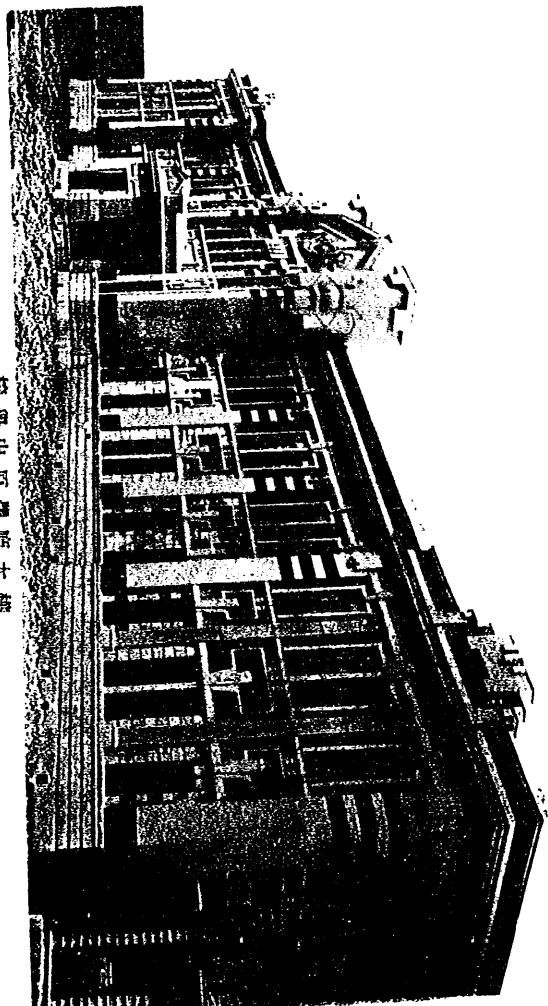
教化

教化

第十三條及文官任用令第六條第一號に該當するものと認定せられ、他の學校への入學に關しては中學校令に依り設置したる中學校と同一の取扱を受く。

一二四

種別	教員		大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度
	有資格者	無資格者					
學生	10	10	10	10	10	10	10
入學	100	100	100	100	100	100	100
卒業	100	100	100	100	100	100	100
徒級	10	10	10	10	10	10	10



大正十四年度東京中學校

二、樟太庭豊原中學校

大正十四年四月開校同月二十三日より授業を開始す、生徒定員四百五十人にして現在第四學年までを收容す、教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

種 別	教 員		學 級	生 徒	入 學	卒 業
	有資格者	無資格者				
大正十四年度	八	三	二	五	三五	101

三、樟太庭高等女學校

本校は豊原町に在り大正五年四月開校五月一日より授業を開始す、其の教科目は高等女學校令施行規則(文部省令)に準じ、他の學校への入轉學に關しては高等女學校令に依り設置したる高等女學校と同一の取扱を受く。

種 別	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度
教 化					

卒業生	入生	學徒級	教員	
			有資格者	無資格者
四二	一〇〇	一八七	九	一八
五五	一〇〇	三〇六	三	一三
五二	一〇〇	三六七	一	一三
四三	一〇〇	三〇一	一七	五
三三	一〇〇	二五二	二	一

四、公立大泊高等女學校
 本校は管内に於ける最初の公立高等女學校にして大正十三年八月開校す。轉々公立高等女學校官制及同規程に依り設置したるものにして高等女學校令(勅令)に準據す。

本校は大正四年十月私立大泊女學校として設立せられたるものなるが、大正八年五月之を財團法人組織となし、大正十三年八月更に公立高等女學校に変更したるものなり。大正十年以降の學級及教員、生徒を示せば左の如し。

入生	學徒級	教員		種別
		有資格者	無資格者	
三六	二六	九	六	大正十年度
七三	一〇六	一〇	六	大正十一年度
一〇〇	一七二	一〇	三	大正十二年度
一〇三	一〇〇	一六	三	大正十三年度
一〇〇	一三〇	一五	三	大正十四年度

教化

卒業	三	三	三	三	三	三	三	三
----	---	---	---	---	---	---	---	---

二二八

五、公立真岡實科高等女學校

本校は四海岸に於ける唯一の中等學校にして大正十五年四月創立同五月一日開校す、樟太公立高等女學校官制及同規程に依り設立せられ高等女學校令に準據するものにして現在一學級、生徒五十名なり。

第四款 教員養成其の他教育施設

第一項 教員養成

拓殖の伸張人口の増加に伴ひ逐年小學校の増加を來しつつあるも小學校教員の養成機關未だ完からず、爲めに其の補充の大部は未だ之を内地に求むるの状況にあり。亦僻遠の本島に於ては周囲の刺激少きのみならず、諸般の事情内地と大に異なるを以て常に之が指導改善に努め居れり。

一、小學校教員講習所

本所は大正七年の開校に係り大泊中學校に附設せらる。修業年限一年にして當初尋常科准訓導以上の實力ある者を收容し尋常小學校本科正教員を養成せるが、大正十一年之を改め中等學校卒業者若くは之と同等以上の實力ある者を收容することせり、本制度は師範學校第二部と軌を一にし卒業後は一年現役兵たるの特典あり、入學者には學費として入學旅費、支度料、被服費、教科用圖書費、食費、手當及修學旅行費等を給す、入學志望者逐年増加しつつあり、入學者及卒業者數左の如し。

種別	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
入學者	三	三	三	三	三	三	三	三
卒業者	三	三	三	三	三	三	三	三
尋正	三	三	三	三	三	三	三	三

二、樟太高等女學校補習科

二二九

樟本廳高等女學校補習科に師範部を設け高等女學校卒業者を收容す、修業年限一年卒業後は無試験檢定を以て尋常小學校本科正教員の資格を與へ適宜任用しつゝあり。

三、教員の指導教養

本島領有の初期に於ては教員の無資格者尠からざりしも、現在は殆ど有資格者を以て充たし内地と些の遜色を認めず。然れども生徒は何れも内地各地方よりの移住者の子弟にして、其の風俗習慣區々にして歸一する所なく、之が教育に就ては内地に於て味ひ得ざる周到なる注意と不斷の努力を必要とするのみならず、僻地の地なるを以て環境の刺戟極めて少く稍もすれば研鑽を怠らんとする弊あるを以て、常に優良教員の招來に努めると共に一方研究の機会を與へ、之を善導し素質の改善を圖り居れり。

イ、機に應じ校長會議、研究會、講習會等を開き、或は研究論文を募集する等努めて研鑽の機会を與ふ。

ロ、毎年十名内外の現職者を選び内地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育狀況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究員規程を設け、現職者より試験又は無試験に依り毎年數名を選拔し、任意又は指定の學校に派遣依託して研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は二年、乙種は六ヶ月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種八名、乙種十二名を算す。

中等學校教員 中等學校教員は之を内地に求めざるべからざる爲め不便尠からず、依つて之が對策として大正十年中等學校教員依託養成規程を定め、適當と認むる學校に依託生を置き在學生中より之を募集せり。依託學生には學費月額三十五圓、被服費年額百七十五圓を給與し、卒業後は學費を給與したる年月日間就職の義務を負ふものとす。依託學生は大正十年より大正十二年迄に高等師範學校、早稻田大學、東洋大學、音樂學校共立女子職業學校等十一名を算せるが、大正十三年以降中止の狀態にあり。

第二項 其の他の教育施設

本島は未だ開拓の過渡期にありて社會教育的施設完からず、之が普及發達は將來に俟たざるべからず。其の施設の主なるものを擧ぐれば左の如し。



教化

教育會 元各支應下に獨立したる教育會ありたるが時代の推移は之を以て足れりせず、是等を統一するの要あるに鑑み大正十三年三月従来の教育會を解散して新に支應管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏期大學の開催、各科研究調査會及夜間中等學校の開設並に機關雜誌の刊行等著々事業を進め、尙新刊書籍を購入して巡回輪讀に供すると同時に將來圖書館の建設に備へ居れり。

幼稚園 本島は其の氣候風土内地と大に其の趣きを異にするを以て、幼児の保育に關しては特に注意を要するものあり。之が保育機關を設け以て幼児身神の健全なる發達を圖るは最も緊要なりとす。大正十年始めて大泊に設置せられ、次で大正十二年豊原に、大正十五年大泊浦瀨町に之が開設を見たり。現在三園にして其の概況左の如し。

名	稱	經營者	設立年月	保母	組數	園兒	保育料
豊原	幼稚園	私立	大正十二年五月	三	三	六	二圓

大泊	幼稚園	私立	大正十年七月	三	一	一	一圓
浦瀨	幼稚園	私立	大正十五年六月	二	一	一	三圓

青年團 從來青年團は町村に於て各任意に設立し來りたるが、大正十四年九月是等各青年團を統一して支應管内聯合青年團を設置し、之を基礎として更に樺太青年團を組織して簡便あるものたらしめたり。之等青年團は各地方の中心勢力となり各種公共的事業に活動しつつあり、其の概況左の如し。

支應名	青年團數	團員數	經費	事業概要
豊原	三	一、三三三	八、〇三三	夜學會、講演會、勸諭宣傳、射擊會、陸上運動會、災害出動其他
大泊	五	一、六〇〇	七、五三三	講演會、運動會、夜學會、道路修繕其他

教化

教化

支 店 名	員 數	費 用	活 動 内 容
木 斗	一九二	四二	共同作業、夜學會、運動會其他
眞 岡	二四	六六	夜學會、運動會、講演會、共同労働、農事觀察其他
泊 居	一七	六八	講演會、文庫、體育會、夜學會其他
元 泊	三	八	夜學會、武術大會、運動會、文庫其他
香 港	三	一〇七	武道、運動會、夜學會、講演會、公共事業勞力寄附其他

一三四

婦人團體 婦人團體には婦人會及學校を中心とする同窓會等あり。各々研究會、修養會等を催すの外公共的事業に活動しつつあり。現在婦人團體數其他左の如し。

支 店 名	員 數	費 用	活 動 内 容
豊 原	八〇九	二五八	青年訓練所
大 泊	三〇	一、三〇〇	青年訓練所
木 斗	九	三三	青年訓練所
眞 岡	九	不詳	青年訓練所
泊 居	四	五八	青年訓練所
元 泊	不詳	不詳	青年訓練所
香 港	三	不詳	青年訓練所

青年訓練所 大正十五年四月勅令第七十號を以て内地道府縣に對し青年訓練所令公布せられたるも、殖民地には之を施行せられず、然れども本局の如き社會教育的施設の少き土地に於ては最も適切なるものと認め、大正十五年六月勅令第十七號を以て之が規定を公布するに至り。其の内容に付ては唯私人の設置を認めざる外は總て内地道府縣同様の施設に依るものにして之が特典に就きては亦然り、本年七月より開所したるもの二十七箇所、收容人員一三七八名に達す。孰れも小學校内に附設し當該小學校長之が主宰たり、主として小學校教員在郷軍人等之が指導員として公民教育、職業教育及國民的教練を課す。本年度開所したるは數

一三五

教化

教化

容人員多数の町村のみならず、将来は全町村に設置して全島青少年修養の機関に資せん。現在に於ける概況左の如し。

支働名	訓練所数	入所者数	設置町村名
豊原	五	三三	豊原町 落合町 川上村
大泊	五	二五	留多加町 大泊町 深海村
木斗	三	二〇	本斗町 好仁村 内幌村
眞岡	八	三三	關泊村(關泊羽母舞) 廣地村 眞岡町 湊水村(二股 逢坂) 野田町 小龍登呂村
泊居	三	一四	泊居町 鶴城村 名寄村

第二節 社會事業

本島に於ける社會的事業は未だ複雑ならず従つて社會事業の發達亦著しきものなし。現在の社會事業は慈善救済及釋放者の保護、感化を主とし、此の種各團體の概要を擧ぐれば左の如し。

元泊	元泊村	東知取村	帆寄村
數香	三	三	三

教化

名	稱	位置	設立年月日	事業
財團	釋太慈惠院	豊原	大正元年 八月十九日	窮民救助、疾病救護、施療、不具者救護等

財團法人 共濟會	同	大正七年正月十六日	窮民救助、罹災救助等
財團法人 樽太恩賜財團	同	大正六年正月十六日	窮民救助、疾病救護、不具者救護等
財團法人 樽太恩賜財團	同	大正五年正月十六日	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團法人 樽太恩賜財團	同	大正四年正月十六日	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
樽太恩賜財團	同	大正三年正月十六日	釋放者の保護等

以上の団体は何れも鋭意施設經營と努めつつあるも一般に基礎未だ確實なりと云ひ得ざる状況なるを以て、之を指導援助し因庫より補助を興へて事業を助成するの外、罹災者救助規程等に依り直接救済の衝に當る等斯業の改善發達を圖りつゝあり。

第三節 神社及宗教

本島は未だ開拓の途上にありて住民の多くは定住の念薄く稍もすれば地の利を趁うて流轉せんとし、従つて社會的觀念亦比較的淺薄なるを免れず。歎神崇祖の念を涵養するは即ち是等覺悟せる人心を感化善導する



(町原) 社 祭 大 會

所以なるを以て、大正九年勅令を以て神社規則、寺院規則及布教規則を制定し以て之が普及を圖れり。

第一款 神社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに従ひ神社の創立を企畫するもの各地に相續ぐに至れり。茲に於て人心の嚮嚮を察して敬神の思想を涵養し先祖の信念を振作する爲め明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樟太神社を建立せられたり。爾來豊原、眞岡、久春内其の他各地に相續て産土神社の建立を見現在其の數六十七社に及ぶ。

官幣大社樟太神社 祭神は大國魂命、大己貴命、小彦名命の三柱にして豊原の東郊旭ヶ岡に鎮座す、兩邊絶佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり、大祭日は樟太施政紀念日たる八月二十三日なり。

表忠碑 大泊中央高地に在り、明治三十七八年戦役に際し本島に於て不幸戦病死せる陸軍歩兵少佐西久保豊一郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬して其の英靈を祀り、我が軍の本島に上陸したる七月十二日をト

教化

教化

一四〇

して毎年招魂祭を舉行す、全島民の尊崇を纏むるに於て大正十四年皇太子殿下本島行啓の際には長くも特に鶴駕を枉げさせられ、本島唯一の由緒ある記念碑なり。

第二款 宗教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設け布教傳導に努めたる結果歳を運うて盛んに檀徒の數亦倍々増加しつつあり。宗派は神教、佛教、基督教の三なり。

神教 神道、墨住、天理、金光、大社の五派にして各地に布教所二十七箇所あり。
佛教 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土、天台の六派にして各派の寺院布教所九十一箇所に達す。
基督教 日本聖公會及天主公教會の二にして何れも豊原にあり。

第七章 兵 事

明治三十八年樺太南半を領有するに共に大泊に樺太守備隊を設けし、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ、以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月終に之を撤退するに至れり。當時住民は甚だ之を遺憾とし爾來復舊を望むに久しかりしが、時偶々大正九年五月突發したる尾港事件に基因し薩哈連州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。軍隊駐屯の有無は我が極北島地の住民の精神上に與ふる影響頗る大にして其の駐屯を望むや切なり、然るに大正十四年二月日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見たるは本島の爲め誠に遺憾とする所なり。

本島には從來徵兵令の施行なく特別地域を爲し居る爲め各種の點に於て遺憾尠からざりしが大正十三年戸籍法と共に遂に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來二回の徵兵検査を施行して良好なる成績を得、簡閱點呼、勤務演習其の他一般兵事々務も圓滿な

兵 事

一四一

る遂行を見つあり。

一、海軍募兵

本島は従来海軍志願兵條例の適用を受けざりしが大正十四年より其の適用實施を見たり。本島に於ける志願者の検査は北海道稚内に於て之を行ふを以て費用等の關係上募兵の成績に付懸念せられたるが、其の初年たる大正十四年に於ては志願者十九名採用者七名、大正十五年には志願者二十三名採用者七名にして相當の成績を得、尙逐年増加の傾向を認むるは喜ぶべき現象なり。

二、在郷軍人

一般人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり。是等在郷軍人は既に實實剛健能く生業に精勵し良兵良民の實を擧げつつあり、堅忍戮力堅實なる基礎を築き樞要なる地位を占め、常に指導誘掖率先して徒を垂れ住民の師表たるもの影からず。大正十四年三月陸軍召集令實施せられ續いて本年七月より海軍召集令も施行せらるゝに至りたれば、是等在郷軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

三、軍隊と地方との關係

歐洲の大戦に基く露國々家の崩壞に伴ひ漸次極東に於ける政情の安定を缺き、接壤地たる北樺太に於て匪徒の横行を見るに及び住民は漸く不安の念を抱けるが、亞て尼港事件突發するに及び一層危惧の念に驅られ爲めに其の定住心を傷け延て本島の拓殖上憂ふべき結果を齎すに到るなきやを虞れたるも、薩哈連州の保障占領と共に軍隊の一部は豊原及内路に駐屯せるを以て民心漸く平静に歸せり。

豊原駐屯の守備隊に於ては爾來青年團員、在郷軍人又は學生等に對し軍事講話を行ひ、又は暇閒教練を實施し、或は營内縦覧を許して兵卒起居の實情を紹介して軍隊と地方住民の接觸親睦を計りたれば、一般軍事思想の普及並に地方風教上に及ぼしたる効果尠少なざりき。

第八章 殖民及農業

第一節 土地

邦領樺太の面積は三百六十四萬町歩にして、内農耕適地約二十萬町歩、牧畜適地約二十萬町歩、其他宅地、道路、鐵道及排水溝等の用途に供すべきもの約三萬六千町歩と推定し、合計約四十三萬六千町歩を概算し得べし。以上は所謂第一期殖民豫定地にして、今後森林地の立木利用の途拓くるに従ひ伐木地を更に農牧に利用し得べき適地も亦尠からざるべく、之等第二期に屬する調査を遂ぐるに至らば本島の農牧適地は五十萬町歩を越ゆる見込みなり。

●●●●●
土地推定 明治三十八年十月以來殖民地の推定事業に着手し、土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の狀況を調査し、大正十三年迄に農耕適地十一萬九千五百五十八町歩、牧畜適地七萬二千九百七十三町歩、其他土地改良後の農耕適地一萬一千三百六十三町歩、計二十萬三千四百九十五町歩



(樺内富字泊岡字大村泊岡部岡裏) 露 部 村 農

を指定せり。

土地區劃 指定を終へたる殖民地は土地の整理並に移住民の收容に便せんが爲め、農耕地は五町歩乃至七町七反歩を普通農家一戸の收容に充つることとして明治三十九年初めて事業を開始し、大正十三年末に於て其の面積十九萬一千八百八十一町歩餘に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通七十坪乃至百五十六坪を一分となし、明治三十八年本島領有後直に大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野田、泊居、敷雲、名好、本斗、東知取、内路、鶴城、落合、留多加及川口の十五箇所あり、大正十三年末に於ける區劃面積三百五十一町歩餘に及べり。

部落定地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通九百坪となして専ら農民の收容に便し之を農村定地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準二百坪乃至六百坪となして専ら漁民の收容に便し之を漁村定地と通稱せり。尙ほ漁村には明治四十二年より六百坪乃至一町歩内外の附屬畑を濶設し漁閑を利用して農耕を奨励せり、大正十三年末に於ける區劃面積七百九十四

殖民地及農榮

植民及農業

一四六

町歩に連せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして疏水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸害するもの亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内堀川及列丹川の四大流域に對し土地改良事業を開始し、大正十四年迄に約四萬四千五百町歩の調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長十萬四千四百三十四間に達し、又大正三年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を開鑿せしめたるもの延長十七萬九千四百二十四間に及べり。以上排水溝の施設を相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ植民地内及植民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急務を要するものは之を官營とし、簡易なるものは農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり、大正十三年末に於ける農耕道路延長官營七萬一千七十間、補助四十六萬七千八百四十四間に達せり。

土地處分 樺太固有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特殊

の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は譲與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は新地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とするを移住者の便宜を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及都府宅地に供する土地は十五萬坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的地は借地人に於て一萬五千坪に對し一月の割合を以て移住農民を収容するときは九萬坪迄を貸付し、其の他の事業に供する土地は會社又は組合に對する割合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。大正十三年末に於ける處分面積は貸付地六萬二千六百六十九町歩餘、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地八萬四千七百八十五町歩餘に達せり。

植民及農業

一四七

第二節 移民

第一款 概 説

交換前の殖民概況 樺太に於ける移民事業は既往文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりし、所謂殖民としての事故に至りては素より論ずるに足るものなかりき。
明治維新後北海道に開拓使の置かる、や本島の開拓にも亦意を用ひられたるは一帯帯水の地理的關係上當然の事と謂はざるべからず。當時の施設概況を察するに農工業に従事するもの數百名を募りて之に肥料及手當を給し専ら開墾土木の事業に従事せしめ、永住者には三年間一日一人に付米五合、手當金一箇月三分、被服料一箇年五兩を支給するの外畑地並に漁業共有地を割渡し、又永住者に對しては終身無税、寄留出稼者には三箇年無税とし四箇年目より收穫高の三分五厘を納めしむ、而して開墾目的の移住民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勵むものには更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて

其の實績を擧ぐる事に勵めたりしと遂に成功を見るに至らず、明治七年迄に開墾せし地積は僅に二十一町歩に過ぎざる有様にて従つて農作物の收穫亦意の如くならざりき。
今開拓使が本島開發に苦心せる跡を尋ねるに、或は人馬搬立所を設け、或は宗谷樺太間の渡航船を増加し、或は道路を開墾し漁場を官營せし等、直接間接に移住者の保護獎勵に對する苦心の跡處然たるものありしと雖も、移住者は風土に慣れざる結果罹病者並に死亡者増加し、一方露人との紛擾亦常に絶えず所謂内憂外患に堪ふる能はずして種々の口實のもとに歸郷せむとするもの續出し、遂に明治八年千島樺太交換條約を俟たずして移民は殆ど其の影を留めざるに至れり。

以上の如く開拓使に於ては其の殖民事業に關し相當保護獎勵に努めたるも遂に失敗に終れり。是れ移住民の選擇を誤りしと、交通不便なりしとに基因せるは勿論なるも、日露交渉の荏苒決せざる間に露人の勢力愈々増加し、爲に其の事業に安んずること能はざりしことも主要なる原因の一と謂はざるべからず。

露領時代の殖民概況 明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此の地に收容し其の改心せるものは之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執れり。即ち年々本國より



數百名の囚人を送致し、一年乃至三年の後一定の制度の下に監獄外の居住結核を許可し、更に一定の時期を経て農商其他の事業に従事するを得せしめ、刑期満了後六箇年間品行方正なるときは所轄長官の上申によりて之れを農民に編入し、一定條件の下に遂に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵法を設けて大に本島の開發に力を致せり。

然れども彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性を缺き、従つて開拓の事業進捗せざるのみならず一旦刑期満了して自由の身となれば何れも島外に退散し、此の地に定着せんとする者は遂に寥々たるものなりき、従つて三十有餘年間曾て著しき人口の増加なく、其の産業も些の發達を見るに至らずして終れり。

領有後の移民概況 最初の移住者たる漁業移民に對しては沿岸各地に一定の區劃を設け、漁業規則に依り一箇年を限りて漁業を許可し、商工業者に對しては市街宅地を區劃劃設して之を貸付し或は拂下ぐる等定住の途を講じたり。

捕來捕太に於ける移民は逐年著しく増加しつゝありと雖も、今尙漁業期節のみ出稼する漁民及夏季間のみ渡來する労働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖も、凡そ處女未開の國土を開

き國産の興起を圖らむとせば先づ以て指を農業に屬すると共に、移動性に乏しき農業移民を招致せざるべからず、依つて此の見地より農業移民に對しては特殊の保障を與へ以て之が招來に努めつゝあり。

第二款 農業移民

本島の邦領に歸するや直に専門の學者並に技術者に委嘱して實地を踏査せしめ、或は露領時代の經營法を斟酌すると共に北海道に於ける拓殖事業の實績に鑑み、自作農者をして右者組織により農業を經營せしむるの最も適當なるを認め、土地處分の規定を定め諸種の施設も亦此の方針を以て行ひ、明治三十九年以來農民の移住を獎勵せり。

今過去に於ける移住の状況を見るに、領有以來増加し來りたる移民は歐洲大戦による内地財界の好況に影響せられて大正四年以降其の數額に減少し、大正十年迄は大なる増加を見ざりしが、大正十二年維泊連絡開始以來再び激増し收容戸數年々二十戸を下らざるに至れり。今既往十餘年の收容戸口を舉げば左の如し。



殖民及農業

區別	大正四年同	五年同	六年同	七年同	八年同	九年同	十年同	十一年同	十二年同	十三年
戸數	六七	二五	二四	三六	三三	六六	三七	一〇四	一〇四	二、六五七
人口	一九六	九四	八〇	一、四四	二、六六	二、五九	一、〇四	三、九四	九、三四〇	九、二八

第三節 農業

第一款 概説

本島開拓の行程は露領時代にありては成績の見るべきものなく、無盡の寶庫に空しく荆棘の蔓るに委して顧るものなかりき。

明治三十八年我が右に歸するや開拓の基礎創りて樹ち、爾來茲に二十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、農産物生産年額三百餘萬圓を算し十年前に比し實に二百餘萬圓の増

加なりとす。然れども耕地反別は僅に一萬八千町歩に過ぎず、農耕適地二十萬町歩に比すれば未だ其の一割にも達せず、尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等耕作地開發の曠には蓋し僅に他産業を淺視すべし、以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つと一層大なるを知るべし。
 耕地 本島の耕地面積は年を逐て非常なる發達をなせり、其の増加の程度は年に依りて多少の差あるも年々千町歩内外の新墾地を増加しつゝあり、今既往十箇年に於ける作付地積、不作地積及全耕地の状況を見るに左の如し。

種別	年次	大正四年同	五年同	六年同	七年同	八年同	九年同	十年同	十一年同	十二年同	十三年
全開墾地		六、八五四、〇八八	八、〇八八、〇八八	九、〇八八、〇八八	一〇、〇八八、〇八八	一一、〇八八、〇八八	一二、〇八八、〇八八	一三、〇八八、〇八八	一四、〇八八、〇八八	一五、〇八八、〇八八	一六、〇八八、〇八八
作付反別		五、三〇〇、三三六	六、三三六、三三六	七、三三六、三三六	八、三三六、三三六	九、三三六、三三六	一〇、三三六、三三六	一一、三三六、三三六	一二、三三六、三三六	一三、三三六、三三六	一四、三三六、三三六
不作付地		一、五五四、〇五二	一、七五二、〇五二	一、七五二、〇五二	一、七五二、〇五二	一、七五二、〇五二	一、七五二、〇五二	一、七五二、〇五二	一、七五二、〇五二	一、七五二、〇五二	一、七五二、〇五二

殖民及農業

殖民及農業

右に依りて觀るに大正四年以降逐年不作地増加し耕作面積は全耕地の三分の二に過ぎざる状態にして、之が原因は多々あるべしと雖も要するに農業者の多くが勞銀高價なる伐木事業其の他の勞働に走りて耕地を顧みざりしに依るべし。

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の樺太に關する智識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移民亦著しく其の數を増し、大正十三年末現在八千七百九十二戸三萬七千八百十三人に於て全戸口の約三割に達せり、既往十年間に於ける戸口を示せば左の如し

戸口	年次	
	大正四年	同
大正四年	同	同
五年	同	同
六年	同	同
七年	同	同
八年	同	同
九年	同	同
十年	同	同
十一年	同	同
十二年	同	同
十三年	同	同

第二款 農畜産物

農畜産物の地位 本島は沿海に於ては漁業發達にして、陸には森林と礦物あり沃野の農牧に適するもの亦影からず、各種の産物は之れより起り逐年隆昌に赴きつゝあれども開拓日淺く未開の地は今尙隨所にあり、從つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産物は注目し値するものあるべし。今農畜産物生産額と他産業生産額を比較すれば左の如し。

年次	種別					農畜産物の總額に對する比
	農畜産	林産	水産	礦産	工業	
大正四年	六五,七三	五二,一〇	六〇,一三	二九,五五	二,三六	六.〇%
同五年	九〇,九六	四七,三〇	六〇,四四	二九,九〇	五,一八	七.〇%
同六年	一〇五,七八	一,九九	三三,〇〇	二〇,七六	二,六八	三.八%

同	七年	二、三〇、四四〇	四、六〇、八四〇	〇、八八、六六六	一、九〇、五五七	九、七八、四三三	五、九〇、三三三	一、五九
同	八年	三、四七、二六八	六、四〇、三九三	〇、八八、九七〇	一、九〇、三三三	二、九〇、八九三	九、三〇、六三三	一、八七
同	九年	一、三〇、五五五	八、九七、九七〇	〇、七三、六六六	三、三〇、〇〇〇	三、五五、〇〇〇	八、四一、二七七	二、九
同	十年	二、七三、〇五五	三、四三、三三三	八、七九、七九七	一、三三、五三三	三、〇〇、八三三	五、五五、六七七	八、〇
同	十一年	二、七三、七五五	四、一八、六六六	三、四七、八八八	二、三三、二二二	三、〇〇、〇〇〇	四、一、九七九	六、八
同	十二年	三、五五、一四九	四、五八、八七三	三、三三、三三三	一、八九、四三三	八、四一、七五五	七、五五、九八八	七、三
同	十三年	三、八八、九三三	〇、六五、四四四	二、九〇、三三三	二、五五、七三三	七、六八、八七七	五、五五、六六六	六、八

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て気温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるる作物の種類に至りては北海道に於けると大差なく、殊に從來不可能せられたる水稻栽培も漸く其の曙光を認むるに至れり。

食糧作物中到處栽培せられつゝあるは麥類、豆類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せられつゝあるは裸麥なり。其の範圍は全島に亘り作付面積六百五十餘町歩十一萬九千二百餘圓に達す。

大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副産物の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奨励しつゝあり。

大正十三年末現在作付反別は大麥三十九町歩六千五百二十四圓、小麥百四十町歩二萬四千二百九十六圓なり。豆類中最も廣く栽培せらるるは豌豆にして、其の作付反別三百二十六町歩産額七萬九千六百六十圓に達し品質又優良なり、豌豆に次ぐは菜豆の百三十五町歩二萬七千四百七十二圓にして、大小豆蠶豆に至りては何れも五十町歩内外にして未だ大なる生産を見ず、之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲めなるも、蠶豆にありては全島到處生産せらるるを以て家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來倍々増加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟、黍、玉蜀黍も生産せらるるも蕎麥を除いては栽培普及せず生産額又僅少なり、馬鈴薯は蕎麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付反別一千三百五十二町歩産額五十一萬圓



に達せり。主として自家消費に充當しつゝあるも澱粉を製造するの外其の儘市場に搬出するものも亦尠からず。現在澱粉製造者四百七十製造島四萬五千九百貫を算するも、何れも小規模のものにして家内工業と稱するが至當なるべし。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根組の發生甚しく、農業者は其の虫害を避くる爲め被害少き新築地栽培を行ひつゝあるを以て、其の作付反別四百町歩年産額僅に二十五萬圓にして、島内需要を充たす能はず遠く北海道より移入しつゝあり。

甘藍は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良のもの生産せられ一箇二貫匁内外の結球は珍しからず、而して之が需要又尠からざるを以て作付反別逐年増加し、現在三百町歩年産額二十萬圓に達せり。

以上の外牛蒡、人參、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして、其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず、従つて其の作付反別は何れも尠く百町歩に達するものなし。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝあるはライ麥及亞麻のみなり。

農業者は大泊製糖會社と一定の契約のもとにライ麥を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり。其の作付範圍は大泊及豊原支店管内に過ぎざるを以て作付反別も又百八十五町歩に過ぎず。

亞麻は現在主として豊原支店管内に栽培せられつゝあり、作付反別五十町歩年産額三千八百四十圓内外に過ぎざるも漸次増加すべきは想像に難からず。而して生産品は主として製線工場を経て北海道帝國製糖會社に供給されつゝあり。

甜菜は現在農事試験場に於て栽培しつゝあるに過ぎざるも、過去の試験成績に徴すれば品質遙かに北海道産品を凌駕し、含糖量平均十八乃至二十％純糖率八十五乃至九十％を示せり。

薄荷、荳蔻等は昔て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては栽培皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして反當取量又少なからず、就中

燕麥、チモシー、オチヤード、瑞典燕、家畜ビートに至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦尠からず、其の作付反別は作物中第一に位し、現在に於ては五千六百町歩年産額八十八萬八千九百八十三圓に達し尙年々増加の趨勢にあり、然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道及沿海州等より移輸入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様相當需要あり且つ耕作容易なるを以て栽培者多く、作付面積二千町歩年産額四十五萬九千二百八十三圓に達せり。

其の他瑞典燕、家畜ビード、テントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹としては一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果なるべし。苹果は現在西浦岸に於ける農事試験場分場及同地方の二三有志によりて栽培せらるるに過ぎざるも其の成績良好なり。

第四節 畜産



(函館大村産干煎白大眼(合式)種(東北) 鶏 瓜 菜)

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず、其の施設宜しきを得ば大に新業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣惡にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては済川に官營牧場を設置種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に供用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし。牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるもの、如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり、依て隨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の中敷を上納せしめ他の中敷は之を捕繋者に拂下ぐることをし。一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬收容所を設置して上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、民間にて拾得飼養のものを合し二千數百頭に過ぎず、尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時恰も晩秋に際し寒氣漸く

殖民及農業

追り草木枯死して食料を得る、こ能はず途に斃死するもの算を爲したり。
 明治三十九年五月各牛馬牧畜所を合併して且塚に種畜場を置き、種牡馬二頭（ヘルシユロン種、種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め居れり。現在は牛馬豚鶏を主とし、種羊、家兎、水禽等の飼養せらるるもの少數あり、亦近時養蠶業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得ば將來發展すべし。今最近五箇年の家畜飼養数を表示すれば左の如し。

年次	牛	馬	豚	鶏	狐
大正九年	二、二八七	五、六四四	二、〇四四	二、九、九六九	四、四四
同十年	二、四九〇	六、一六六	二、三三五	四、一、九八	五、四四
同十一年	二、七三五	六、六七七	二、〇九四	四、〇、六三三	六、〇〇
同十二年	二、七三六	七、一九六	一、五七〇	四、六、九三五	六、八〇

同十三年	二、三三六	七、六四四	一、五九四	四、八、八〇〇	七、四二
------	-------	-------	-------	---------	------

一、畜牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種（露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの）及領有後北海道より移入せるもの二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず、寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略出匹は同一経路を辿りたるものと見料せらる。

北海道より移入せるものはエアシヤ、ホルスタイン、シンメンタール、ショートホン、アラウンスキス種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨りエアシヤ種は繁殖盛にして在來種は殆どエアシヤ種に依りて改良せられ現在畜牛の九割以上はエアシヤ種を以て占め成績甚だ良好な

殖民及農業

リ。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬 匹

樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるもの二とす。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説信なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖る爲め當局に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へて民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハツクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、メルンネロン、クワイデステール、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。

三、養 豚

在來豚は樺太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、從つて其の何種に屬するものなるや不明な

リ、明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチエスターホルイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる狀況にして、其の生體重二十貫乃至四十貫、五十貫を算するもの稀にして仍改良の餘地尠からず。樺太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し農事試験場に於て種畜の配布をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり、其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムパーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず、體軀一般に矮少舉動輕快體重僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十個を算し一個の重匁十二三匁内外なり。最近漸次改良せられつつあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシヤン種、オーピントン種其他數種を數ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホーン種並に横班グリマスロツク種を本島に最適のもの

殖民及農業

殖民及農業

一六六

と認め之を獎勵品種に決定し、一般に其の飼養を獎勵したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、綿 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數なるも綿羊の各部落に散在せるより察するに、從來之に對して特種の獎勵保護を加へざりしとすも多少望を咽せしものありしが如し、占領當時露人の遺棄せる綿羊を守備隊に收容したるも、劣等種なるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十三年農商務省月寒種畜場よりシュロツプシヤ種綿羊四頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場に於ける設備を擴張し爾來三年間シュロツプシヤ種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに其の成績可良なるを以て、大正十四年より之を一般農家に集團的に配布しつつあり。然れども專業的綿羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て、大群飼養は未だ之をせず。

六、養 狐

養狐事業は大正四年應種畜場に於ける飼養試験を以て嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有聲

なる産物たるを失はず、依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果飼養者激減したり。

養狐場は人家を離れたる閑静且つ高燥なる針葉混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近が最適とし、其の規模は最少限六個を可とす。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力を要す。熟達せる管理人は一人にて約五十個を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ、飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

七、牛 酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有樺樺大廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正

殖民及農業

一六七

八年以後之を拂下ぐるこませり。一方大正七年民間牧場之が製造を創りてより漸次増加し、爾來堅實に發展の途を辿れり。

第五節 試験及調査

第一款 概説

一、沿革

未開の地を開拓して産業の發展を圖るには先づ農業を振興するの緊要なるは言を俟たず、依つて明治三十八年占領早々貝塚外四箇所に牛馬牧容所を、翌明治三十九年並川に假試作場を設け、適種適作物の試験及調査を開始せるが之れ本島に於ける農事試験及調査の濫觴なり。

假試作場は明治四十一年之を農事試験場と改稱し、牛馬牧容所は明治三十九年種畜場と改稱し同四十四年小沼へ移轉せり。然るに大正七年小沼の種畜場を農事試験場に合併して之を分場とせり。越えて大正九年並



(大正七年) 小沼の種畜場

川の農事試験場は小沼に移轉し分場を合併して現在に至れり。是より先明治四十三年西海岸宇遠泊に農事試験場農圃を設けしたるが大正七年之な分場とせり。

二、農事試験場

農事試験場は農事、化學及畜産の三部より成り尙西海岸宇遠泊に分場を置く、之を示表すれば

農事部	農事に関する調査、試験、鑑定、講習、講話及種子、種苗の配付等
化學部	農産及畜産に関する分析、農藝化學に関する調査、試験、鑑定、講習及講話等
畜産部	畜産に関する調査、試験、鑑定、講習、講話及種畜、種卵の配付並食付等
宇遠泊分場	一般農事及畜産に関する試験、調査、講習、講話及種子、種苗の配付等の外特に西海岸地方に於ける適作物の試験、調査並に養蚕に関する試験、調査等

以上の如く農事及畜産に関する各種の試験並に調査を爲すの外、隨時講習及講話を行ひ専ら新業の改善農殖民及農衆

殖民及農業

適に努め居り、以下其の事業の概略を記述すべし。

第二款 農事に関する試験及調査

適作物の種類選定及作成 本事業に關しては特に主力を注ぎ、各種農作物を試作して其の成績に鑑み適作物を査定し、其の優良品種の種子を一般農家に配付し。樺太の風土に適せざる作物に就ては年々適否試験を行ひて適當なる早生種を得、適作物として一般に栽培するに至れるもの影からず、今試験の結果樺太に於て栽培し成績良好なる作物を擧ぐれば左の如し(括弧内早生種とあるものは東部地方に於ては成績良好ならず)。

- 穀類類 稗麥、大麥、小麥、ライ麥、燕麥、蕎麥、粟(早生種)、粟(早生種)、玉蜀黍(早生種)、豌豆、蠶豆、黑豆(早生種)、大豆(早生種)等。
- 蔬菜類 馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、牛蒡、胡蘿蔔、火葱菜、葱、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜(早生種)、南瓜(早生種)、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、早芹菜、萵苣、白菜、休菜、水菜、茼蒿、蕪菁草、草蓴等。

果樹類 須俱利、總須俱利等。

飼料類 茶葉、亞米利加防風、瑞典蕪菁、牧草等。

特用作物 薯蕷、甜菜、大麻、亞麻、除蟲菊、苜蓿等。

耕作法試験 播種期節試驗、播種量試驗、播種方法試驗、除草中耕回数試驗、栽培勞力調査等を行ひ、樺太に於ける適當なる耕作法を決定し、講話、實地指導等に依り之を一般に周知せしめ居り。

品種改良 品種比較試験、品種改良試驗を行ひ、尙稗麥、小麥及馬鈴薯に就ては純系淘汰を行ひ目下試験中なるが、稗麥は既に選擇せる優良品種を一般に配付せり。

病害蟲に關する試験 本島の病害蟲中最も加害大なる馬鈴薯疫病、胡瓜露菌病、甜菜褐斑病及蘿蔔蛆等の駆除及豫防試験を行ひ、樹菌に關しては石灰ホルドー液を使用して其の濃度、回数等の試験を精了したるも、蘿蔔蛆駆除及豫防は未だ經濟的の良方法を待す。

肥料試験 樺太は一般に地味肥沃なるも漸次養分補給の必要を認め、過磷酸石灰及厩肥の用量試験を行ひたるに、其の成績良好にして農家の之を使用するもの漸次増加せり。

殖民及農業

殖民及農業

一七二

土壤調査 一般土壤調査、特種土壤調査、地方或純試驗、三要素試驗等を行ひ、各地の土壤に於ける肥培の基礎を確立せむし着々進行しつつあり。
農産製造試験 大麻製管、亞麻製線、オートミール製造、製粉及精麥に關して試験を行ふ。
講習及講話 農村に職員を派し或は農事試驗場に於て時々之を行ふ外、大正五年以降八箇月の長期講習を行へり。

第三款 畜産に關する試験及調査

家畜の改良増殖を圖らむが爲め年々種畜を島外より移入し、種牡牛馬豚の種付、種豚種鶏の拂下並に種卵の配付を爲し、種羊飼育試験、畜産製造試験、鶏卵孵化試験、羊毛採取試験等を行ふ外畜産に關する講習講話及實地指導を爲し畜産思想の涵養に努む。尙本島の氣候風土は毛皮動物の飼養増殖に適するを認め、大正四年七月種畜場内に養狐飼養場を設置し、種狐は島産野狐を主として小數を島外より移入し、爾來之が飼育並に改良蕃殖に關する試験をなし居れり。事業の概要を擧ぐれば左の如し。

馬匹 種牡馬二十七頭の内二十五頭は之を各地に貸付して適宜種付せしめ、二頭は之を場内に置き一般の希望に依り優良牝馬に限り種付しつつあり。種牝馬は目下二頭を有するのみなるが、之には優良種牡馬を配し種馬の繁殖育成に關する試験に供し居れり。

畜牛 種牡牛二十五頭中二十三頭は之を地方に貸付して適宜種付を爲さしめ、場内にはエアシャー種及ホルスタイン種各一頭を置き、場内牝牛の種付に供するの外其餘を以て一般の希望に依り優良牝牛に限り種付を爲せり。種牝牛は場内に十頭を置き各優良種牡牛を配して種牛の繁殖育成を圖り、尙是等種牝牛に關しては毎日泌乳量を計り、隔週一回脂肪量を檢定して一箇年の能力を調査し、剩餘乳は之を牛酪に製造して當業者の參考に供し居れり。尙豊原酪農組合の委託に依り組合生産の牛乳及乳皮を以て牛酪製造を爲しつつあり。

綿羊 大正八年以來四年間に米國より牝牡五十五頭の種羊を輸入し、之が適化並に増殖を圖れるが、漸次馴化し成績良好なるを以て、農家の副業として飼育せしむべく大正十四年度より之が拂下を始め其の普及を圖れり。而して之に伴ひ羊皮の製鞣並に羊毛加工法の研究を爲し居れるが、綿羊飼育部落に對し之が講習を

殖民及農業

一七三

行ふ豫定なり。

養豚 種牡豚二頭種牝豚八頭を常置し、種豚を育成して農家に配付するに共に、種牡豚は餘勢を以て一般の希望に依り優良牝豚に對し挿付を爲しつつあり。尙不用豚に肥育法を施し之を以て燻肉製法の研究を爲す。養狐 目下種狐二十頭を飼育して之が繁殖育成、利用等に關する研究をなすと共に内外に於ける斯業の研究調査を爲し居れり。

養鳥 白色レグホーン種及横斑ブリーマスロック種二十羽を定置し、孵卵器を使用し種鳥を繁殖育成して種羽及種鶏を配付し、場内種鳥はトランプネストを用ひ常に其の能力を調査して配合の資に併し、尙鷄卵貯藏試験を行ふ。

第四款、動植物調査

植物調査 本島に於ける植物の分布、種類並に用途を調査する爲め北海道帝國大學教授宮部博士に委嘱し明治二十九年より翌四十年に亘り島内各地を跋渉して標本を蒐集し、明治四十三年より標本の作製並に之が分類命名を爲し、明治四十四年三月之が完成を見るに至れり。其の結果に依れば顯花隱花兩植物を合して八

十餘科七百九十餘種に達せり。

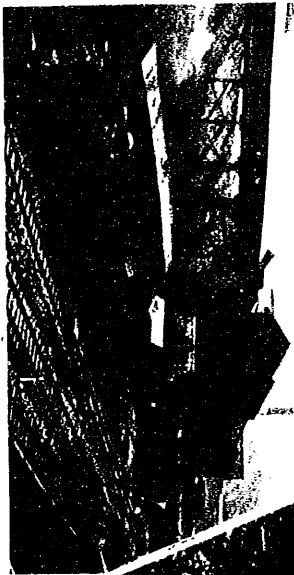
動物調査 樺太に於ける有益、有害其の他の鳥獸の種類並に其の回遊期等を知るに共に、貴重獸類の棲息蕃殖の状況を調査し以て將來の施設に資する目的を以て、囑託村田庄次郎をして明治四十三年及大正元年の兩回に渡り島内各地を汎く跋渉調査せしめ、之を分類命名し大正二年八月之が完成を見たり。

第九章 鑛業

第一節 總說

樺太の鐵業は其領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外露國政府時代に於ては全く世人の腦裏に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、流鏝の存在等に付略記せるものありしに過ぎず、内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内鑛業の絶對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷を経て漸次部分的に之が開放を斷行し、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外總て内地同様の制度の下に一般に開放し居れり。以下項を分ちて其の梗概を述ぶ。

第一款 鐵業制度



(村上山部原鑛、礦炭上山) 車列 炭運



(町居泊部原泊) 礦炭原泊

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區稅法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり、只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在し、軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭の採掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭採掘に付採掘料を徵收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令の發布ありたり、即ち鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭採掘の許可に關する件(明治四十五年六月勅令第三百三十七號)

一、樺太に於て石炭採掘に付採掘料徵收區域(明治四十五年六月勅令第二號)

所謂封鎖炭田なるものは附令第二號に依り其の區域限定せらる、一に之を三大炭田とも稱す即ち左の如し。
南部炭田

雨龍川及吐留保川流域以南能登呂半島一圓

中央炭田

鑛業

内河川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同上

泊居川流域一圓

東は倉水嶺を界とし北は泊居川流域より南進手川流域に至る一圓

北部廣田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、軍政時代に於ては明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に亘りて鐵物の採取を、又同第五號を以て鐵産物の島外移出を嚴禁し、違反者は懲罰に處し又は退去を命ぜり。之れ當時諸般の秩序未だ定らず、鐵業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるる迄は全島全域を絕對に封鎖し、以て所謂封鎖の爲めに貴重なる鐵區を先占亂掘せられ天興の權利を暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鐵業制度の疎るべきなく、從來の鐵業關係の顧慮すべきなく、本島地質鐵物の調査亦見るべきものなかりしを以てなり。

明治四十年軍政廢止せられ憲政時代に入るや、勅令第二百三十三號を以て先づ鐵業法の一部即ち鐵業税に關する規定、國の鐵業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鐵鑛の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鐵業令を發布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鐵業權(採掘權)を許可し、其の以外の地域に於ける各種鐵業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鐵種及鐵區を指定し、一定の資格者に採掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鐵業權を付與することとせり、之れ封鎖區域と稱せらるるものなり。

爾來地質鐵物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鐵區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大業より見て鐵利保護上何等支障なきものと認め、明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大廣田及惠須取、北名野兩廣田の區域に止め他は全部之が開放を斷行し、一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鐵業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定中試掘に關する場合を除き他は之を施行し、其範圍

を撤廃し採掘出願に附し稍や内地同様の制度に改めたり。
 次で明治四十五年六月法律第二十三號の發布を見、之に胚胎して勅令第三百三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮小して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同等に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

管内に於ける種行鑛區漸次増加の趨勢にあるを以て大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鐵區稅法を施行し、之を以て全く内地同様の制度となれり。

尙ほ砂鐵業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鐵採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鐵法の全部を施行し附來今日に及ぶ。

第二款 鑛務施行の狀況

樺太に於ける鑛務行政は、前款に於て述べたる如く明治四十年度開始せられてより實に二十年に及び其の間出願總件数は三千四百六十七件(大正十四年末)にして其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の二件を初めとし爾後連年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には頓挫を挽回して四十件の出願を見、大正六年には俄然として出願二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次で倍加率を以て増進したり。是等樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人に周知せられ事業家の企業心を刺戟せると、當時戰局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙ほ六百余件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて遽に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて百二十四件となり同十三年に至りては僅かに九十三件に過ぎず、此衰勢は一般經濟界が戰時好況の反動を受け緊縮の狀態に向ひたるに因由すべし、而して翌十四年には稍や之れを挽回して二百八十五件を算するに至れり。

今大正十四年末現在許可鑛區數を擧ぐれば左の如し



種 別	探 掘		試 掘		砂 鐵	
	鐵 區 數	面 積	鐵 區 數	面 積	鐵 區 數	面 積
石 炭 鐵	三	三〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
亞 炭 鐵	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
石 油 鐵	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
金 鐵	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
砂 鐵	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
砂 白 金	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
計	七	七〇,〇〇〇	五	五〇,〇〇〇	五	五〇,〇〇〇

右鐵區の内現に採行中若しくは採行準備中のものは僅々十鐵區八鐵山にして孰れも皆石炭鐵に屬す。管内の

鐵産物は鐵業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に於て初めて少許の出炭を見、爾來引續き採炭繼續せられ大正十四年に於ては二十五萬六百十五噸の出炭を見尚ほ逐年出炭増加の趨勢にあり。

現採行鐵區一覽

名 稱	所 在 地	鐵 種	積 産	大正十四年着月日	鐵 業 者
川上炭鐵	豐原郡川村大字三井	石 炭	三六,九〇〇	三,一,二六	三井鐵山株式會社
泊居炭鐵	泊居郡泊居町大字奥澤	同	七,七,九〇〇	三,一,〇三	三井鐵山株式會社
東白浦炭鐵	津浦郡白蔴村大字東白	同	一八,六〇〇	三,一,一五	三井鐵山株式會社
登帆炭鐵	元泊郡帆寄村大字登帆	同	三,三,四七〇	三,一,八,一	登帆炭鐵株式會社
大榮炭鐵	泊居郡名寄村大字蘆澤	同	九,六,七二〇	三,一,一五	三井鐵山株式會社
野田炭鐵	野田郡野田町大字野田	同	一〇〇,〇〇〇	三,一,一〇	王子製紙株式會社
知取炭鐵	元泊郡元泊村大字知取	同	一八,七〇〇	三,一,一〇	知取炭鐵株式會社
計	本釜、東橋丹	同	一八七,〇〇〇	三,一,一〇	知取炭鐵株式會社

大平炭	名好郡惠須取村大字白	石	炭	一、三六、七五	三、九五	三、三三、二五	樟水工業株式
坂							會社

第二節 鐵 物

本島に於ける鐵物は石炭を主とし石油之に亞ぐ、其の他の鐵物にありては砂金、含銅硫化鐵礦及辰砂鐵等存在するも未だ重要な鐵床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珪岩、硬砂岩、片岩類等の成層岩多く海岸に露出するを以て切割運搬に便なり、石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せらる、其の花崗岩に接觸するものは往々結晶質(大理石)と爲り、之に接して含銅硫化鐵礦を伴ふ所あり。

第一款 石 炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田及猿津炭田にして、中生界白堊系の岩層よりなる四神太山脈の兩側に於て、該中生層に接する第三紀層の下部に發達し、含炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。其の海岸に近き所に於ては一般に炭層の傾斜頗る急峻にして、或は直立に近く甚しきは反轉するものありて地層の混亂せる状態を現出するも、之を過ぐれば内地に入るに従ひ漸次緩慢なる傾斜を示し整然たる層位を爲す。含炭層は普通二千尺内外の厚さをなして多きは十數層の炭層を互層す、此等炭層の露頭は概ね南北に延びて二十里乃至三十里に亘り蜿蜒して連續するの状眞に壯觀を極む、炭層は其の厚さ三尺乃至五六尺のもの多く、屢次十數尺に達する良層を存在す。

尙南部炭田に於て吐龍保より南名好に至る海岸及知床半島の一部第三紀地層には別種に屬する厚層の上部含炭を存し、其の他東四海岸に於て數箇所に獨立したる小炭田存在す。

埋藏炭量 左に本島主要炭田の廣表及推定埋藏炭量を示す。炭量の計算は從來の探鐵程度に於ては其の概念を得るに過ぎず、木表に示せる水準下炭量の如きも直立五百尺迄を概算するに留め、尙厚さ二尺五寸以下の薄層及夾み多く惡質の炭層は木表の計算より之を省く。



名 稱	位 置	面 積	推 定		小 計
			水 準 上	水 準 下	
北部炭田 敷香	梶内川西方敷香川畔より國境に至る	二五九,六七〇	二五,三三〇	三,三〇〇	八八,六五五
川上	川上川流域	一,五五〇	八,四〇〇	三,〇〇〇	二〇,四〇〇
中部炭田 内淵	内淵川流域	五,五三三	六,二四〇	一五,四〇〇	三三,七〇〇
泊居	泊居川流域	六,九九七	三,一〇〇	三,六〇〇	三三,一〇〇
雨龍	雨龍、泊尾	八,九〇〇	三,一八〇	三,九〇〇	三三,九〇〇
南部炭田 南名好	南名好、十和田	二〇,〇〇〇	五,三三〇	一五,三三〇	一八,六六〇
吐龍保	自吐龍保川至木蔵川	六,六〇〇	六,三三〇	二五,九七〇	三三,〇〇〇
嶺津	自嶺津川至北名好川	一,三〇〇	二,八五〇	四,七八〇	七,〇三〇
皆別炭田	知床中島、皆別川流域	三,四〇〇	六,三三〇	二,六二〇	三,三三〇
登帆炭田	東海岸登帆附近	五,五〇〇	七,九八〇	六,七四〇	七,五三〇
計		二二,八八六	一六,五五九	三三,七三三	五三,〇七九

名 稱	位 置	面 積	推 定	小 計	
惠須取炭田	惠須取川流域	二,一〇〇	二,〇七〇	一〇,八八〇	一三,〇五〇
名寄炭田	名寄川流域	五〇	三〇〇	一,〇〇〇	一,三〇〇
計		二,一五〇	二,三七〇	一二,八八〇	一四,三五〇

備考 本表の推定埋藏炭量は未調査の箇所を除きたるのみならず、前記の如く地表に近き炭量のみを計上したるを以て精密なる調査を行へば相當増加の見込みあり。

- 炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別することを得。
- 第一種 一、粘結性强く 二、發熱量強大なるもの。
 - 第二種 一、粘結性微弱又は不粘結性にして 二、揮發分多きもの。
 - 第三種 一、不粘結性にして 二、發熱量少く 三、水分灰分多きもの。
- 第一種は嶺津炭田及幌岸地方のもの之に屬す。
 第二種は北部、中部及南部に於ける封鎖區域の殆ど全部並に惠須取地方のもの之に屬す。



第三種は南部炭田に屬する吐鯉俣炭田を主として登帆、東白浦、野田及皆別地方に於ける上部含炭層のもの總て之に屬す。

前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

第一種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭	揮發分	硫黄	比重	性状	燐窒素	發熱量
登帆炭田	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	強粘結性にして膨脹	0.055	7,000
皆別炭田	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	強粘結性にして膨脹	0.055	7,000

第二種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭	揮發分	硫黄	比重	性状	燐窒素	發熱量
北部炭田	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	辛ふじて粘結するものあれば概ね粘結	0.055	7,000
登帆炭田	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	辛ふじて粘結するものあれば概ね粘結	0.055	7,000

第三種に屬するもの

封鎖部	水分	灰分	固定炭	揮發分	硫黄	比重	性状	燐窒素	發熱量
川上	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	微弱なる粘結性	0.055	6,500
中部	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000
田部	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000
泊居	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000
南部炭田	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000
南名好	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000
須取炭田	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000
悪取炭田	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000

地方別	水分	灰分	固定炭	揮發分	硫黄	比重	性状	燐窒素	發熱量
封鎖部	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000
吐鯉俣	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000
登帆炭田	11.5	15.5	75.0	1.0	0.15	1.35	同	0.055	7,000

明治四十年樺太廳鐵業調査に際し初めて本島の南部西海岸地方に石油を含有する地層の徴候を認め、其の後本斗附近及野田以北亞平地内に於て諸所に確實なる含油層の布延を發見し、爾來地質構造の關係も亦漸く明瞭ならむとするに至れり。

該含油層は本島第三紀層の上部岩層に廣く介在するもの如し。西海岸の吐鯉保及野田附近に於ては其の地方に存在せる上部含炭層に接近し常に之が上位をなし若くは下位をなす。

されば含油層は石炭層と共に斷續し南は十和田、呂馬内附近に起り、海岸に沿ふて北走し南名好、吐鯉保を過ぎ遠く本斗に到りて海底に入る。此の間延長約十五里に達し、地層は一大背斜層をなす。其の東西兩側の岩層は一般に急斜し且つ淺傾によつて背斜の起隆部を削り去られ、含油層も亦空鞍狀をなせり。石油を含有する油砂は柔軟なる青色砂岩若くは黄色を帯べる白色凝灰質砂岩にして、數條の薄層をなし厚さ凡そ二百尺位より三四百尺に達する砂岩及頁岩の累層中に介在するを普通とす。然れども野田附近のものは厚さ六十尺を

有す粗形なる凝灰岩層をなし含油層や多量なり。此の部分に於て地層は淺き向斜層をなし附近に安山岩脈及玄武岩脈の露出するもの多し。

其の他西海岸には久春内附近の海底より原油の浮上することを傳へらる。是等によつて觀れば石油層は本斗、野田の一部に留まらず該海岸に接し遠く延亘するを想像せらるるも、一般に地層構造は油田として有利ならず、若し夫れ本斗以南延長十五里に達する背斜層の地下深く更に下部含油層を發見することを得んか該油田の眞價は今俄かに斷定すべからざるものあり。

第三節 鐵 業

現今樺太に於ける唯一の鐵業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、其の他は悉く之を島外に仰ぎ未だ鐵業開始の機運に到らず、本島石炭の産額及販路を示せば左の如し

鐵 業

年次	川上炭鐵	泊居同	大奈同	登帆同	東白浦同	野田同	知取同	大平同	計
明治四十二年	一、七五五	二、八〇〇							四、五五五
同四十四年		一、九九六							一、九九六
同四十四年		九、五四八							九、五四八
大正元年			四、五						四、五
同二年									〇
同三年	10,104	三、三〇〇							一三、四〇四
同四年	二、七〇〇	三、三〇〇							六、〇〇〇
同五年	三、三〇〇	三、三〇〇							六、六〇〇
同六年	二、七〇〇	二、六〇〇							五、三〇〇
同七年	四、三〇〇	二、六〇〇	一、七〇〇	八、三〇〇	四、九〇〇				10,500

一九二

鐵 業

販路	鐵業權者	同十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年
王子製紙株式會社	三井鐵山株式會社	二九、九四〇	二四、五〇〇	八五、五五〇	六六、五五〇	四〇、〇〇〇	五二、二〇〇	六〇、〇〇〇
同	樺太鐵業株式會社	八、九〇〇	三、七〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	六、二〇〇	三、三〇〇	三、〇〇〇
同	樺太工業株式會社	五七、六〇〇	五〇、五〇〇	五二、八〇〇	二八、八〇〇	一〇、九〇〇	三三、三〇〇	八、七〇〇
富士製紙株式會社	登帆炭鐵株式會社	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	一、二〇〇	三、三〇〇	五、六〇〇	五、〇〇〇
同	樺太炭鐵株式會社	一八、六〇〇	九、三〇〇	一、〇〇〇	六、五〇〇	六、〇〇〇	六、八〇〇	二、四〇〇
同	王子製鐵株式會社	二、五〇〇	七、三〇〇	六、〇〇〇	五、九〇〇	四、五〇〇		
同	富士製鐵株式會社	六、七〇〇	七、三〇〇					
同	樺太工業株式會社	三〇、九〇〇	二七、五〇〇					
		二五〇、〇〇〇	一九九、九〇〇	一六六、九〇〇	一一四、四〇〇	一一五、三〇〇	一五三、三〇〇	一五〇、〇〇〇

一九三

大泊、豊原工場	泊居工場	落合工場	樺太鐵道其他	野田工場	知取工場	蕨須取工場
富士製紙株式會社						
落合工場						
樺太鐵道其他						

第一款 鐵業の現況

川上炭礦 川上炭田は樺太に於ける最も重要な中部炭田に屬し内瀨炭田の南端に接す。含炭層は厚さ約二千尺にして其の間十五層の石炭層を算す、之を下部より各層の厚炭を列記すれば左の如し

- 一番層 十 尺
- 二番層 四尺六寸
- 三番層 二尺五寸
- 四番層 四尺二寸
- 五番層 一尺八寸
- 六番層 五尺四寸
- 七番層 四 尺
- 八番層 四尺五寸
- 九番層 三尺五寸
- 十番層 二尺三寸
- 十一番層 一尺八寸
- 十二番層 四尺三寸

十三番層 九 寸 十四番層 四 尺 十五番層 四 尺

石炭延厚五十七尺八寸にして現今探掘せるものは一、二、七、八及九番層の五層にして、其の石炭延厚二十六尺六寸とす。炭層は西に傾斜し鐵區南部に於て四十五度、北部は三十度乃至三十五度の斜角をなせり、地勢南に高く北に低下す、炭層露頭の最高所は海拔約千二百尺にして、堅入坑道地並以上三百八十尺に達す。走向は略南北にして鐵區の延長八千間に達し、其の間著しき階層等の變動なく連續として炭層を露出せり。從來の川上探炭所は海拔約九百尺の高地點に於ける露頭より二三の探炭坑道を掘進し、地表に近き炭層を探掘する姑息なる方法にして、之が運炭鐵道は樺太總鐵道泊寮線小沼驛より分岐する川上線を通じ、大正十一年以來の擴張工事を完成して近々年額十五萬噸より將來三十萬噸を出炭せむとす。坑況の概要左の如し。

堅入大坑道は川上河畔の低地に於て下部に位する地層より炭層を横斷して掘進し、千八百二十尺にして第一番層に會し現今九番層を過ぎ掘進中とす。同大坑道は總延長約四千六百尺あり全部の炭層を横斷する豫定にして、坑道の左右に炭層の走向に沿ひストーン、カレリーを掘進し、更に之より適當なる間隔をなして小掘入を掘り、各炭層を横斷して此處に探炭をなすものとす。坑内より選炭場に至る運炭には電氣機關車を、掘



鑿には壓縮空氣置炭機を應用し、通風は扇風器を使用せり。選炭場は一日の扱量五百噸にして、振動スクリーンを以て篩別し、塊炭は手選帯の上に於て選別し、コムペアーにより貯炭庫に送らる。中小塊及粉炭はコムペアー及エレグエーターにより貯炭庫の上段に至り、ブッシュ・コムペアーにより庫内の塵所に送り貯炭す。將來中小塊を選別すべく水選機設置の豫定なり。建家は鐵筋混凝土造にして、貯炭庫の漏斗口より直接鐵道貨車積込をなす。原動發電所の出力は現今六百キログワット、コムペアーなり。

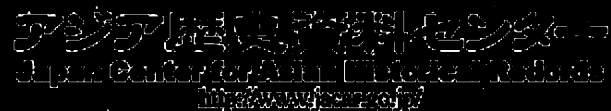
泊居炭鐵 泊居炭田も亦中部炭田に属し内泊炭田の北端に接す。炭層は泊居川中流の東岸に沿ひ一の背斜層をなして北々西に走り概ね急峻なる傾斜をなす、其の緩なる所は四十五度内外なり。雖も往々七、八十度の急斜をなし甚しきは直立に近きものあり、含炭層は其の厚さ明瞭ならざるも凡そ千尺内外なるが如く、其間數枚の炭層を互層するも現今採掘せるは四尺層と五尺層の二層にして中間二百四五十尺の岩盤を狭めり。

此の地方に於て地層は著しき變動をなし、炭層は屢次斷層によつて混亂せるを以て著しく採炭作業を困難ならしむ。本炭鐵は明治四十二年樺太廳に於て採炭の試験を開始せしものなるが、現今諸頁の方法により樺太工業株式會社に於て採掘中にして、石炭は延長八里の輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

大榮炭鐵 本炭鐵は泊居炭鐵の北に接し名寄川上流に位す。地層は一小向斜層をなし厚さ約五十尺の岩盤を隔てて二層の石炭層存在す。上層は三尺五寸下層は五尺の厚さを有し傾斜頗る緩漫なり。現今横坑により採掘し、炭質は泊居炭鐵と大差なし。採掘の石炭は延長二哩半の架空索道により泊居炭鐵に送り更に輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

登帆炭鐵 東海岸登帆の海岸に接し數層の石炭層互層する獨立せる含炭層の一區域存在せり。此の含炭層は上部含炭層に屬し厚さ約六百尺にして六層の石炭層互層し之が炭層平均四尺五寸とす。傾斜頗る急峻にして殆ど直立し北々東に走り炭層の連続すること約二千間に達す。地勢低く炭層は直ちに海水面に下り浸するを以て斜坑によつて採炭をなし、採掘の石炭は海路榮濱に輸送せり。

其他 東海岸東自浦及西海岸野田に於ては前記登帆に於けると同じく上部含炭層(第三種炭)に屬する獨立小炭田存在し、小斜坑若し横坑によつて採炭をなせり。又最近東海岸東知取及西海岸惠須取に於ては該地に新設中の富士製紙株式會社及樺太工業株式會社製紙工場用燃料炭を採掘せんが爲め炭坑の開坑中にして孰れも一兩年後に於ては數萬噸の出炭を見る見込みなり。



鐵 業

第二款 鐵業の將來

需要供給の状況 本島に於ける諸種の鐵物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
大正元年	四二五噸	六、六三噸	一噸	七、九六噸
同 二年	八三	一		八四
同 三年	一四、六五噸	六、三三噸		二〇、九八噸
同 四年	二七、〇三噸	七、九三噸		三四、九六噸
同 五年	三〇、〇〇噸	二、九三噸		三二、九三噸
同 六年	三〇、八〇噸	八、〇三噸		三八、八三噸
同 七年	一〇、六五噸	四、〇三噸		一四、六八噸

現今本島諸港に寄港する船舶は他島外の石炭を燃料に供し、家庭用の燃料は殆んど薪炭を使用せり。普通石炭消費量の多少は以て其の國の文化程度を卜することを得と云ふ、誠にも島の之を他に比較すれば左の如し。

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
同 八年	一五、四七噸	三、三三噸	三、〇六噸	二一、八六噸
同 九年	二四、九三噸	三、三二噸		二八、二五噸
同 十年	二五、五五噸	四、五五噸		三〇、一〇噸
同 十一年	二四、五四噸	五、八三噸		三〇、三七噸
同 十二年	二六、九六噸	五、七二噸		三二、六八噸
同 十三年	一九、三三噸	七、八八噸	二、九三噸	二九、一四噸
同 十四年	二五、六五噸	六、四四噸	三、九三噸	三六、〇二噸

鐵 業

鐵 業

人口一人當一年の石炭消費量 (一九一三年)

北米合衆國	五、五〇	英 吉 利	四、二〇
獨 逸	三、六〇	佛 蘭 西	一、五〇
澳 太 利	一、二〇	伊 太 利	〇、三二
日本	〇、二四	大正四年	〇、五七
大正元年	〇、三二	大正九年	二、三七
大正七年	三、四八	大正十四年	一、七三
		樺太	

斯く比年需要増加の趨勢は本島産業の進展を語るものなるも、内部に開拓をまつ豊富なる炭田を有する本島に於て、而かも生産工業の原動力たる石炭の島内に於ける需要をも充し得ず、尙内地に比し二、三割高の移入炭を消費し、其の年額百萬圓を突破するの狀態にして、電力の如きも一キロワット時二十五錢乃至五十錢の高價を稱ふ。さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も期し得ざるべく、炭田の探掘は本島開發上緊急事に屬するものと謂ふべし。以下本島炭田の探掘に

關し一二重要な事項を録し以て參考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上壽之助の調査に依れば實測炭量九億三千萬噸、推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較し樺太の推定炭量五億二千六百萬噸は敢て大なりと云ふを得ざるが如きも、其の内容を見るに内地炭は多年探掘の結果前途益々探掘難を感ずるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、僅め小炭坑分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に探掘に容易なる安全量を示せるものなり。

炭質 炭田の大部分に於ける炭質は瀝青炭に屬し、燃焼容易にして火格子上の採炭簡便なるを以て燃料用に適し需用の最も多きものに屬す。

北樺太及北名好地方の炭層は一般に粘結性強く中ば無煙に近き種類に屬する優秀品なりと雖も、瀝青炭を慣用せる本邦にありては此の種石炭の用途は自ら制限せられ燃料炭として之を常用せず、之と同質の支那開平炭が本邦に於て約二割安の炭價を以て尙且つ僅かに年五十萬噸の販路を有するに過ぎざるに由つて觀るも兩種石炭の市場的勢力を略は推知し得べし。

採炭の便否 本島石炭の採掘に關し特に不便を感ずるものは冬季氣候の寒冷にして積雪多量なるを、多數の労働者を招致すること比較的困難なるの二點に在り。

然れども地中深度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく従つて本島に於ても採炭の如き地下採掘は格段の困難を感ぜず、唯考慮すべきは坑外採掘に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然れども本島未開炭田の重要なるものは其の埋藏炭量大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の採炭を行ふに適するを以て、大産生産の方法によりて採炭費を削減し得べく、鑛業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭嶺には樺太鐵道の川上線通するを以て之を利用し、泊居炭嶺に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる採炭所貯炭所間のケーブルカー及び貯炭所海岸間鐵道の設備あり。然れども其の他に至りては交通機關未だ全からず頗る不便なる状態にあり。



(近附香鼓)林交混然天松葉落、松夷蝦、松樞

第十章 林業

第一節 總説

本島林業の沿革に就ては文献の微すべきもなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年那領に復帰して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむるに共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。

本島の森林は總て天然林にして樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらる、も實際利用價值ある林木はエンマツ、トマツ、グイマツ、イナキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはナナギ、ハンノキ及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトマツ及エンマツの如き針葉樹を生ずるの外、中腹より白樺を混生し頂上に至るに従ひ漸次増加し遂に白樺の

林業

純林となり、尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして約其の八割を占む。

国有林面積及蓄積は目下調査中に屬し大正十五年度に完成の見込みなり、依つて暫らく之が推定に従へば邦領樺太の面積三百三十二萬八千餘町歩中釧路支庁管内に於けるツンドラ地帯約二十五萬二千町歩、河川海岸等に屬する餘地三萬町歩、原野燒跡伐採跡地等五十四萬四千町歩、殖民地及殖民豫定地四十三萬町歩、大舉演習林八萬千町歩等を除く時は立木地面積約百九十九萬千町歩にして、一町歩當り約二、三百石多きは千石以上に達するを以て、假に平均二百八十石として計算するときは總材積五億五千餘萬石に達し内針葉樹は五億三千萬石の見込みなり。

第二節 森林の利用

領有當初諸般の施設未だ整はざる時代に於ては一時的利用の外森林を利用せんとするもの殆んどなかりしが、明治四十二年に電柱材、翌明治四十三年には枕木用材として移出せられてより之が利用逐年増加し、明治

三十八年度に於ける林木賣拂額千二百九圓に對し、大正十三年度に於ては實に一千六十七萬五千圓(官行新伐材賣拂額を含む)を突破するに至れり。

林木は本島の主要物産にして之が利用如何は本島の産業に影響する所大なるを以て、幾多調査研究の結果製紙原料たるパルプに適切なるを認め、且つ國産の自給自足を圖る見地より紙料として利用するを得べかりとし、尙來斯業を奨励の結果大正二年始めて大泊及泊居に之が工場を建設翌大正三年より操業を開始せり、是れ本島に於けるパルプ工業の嚆矢とす。尙來漸次隆盛に赴き、現在之が工場七にして尙現に建設中のもの一あり、パルプの製産年額十一萬餘噸にして我國需要量の過半を占め、之に要する資材年額三百餘萬石に達す。

以上の外尙電柱、枕木、建築用材、薪炭用材其の他需要多く比年其の範圍を擴張しつゝあり。
●苗圃事業 明治四十五年初めて豊原に苗圃を設け、僅かに播種及自然生苗木の移植養成等を試験的に行ひ來りしが、大正九年に至り清水外四箇所に翌十年には留多加外一箇所に苗圃を増設し専ら種苗を養成しつゝあり、大正十年以降の主なる事業を擧ぐれば



林業

二〇六

大正十年度トドマツ、エンマツ及信州産並に島産落葉松各二石宛を播種し、尙同年秋季にトドマツ及エンマツの自然生苗木十餘萬本を採取し、之を豊原及清水の苗圃に移植せり。
 大正十一年度にはトドマツ、エンマツ、カラマツ等の種子不作にして採取し能はざりし爲め、信州産落葉松種子一石九斗餘を各苗圃に分播したる外、トドマツ、エンマツの自然生苗木五十五萬本を採取し之を川上外三苗圃に移植せり。
 大正十二年度には豊原苗圃に於てトドマツ及エンマツ九斗七升二合、カラマツ三斗、トウヒ三斗及其他の諸樹種六斗を、其の他の苗圃に於てはトドマツ、エンマツ各二斗、カラマツ一斗、トウヒ一斗の割合に播種し、尙養成苗木の床替並に播置苗の手入等を行へり。
 大正十三年度には豊原苗圃に獨逸トウヒ二斗、エンマツ一斗、其の他の雜種四斗三升を、貝塚及留多加を除く各苗圃にはトウヒ二斗、エンマツ一斗及カラマツ一斗宛を播種し、尙養成苗の床替並に播置苗の手入等を行へり。
 大正十四年度には豊原、川上、宮内岸、吐鯉保、泊居、賢澤の六苗圃に對しカラマツ、トドマツ、エンマツ、ナナカマド等二石一斗九升を播種し、尙豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ、獨逸トウヒ、トドマツ、エンマツ等二・〇三六・一七九本に對し一回乃至三回の床替を行ひたる外、カラマツ外九樹種四・四三四・九九八本の播置苗に對し培養を行ひ、大正十四年秋季に於ける現在苗木数は播種三・六九二・六一八本。床替一・九一七・〇三三本。播置三・七二三・三五四本。合計九・三三三・〇〇五本にして、同年度養成済苗木にして林地植栽に充當せるものカラマツ外二種二七五・七〇五本、翌年度春期に於て養成済山行に達するものカラマツ外七種六四六・八九一本の予定にして、漸次年を逐ふて成苗數を増加すべく着々其の實績を擧げつゝあり。大正十五年貝塚苗圃を廢し現在の苗圃を擧ぐれば左の如し。

名	稱	位	置	面積	積	開設年月
豊原	吐鯉保	豊原郡豊原町宇旭ヶ丘		一、〇〇〇	同	明治四五年五月
清水	保	眞岡郡清水村大字清水東一		五、〇〇〇	同	大正九年五月
吐鯉	保	本斗郡本斗町宇吐鯉保澤		六、〇〇〇	同	同上
					二〇七	

富内岸	眞岡郡關泊村字富内岸澤	同	同上
泊居	泊居郡泊居町字元澤	同	同上
寶澤	久春内郡久春内村字寶澤	同	同上
川上	豊原郡川上村字川上	同	同上
留多加	留多加郡留多加町字河西	同	同上
計		〇、〇〇〇	大正十年五月

造林事業 大正九年六月初めて落合附近山火跡地にトドマツ、エゾマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試験的に行ひ、其の後引續き實行の結果發芽良好にして植樹造林に比し勞費を要すること少く、本島の如き大面積の造林地を有し且つ勞力の潤澤ならざる地方に於ては本造林を最も適當と認めたり。依つて播種造林を主とし植樹造林を副とするの方針を樹て、大正十二年度より毎年約五千町歩宛の播種造林を實施し來りしが、大正十五年度よりは一萬町歩宛の播種造林を行ひ、尙ら苗圃養成の成苗を以て植樹造林を行ふこととせ

り。今大正九年以降同十四年に至る造林面積を擧ぐれば播種造林一六・五〇九町歩八。植樹造林二二五町歩九。木數六一四・六〇五本なり。

第三節 森林保護

森林危害の最も著大なるものは火災にして五、六月の候融雪後氣温俄かに上昇し地物の乾燥せるに際し一度火を失せむか、爆々たる音聲熾々たる煙天を蔽ひ地を捲き、之に風威の加はるあらむか其の猛威は萬物を燒盡せざれば已まざるの概を呈し、遂に人力を以て消火し能はざるに至る。山火の被害は獨り貴重なる林木を消失するに止まらず朽土層を燒損する結果乾涸懸殊となり、肥料分は失はれ科學的性質を不良にし、後繼雜樹を滋却する等森林の基礎を根本的に破壊し去り、之が復舊は極めて困難なる事業に屬す。本島の森林は火に弱く而かも燃焼性に富む林木より成るを以て山火の危険極めて多く、依つて防火線開設、法令に基く取締、火防組合の設置等種々並置して之が禁遏に努め居れり。山火の原因は煙草吸殺、焚火不始末、汽車煤煙、開墾火入等最も多し。本島は那須復興前既に燒損せられたるもの實に十六萬町歩と稱せられ、其の大なるもの



は眞継久春内閣及榮濱附近一帯にして其の状況慘然たるものあり。過去十箇年の山火統計を見るに一年を通じて最も多きは五月にして、六月及八月之に次ぎ九月は第四位にあり、尙五月の發生數は六、七、八の三箇月間の發生數と略其の割合を同ふす。山火の大部分は以上五箇月間に於て殊に五、六月は最も注意を要する季節なり。

既往十箇年の火災總數は七百餘回にして、年平均燒失面積一萬餘町歩、損失額十萬圓の見込みなり。以上の如く連年山火の被害激甚にして本島の森林政策並に財政上忽緒に附すべからざる大問題なるを以て、消極的に愛林思想を鼓吹すると共に火防獎勵金の制を設け、積極的には防火線の開設、法令に依る取締等を勵行して之が防遏に努め居れり。

防火線 森林保護及造林の完壁を期せむが爲め大正十年以降毎年幅員十間乃至十五間の防火線を開設し、以て之が目的の達成を期せり。大正十四年末現在の延長一〇七・二二四間九に達す。

森林の誤伐は既往六箇年の平均に依れば年十九回、面積三十六町歩、損失價格六千餘圓にして、盜伐件數は年平均百十五回、面積百十町歩、損失價格二萬五千餘圓に達す。

由害は大正八年に發生し、被害區域二十二萬町歩材積八千八百萬石に達したるも今や全く終熄せり。以上の外本島森林被害にはナラタケ、トドマツ、エゾマツ腐朽菌、針葉樹心腐菌等の被害あるも極めて微々たるものなり。

第四節 森林調査

本島の邦領に復するや其の森林概況調査の計畫を樹て島内を十區に區劃し、明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度之を完了せるが、大正二年更に十五箇年計畫を以て之が基本的調査を爲すこととせり。即ち全境三百三十餘萬町歩より開拓豫定地四十三萬町歩を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事案區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經費其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく三組の調査班を設け、最も急要の地點より調査に着手せり。

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調査、更新方法、薪伐豫定案、説明書調製の六項と定め、其の内林別區分は左記に據りて調査することとなれり。

- 第一、經濟林（第一種林、第二種林）
- 第二、保安林
- 第三、將來拓殖用地となるべき見込の森林
- 第四、除地

而して之等の區分をなすに就ては次の標準に依る。

- 一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保続し得べき區域
- 二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は礦業用の材料を供給すべき區域
- 三、保安林は別に定むる所により保安上必要な區域
- 四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域
- 五、除地は將來見込なき區域

大正七年度より既定計畫に基き調査班十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失する憾あるを以て之を十箇年に短縮したり、爾來調査著々進捗し近く完了の豫定なり。

第五節 林業試験

本島開拓の途を講ずるに當り無盡の森林を如何に利用すべきかは重大なる問題として夙に苦心せる所に於て、先づ本島木材の工藝的性質を研究して其の用途を開かんとし、明治四十三年六月臨内に臨時工業調査所を設き、更に同所所屬大泊工場を設置して化學工藝に關する試験及調査を行へり。即ち松脂よりテレホン油製造試験、樟油製造、木材乾留、割箸製造、ツンドラ製紙應用試験、パルプ試験、三井紙料工場廢液調査及乾留資材の調査等を行ひ斯業に寄與せる所尠からず、今日パルプ工業の盛大なる實に其の賜ものと謂ふべし。

本島は北部に僻在し本土と其の氣候風土を異にするを以て林木の種類及林況等同じからず、従つて森林更新の方法、主副産物の利用、造林樹種の選定等に關しては慎重に研究するの要あり、依つて先づ豊原の近郊大澤に面積二千二十七町歩を卜して試験林を設定し、大正元年以降毎年各種の試験を行ひつゝ、あり、其の科目を擧ぐれば左の如し。

- 一、傘伐更新法に基く後伐
- 一、帶狀皆伐側方天然下種

- 一、傘伐更新法に於ける下種伐
- 一、擇伐更新法
- 一、皆伐更新法
- 一、末木試験
- 一、薪材層積と質積の比較
- 一、白樺上方天然下種
- 一、带状皆伐更新法
- 一、立木材積と丸太材積の比較
- 一、雪中伐採による根腐試験
- 一、其の他

然るに右試験林は大正十年中火災及松毛虫の爲め其の殆ど全部を侵害せられたるを以て、之が驅除及豫防法を講ずるに共に大正十四年度に於て更に東海岸東白浦の南方保呂に試験林を設け、各種の試験を施行することゝなれり。

松毛虫繁殖して世人の注目を惹くに至りしは大正八年なるも、其の發生は大正五年頃なるものゝ如く其の侵害の最も猛烈を極めたるは大正九年以後に屬す、當時其の驅除方法として勝蟻試験を行はるに良好なる成績を得たるを以て、大正十、十一兩年に亘り全島に焚火勝殺法を行ふと共に尙松毛虫に關し左の試験を行へり。



(村呂登能加多留、川龍雨) 停止材木送流

松毛虫の経路、昆虫學上の位置、發生の原因、食餌物研究、形態、経過習性、焚火誘殺法、ミツピシラ
イトに依る驅除法、トリートンゲルフト及ライムに依る驅除法、遮斷法（板圍及空溝に依る遮斷法）
燻煙に依る驅除法等。
以上試験の結果に徴し松毛虫驅除法は誘蛾撲殺を爲すの外方法なきが如し。

第六節 官行斫伐

第一款 概 説

第一項 事業の端緒

大正八年晚秋鐵道泊築線沿線甲里及四海岸小能登呂附近に於て初めて松毛虫の被害を發見したるが、爾來
急激に蔓延し大正十一年には其の面積約二十二萬町歩、材積約八千八百四十五萬石に達せり。其の被害當初
は築部を食害せられたるのみにして材質は生木と何等異なる所なきも、年々經るに従ひ材部に漸次諸種の害虫

林 業

菌を発生し三、四年も放置すれば其の利用価値を著しく減殺し徒に天産物を腐朽せしむる虞あり、然るに此の莫大なる材積を短期間に処分利用することは四圍の状態に鑑み民衆の到底爲し得ざる所なるを以て、茲に本事業の官營を見るに至れり。

第二項 事業の計畫

研伐 亞庭灣内西海岸及鐵道沿線に亘り大正十一年度以降五箇年間に資材約二十萬石を伐採することとし、運材方法は實地の状況を顧慮して管流を主とし、軌道運搬を併用することとせり。各年度の事業計畫を示せば左の如し。

年 度	資材材積	造材材積	搬出材積	備 考
一一	六,000,000	三,000,000	五,000,000	搬出材積は處分箇所迄の運搬數量を示す
一二	五,000,000	二,500,000	四,000,000	

計	一三	一四	一五
	五,000,000	四,000,000	三,000,000
	二,500,000	二,000,000	一,500,000
	二,500,000	二,000,000	一,500,000
	一〇,000,000	一〇,000,000	一〇,000,000

本計畫の數量は年々被害區域を増加する豫想の下に畫定したるものなるを以て、害虫絶滅其の場合に於て變更することあるは勿論なり。
販賣 研伐材の賣拂處分に関しては最も確實なる方法に依らざるべからず、仍て毎年度の賣拂額を適切に代計畫の遂行を期する爲め相當確實者と豫め年期賣拂契約を締結するの外、豫約公募及特賣の方法に依り賣拂ふこととせり。

第三項 事業の組織

大正十一年五月樟太臨時森林作業所(勅令第二五一號)設置せられ官行研伐事業を擔當す。

林業

二一八

尙事業現場には事業所を設け、主任以下の職員及備員を置き伐木、造材、運搬及引渡等の現業に従事す、
配置人員左の如し(大正十五年三月十五日現在)

職別	内			現			合
	所長	係長	主任	主任	主任	主任	
技師	1	1	1	1	1	1	6
技手	1	3	1	1	1	1	8
頭目	1	1	1	1	1	1	6
山員	1	1	1	1	1	1	6
検尺	1	1	1	1	1	1	6
雑役	1	1	1	1	1	1	6
計	6	8	6	6	6	6	36

第四項 労働者

本事業に要する樵夫、流送夫等は之を局内に求むること不可能なるを以て、斯業に熟練せる者を内地より招來することとし、伐木、造材及陸運に従事する労働者は臨時森林作業所並に事業所に於て直接之が募集の衝に當り、流送に従事する労働者は事業の性質上直接の募集は利益なるを以て確實なる者をして供給を請負はしむ、而して直接募集の労働者には左記に依り渡航手當を支給す。

- 一、樺太及北海道方面 一人に付 金十七圓
- 一、青森、秋田、岩手方面 一人に付 金二十圓
- 一、山形、宮城、福島方面 一人に付 金二十五圓
- 一、其の他の地方 一人に付 金三十圓

二一九

職別	人数	金額
土場監守	1	1
計	1	1

労働者の労働は流送作業の外はまじして協定単價に依る功程拂さし、其の収入は日額樵夫三四五十錢、流送夫四圓、馬夫(馬匹共)十圓内外を普通とす。

労働者は官設の小屋に居住し、二十名以内を以て組を組織して各組に組頭を置き、事業地には醫師を囑託して病状に備へ、尙公務に基因する疾病、死傷に對しては備人扶助令に依り扶助金を支給する外共済組合其他救済及慰安的施設を爲す。

第二款 事業の概況

伐木通材 事業は各所共大體夏山三割、冬山七割の割合を以て伐採し、兩期事業を通じ伐木、造材及小出迄を一區切りの作業とす、造材法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エンマツ、トドマツは總て丸太材末口直径五寸以上長さ十二尺七寸、カラ松は末口直径三寸五分以上長さ十三尺五寸とすし、尙夏山は皮剥、冬山は皮付及皮剥の兩種とす。

集材及運搬 夏山小出は修羅、木馬、手落し及玉曳等に依り流送地點に搬出搬立を爲し壘春流送に付するを普通とするも、流送上の都合に依り直に流送に付する場合あり。冬山小出はバツ、ロツ、馬籠等にて流送

地點又は軌道邊に巻立て壘春流送又は軌道搬出を爲す。

製品引渡 事業地は森林地帯なるを以て其の地形概ね複雑狹隘にして、河口河岸地域に適當なる集積土場尠く、従つて製品は各河川共管流後細場之を貯材し積取船の入港を待ちて水中引渡を爲すを普通とす。水中引渡は受渡に勞力を省き至便なるし一面天候の支配を受くると共に配船如何に依り影響を受くること尠からず。

第三款 事業の成績

事業 大正十一年度は當初計畫の通り丸太三百萬石を造材し内五十萬石搬出の豫定なりしも、民間造材の勃興に伴ふ勞力の不足並に勞銀騰貴等の關係を考慮し伐木數を減じて搬出數を増加せり。大正十二年度は出蓄延滞状況當初の豫想に反し大體終熄の状態に在りしも、恰も關東地方の震災あり、需要の激増に應ずべく増伐計畫を企てたるも勞力の拂底、勞銀及船運其の暴騰等に果せられ成績豫期の如くならずき。大正十三年度は増伐を豫定せるも、議會解散豫算不成立及政府の事業緊縮方針に餘儀なくせられ、二百三十萬石

林業

事業成績表

伐採二百五十萬石搬出の計畫に改めたるが比較的順調に進行せり、今各年度の成績を表示すれば左の如し。

三三二

年度	伐	木	搬	出	引	渡	備	考
一	二七三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	一、各搬出は鐵道沿線に在りては鐵道 二、各搬出は土場其の他に在りては海 三、大正十一年度搬出二百五十萬石	
二	二、五九、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、各搬出は鐵道沿線に在りては鐵道 二、各搬出は土場其の他に在りては海 三、大正十一年度搬出二百五十萬石	
三	二、三六、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、各搬出は鐵道沿線に在りては鐵道 二、各搬出は土場其の他に在りては海 三、大正十一年度搬出二百五十萬石	
計	七、三九、一〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇		

賣拂 大正十一年度より同十三年度迄に搬出したる製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し、大正十一年には六十一萬五千餘石大正十二年度には二百一十一萬一千餘石、大正十三年度に於ては二百五十四萬七千餘

石を販賣せり。即ち之を表示すれば左の如し。

年度	賣拂區分	年	期	限	約	公	募	特	賣	計
大正十一年	材積	三〇〇、七〇〇	三〇〇、七〇〇	三〇〇、七〇〇	三〇〇、七〇〇	三〇〇、七〇〇	三〇〇、七〇〇	三〇〇、七〇〇	三〇〇、七〇〇	三〇〇、七〇〇
大正十二年	材積	五〇〇、三〇〇	五〇〇、三〇〇	五〇〇、三〇〇	五〇〇、三〇〇	五〇〇、三〇〇	五〇〇、三〇〇	五〇〇、三〇〇	五〇〇、三〇〇	五〇〇、三〇〇
大正十三年	材積	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	材積	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇

林業

三三三

第十一章 水産業

第一節 總 說

樺太に於ける鯨、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依り行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し、該漁業の健全なる發達を期せむが爲め建初制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め、邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の收益亦鯨、鱒及鮭に比し尠く生計の維



(英群の島 四)



(英群の島 シムツロ)

海

持困難なる状況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鱈、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鱈、鱒及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業の数を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年漁業法規を改正し漁業免許の入札制度を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、漁業法 一、樺太に於ける漁業法施行規則 一、漁業登録令 一、樺太に於ける漁業登録令施行規則 一、樺太漁業取締規則 一、鱈及鱒製造廢棄物取締規則 一、水産物検査規則
- 一、漁業組合令 一、漁業組合令施行規則 一、水産組合規則等。

漁業を爲さむとする者は是等の法令に基き鱈、鱒及鮭の定置漁業、魚類介類漁業等の區別漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要す。而して鱈、鱒及鮭の免許漁業は特定の事項（樺太ニ於ケル則第七）に該當する場合に非ざれば免許を與へず、其の漁具は鱈に付ては建網、鱒、鮭に付ては建網又は建網に限られ、又専用漁業は鱈に付ては刺網及地曳網又は船曳網、鱒、鮭に付ては地曳網又は船曳網に限らる。

水産業

許可漁業の種類は十五種ありて支廳長の許可を受けることを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に亘るときは樺太廳長官の許可を受けることを要す、而して鯨及鯨の漁利は漁村維持の爲め特に必要なるものに付許可漁業中鯨刺網、鯨流網、鯨配繩漁業の許可は漁業組合員に限定せり。

免許又は許可を要せざる漁業は樺太に於ける住所地又は居住地を管轄する支廳長に届出で何人とも雖も之を爲すことを得。

漁業制度の概要斯の如しと雖も樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の者を使用せず漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き、鯨、鯨、鯨の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て、其の他の水族の採捕に付ては殆ど自由に之を放任せり。

第二節 漁業並に水産製造

樺太に生産する水産物の主なるものは鯨、鯨、鯨、鯨、鯨、蟹、海鼠、帆立貝、北寄貝、鯨、鰻、鰻、鰻及昆布にして鯨、鯨及鯨定置漁業者並に三千五百戸の定置漁業者に依り採捕處理せらる。定置漁業者の

使用する漁船凡そ千五百隻内外にして、定置漁業者に依り使用せらるる漁船凡そ六千五百隻に達す。以下主要水産物に付其の漁業並に製造の概況を記述すべし。

鯨 鯨漁業は其の産額漁業中の首位を占め年額五、六百萬圓を普通とするも大正十四年の如きは一千萬圓を突破せり、東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛知岬に至る間を除くの外到る處之が漁獲を見るに雖も、就中近時漁獲最も多き地方は東海岸一帯及亞麻灣内に沿へる貝塚遠淵間にして、之に次ぐは西海岸に於ける真岡西宗谷間及野田有部間とす。

鯨漁業は領有以來二十年に過ぎざるも此の間各地方の漁況には著しき變遷を見たり、即ち領有當初より大正二年に至る頃迄は野田より北部の西海岸各漁場は最も優秀なる漁場と稱せられ、全島鯨漁獲高の過半數は此地方に於て生産せし、爾來年々共に激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔日の觀なし。之に反し真岡本斗附近及亞麻灣に於ける大泊長濱附近に東海岸中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し、西海岸北部地方と全然反對の結果を現出し殊に大正十年以來東海岸は異常の豐漁を見るに至れり。



水産業

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり、然るに大正九年漁業法を改正し一漁業權に付一建網の制に改め、鮭と鯉とは別個の漁業權とし、鯉漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てせり。大正十一年再び漁業法を改正し之に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業權三百六十四漁場に對し現在鯉建網四百七十八、鮭及鮭類網又は建網二百八十六に及べり。尙大正五年より專用漁場を設け現在其の數六十五に達せり。

鯉は其の大部分は漁業者に依り押船に製造せらるゝ、雖も、近時身欠鯉並に鱈の製産次第に増加し品質亦漸次改良せらるゝに至れり。

鯉漁獲高(生鯉ノ重量ニシテ、百石ヲ二派實トシテ計算シタルモノ)

年度	支那別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	木平管内	眞岡管内	泊居管内	計
大正十二年	三、八五、三〇六	四、四〇、九四〇	五、九〇、〇〇〇	三、九一、六六二	九、八八、八五八	五、八、四九四	四、四、四三九	三、八三、六五五	三〇、四七、八五五

大正十三年	三、五三、八三〇	四、〇六、〇六六	五、五七、五〇〇	三、九一、六六二	九、八八、八五八	五、八、四九四	四、四、四三九	三、八三、六五五	三〇、四七、八五五
大正十四年	四、〇五、〇七〇	四、五七、〇〇〇	六、〇三、〇〇〇	四、三、九四二	一〇、九、八五八	六、九、九五五	五、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	三三、五、四三三

鯉 鯉漁業は鯉漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多摩加新開及内淵川を中心とする元泊管内間を最とす。此の外亞羅海に在りては中知床岬及鈴谷、留多加川を中心とせる一帯は稍漁獲多く西海岸に於ては内幌、樂摩附近及來知志川口附近を除きては鯉漁場として價值あるものなし。本漁業に使用する漁具は従來建網に限られたるが大正九年より飄網をも使用し得ることとなり。漁況は年に依り豊凶著しと雖も大凡そ五年を以て周期となすもの、如し。鯉は冷蔵船に依り生魚の儘内地市場へ移出するもの及罐詰原料に供するもの次第に増加せるも尙其の大部分は鹽藏せらる。

鯉漁獲高(生鯉重量ニシテ、一尾三百四十六トシテ計算シタルモノ)

水産業

水産業

1110

年度	支那別						計
	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	
大正十二年	三六、二七	八、五五	七、〇三	三〇、八七	一八、六三	四、〇九	七九、三六
大正十三年	二一、七二	四九、八三	七〇、五三	九〇、八六	八、〇五	二七、一三	四六三、五三
大正十四年	五二、六四	一四、九三	二六、八〇	五四、六三	四、五五	二七、八三	一八三、九〇

鮭 鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラズと稱し後者をアキアサと稱し其の分布區域狭く豊内の差少し、夏鮭は東海岸敷香附近を主として一漁場にして漁獲高六萬貫内外に達するものもあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアサは西海岸に於ては多聞泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内瀬川附近に多く一漁場にて三萬貫以上漁獲するものあり。
鮭は鱒と同じく一部冷蔵船に依り生魚の儘移出し又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鮭に製せらる、近時鮭燻製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産額多からず。

鮭漁獲高(生鮭ノ重量ニシテ、一尾九百五
十匁トシテ計算シタルモノ)

年度	支那別						計
	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	
大正十二年	二七、七四	七、五八	五、八四	三三、八八	八、四三	四、〇三	六五、三三
大正十三年	一八、九八	四、七九	三、五三	八、八七	四、八八	二四、六四	三九〇、九二
大正十四年	一四、九五	一、七〇	一〇、一〇	五、四三	四、〇七	二五、九二	三九〇、九六

鮭 鮭は沿海沖合一帯に棲息せるも其の主産地は四海岸野田より武意泊に至る間に於ては、該地方に於ては夏期三箇月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高川崎船一隻にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一隻にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の中に達せず。大正十四年夏以來小型發動機

水産業

1111

水産業

二三三

船増したるを以て今後は其の産額著しく増加すべし。
 鱈は主として棒鱈に製するも夏季に於て押箱又は開鱈に製するもの亦尠からず、尙大正六年頃より欧米輸出向鱈、特にストックフィッシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額二十五萬五千貫に達したるも、大正九年以降欧米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り、晩秋より冬季に於ては凍鱈として移出せらるゝもの尠からず。
 尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及藥用肝油の二種にして其の年産額二萬兩に達す。

鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、一尾八百匁トシテ計算シタルモノ)

年度	支店別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	泊居管内	計
大正十二年		1,350,000	1,000,000	2,700,000	4,050,000	1,350,000	870,000	6,120,000	6,120,000
大正十三年		1,350,000	7,700,000	13,100,000	4,850,000	1,750,000	100,000	6,850,000	6,850,000

大正十四年	1	1元	5,350	100,000	5,830,000	2,680,000	3元,000	8,650,000
-------	---	----	-------	---------	-----------	-----------	--------	-----------

鱈の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は延繩及手網網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁業擴出せり。鱈は少量の生賣を除き他は悉く押箱に製造せらる。

鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、百石ヲ一萬貫トシテ計算シタルモノ)

年度	支店別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	泊居管内	計
大正十二年		100,000	30,000	150,000	300,000	100,000	50,000	1,000,000	1,000,000
大正十三年		300,000	3,000,000	5,000,000	1,500,000	500,000	200,000	5,000,000	5,000,000
大正十四年		8,000	80,000	1,500,000	400,000	150,000	50,000	800,000	800,000

蟹の最も多く利用せらるゝものは、タラバカニミ稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸

水産業

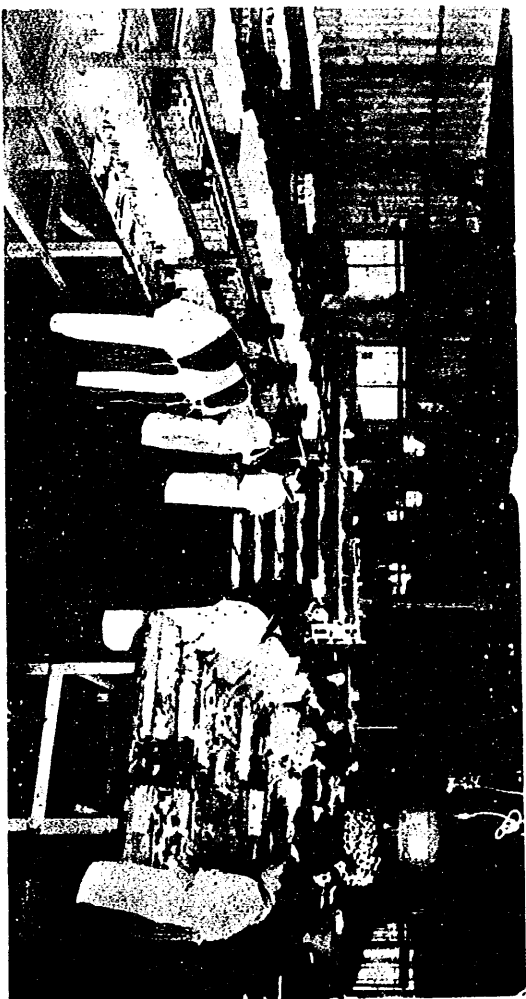
二三三

水産業

及亞細洋口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。
 明治四十二年以降、製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。
 蟹は少量の生賣を除くの外全部蟹罐詰に製造せられ大正六年には其の産額十二萬兩價額三百十六萬五千餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の手合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、樺太の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は従來米國を主とせしが近時歐洲各國(特に英國)及南洋方面に販路を開拓しつゝあり。

蟹漁獲高

年度	支廳別	數香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	泊居管内	計
大正十二年		1尾	1尾	103,168尾	3,512尾	9,912,359尾	3,255,334尾	26,566尾	14,664,566尾
大正十三年		1尾	1尾	56,633尾	6,503尾	4,315,557尾	87,533尾	13,169尾	7,001,151尾



(海工國貨社會式株業産太樺、詰肉及肉運) 况實造製詰罐蟹

大正十四年	一	六、七〇〇	五、五〇〇	四、七〇〇	四、八二二	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
-------	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく就中西海岸及亞庭洲に多産す、西海岸に於ては右部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭洲に於ても大泊、池邊嶺間産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豐凶隔年にして凶年には豐年の二分の一にも達せざるあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細目昆布、トロ、昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルブに製せらる。沃度及加里製造業は一時海岸到る處盛に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製 品(大正十四年)

水産業

水産業

二二六

品名	支店別						計
	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	
反昆布	1	1	20	45,350	25,600	25,400	109,800
長切昆布	1	1	1	2,600	7,400	1	10,600
花折昆布	1	1	1	8,700	4,300	1	13,700
トロ、昆布	1	1	1	2,800	900	1	3,700
烏田昆布	1	1	1	66,400	1,000	1	67,400
細目昆布	1	1	1	1	1	1	3
猫足昆布	1	1	1	50	1	1	52
計	1	1	1	55	33	1	110
							1,148,000

鯨 沿海は鯨族の洄游からず殊にコクヤラの一種ガクを稱するもの極めて多く、南部に於ては産頭長

鯨の洄游を見ることあり。捕鯨業は露領時代に於て既に之に従事せしものありしも、當時設備の不充分と交通の不便とに依り其の發達を見るを得ざりしが、明治四十三年以來大日本水産株式会社は亞庭海内内音を根據として諸式捕鯨業を開始し、大正三年以降休業の状態にありしが其の後東洋捕鯨株式会社と合併し、亞庭海内札幌に根據地を選定し事業に着手して今日に至れり。最近に於ける捕獲頭数は大正十二年十六頭、大正十三年は休業し大正十四年は三十六頭なり。

鯨 海狗島は我國唯一の鯨鯨繁殖場にして、米領プリヒロフ群島及露領コンマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我が領有に歸するや直に獵獲を禁止し、尋で之が繁殖状態を調査し翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら鯨鯨繁殖保護及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露三條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

鯨鯨繁殖状況

水産業

二二七

水産業

二三八

種別	大正十二年			大正十三年			大正十四年		
	最大上陸数	生兒数	死兒数	最大上陸数	生兒数	死兒数	最大上陸数	生兒数	死兒数
鮭	三,四〇〇	七,五二五	四〇〇	三,八〇〇	七,五二五	四〇〇	三,七〇〇	七,五二五	四〇〇
鱒	三,六〇〇	九,四二二	一,九二二	四,〇〇〇	九,四二二	一,九二二	四,〇〇〇	九,四二二	一,九二二
鱈	二,八〇〇	八,三三六	三三六	三,〇〇〇	八,三三六	三三六	三,〇〇〇	八,三三六	三三六
鱈類	五,九〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇
鮭類	四〇,八五六	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇
鮭類	四八,六九八	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇

以上各種水産物の最近三ヶ年の總價額を示せば左の如し。

水産物總價額

水産業

二三九

種別	大正十二年			大正十三年			大正十四年		
	最大上陸数	生兒数	死兒数	最大上陸数	生兒数	死兒数	最大上陸数	生兒数	死兒数
鮭	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇
鱒	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇
鱈	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
鱈類	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
鮭類	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
鮭類	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
其他	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

第三節 水産物検査

水産製造物の改善を圖るには之が検査を勵行するを最も緊要なりとす。明治四十三年西海岸南部水産組合に於て鱈、昆布等の検査を行ひたるを始めとし、秋田漁業水産組合、亞麻灣水産組合及磯詰業水産組合等相繼ぎ之行ひ其の成績稍や見るべきものありたるも、検査の統一を缺き尙不備の點點からざりしを以て、大正三年樺太廳に水産物検査所を置き之が統一改善を計れり。現在検査員六十七名を沿岸各所に駐在せしめ、一定の擔當區域を巡回して検査を行はしむると同時に製品改良の實地指導に當らしめつゝあり。

検査を受くべき水産物の種類は水産肥料、身欠鰈、鰈、鹽鰈、鹽鮭、鹽鱈、鰈及鮭の筋子、開鱈、開鰈、林鱈、栲藤、乾鮓、魚油、昆布、銀杏草、海參、乾貝、刺蝦、鮓、鮫鮓、玉筋魚及小鰈の煮乾及煮乾タラハ蟹、蝦、北寄貝、蟹及鮑の水漬罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。而して検査實施以來何れも品質、灰目、荷造等改善せられ成績良好なり。

第四節 水産に関する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業権を與へたるに始まり、其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鰈、鮭の定置漁業権の外更に専用漁業権を附與し、組合員をして直接鰈、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導獎勵の結果概近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり、其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遺贈救恤、暴風警報周知、講習講話其他魚介藻類の保護蕃殖及餌料の蕃養等とす。目下漁業組合數三十一、組合員三千五百餘名、積立金二十七萬圓に達せり。

水産組合は定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合あるのみなり、同組合は元建網漁業水産組合と稱し(明治四十二年設立)たるが大正十四年現在の組織に改め、専ら魚族の蕃殖保護其他組合員共同利益の増進に努め居れり。

水産業

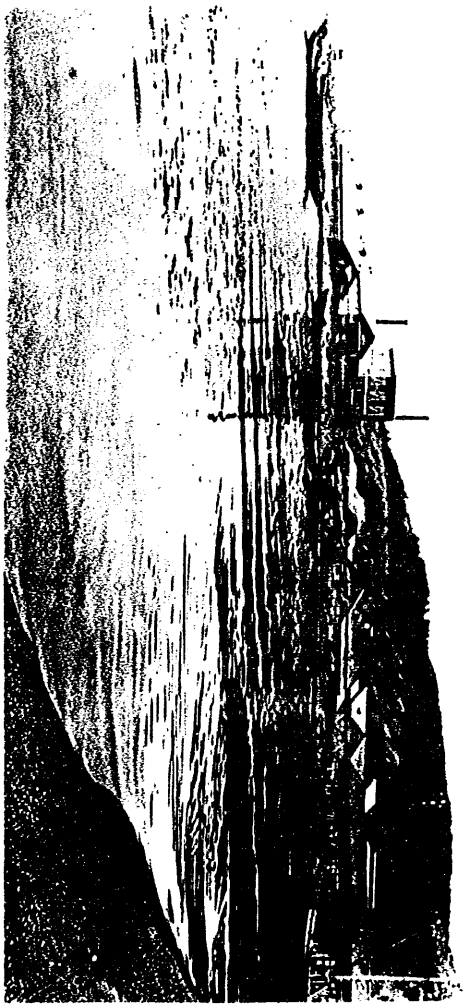
第五節 水産試験及調査

第一款 概説

樺太の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ水産の寶庫と稱せられ本島主要産業の一なり、從て其の消長は本島産業の上に大なる影響を及ぼすを以て之が調査研究を行ひ、漁利を永遠に保持し斯業の健全なる發達を期せんが爲め明治四十一年十月西海岸樂府に水産試験場を設置せり。

同場には當初主として水産製造に関する調査、試験のみを爲せしが、大正七年之を擴張して漁撈部、製造部、養殖部に分ち、水産に関する各種試験調査の外製造品其の他の分析、鑑定、講習、講話並に其の實地指導を爲し斯業の獎勵發展に努力しつゝあり。

第二款 試験及調査



(村田園部園長) 試験式産水臨太樺

第一項 漁撈

鯉・漁場調査 西海岸に於ては鶴城安別間及其の對岸沿海州近海は魚群饒多にして棲息區域亦廣く夏季漁業に適し、野田久春内間沖合百尋線附近は秋季漁場として有望にして、泊居及久春内附近にては既に起業計畫中のもの尠からず。亞庭灣内に於ては登及内砂沖合に好漁場あり、其の他に於ては魚群の濃度西海岸に比し遙に稀薄なるを以て生實を目的とするもの、外漁業困難なるべし。

鯉・漁業試験 母船式漁法及刺網漁業に就き試験せる結果、夏季鶴城近海に於ては母船式漁法可能にして其の成績良好なることを確め得たるも、底刺網漁業は蝦類中漁獲物の過半を割虫の爲に贅食せらる。

沿海州漁場調査 沿海州サスノロ岬より北上しセントイノケンチヤ灣に至る約百五十湮間はタラバ蟹豊富にして、刺網漁場としては好適の場所からざるも手網網を使用し得る場所は殆んど皆無なり。

亞庭灣底魚漁場調査 登沖合より西能登百岬沖合には鯉、鱈及タラバ蟹等棲息し其の饒多なること亞庭灣内に於て他に比類なきも、中知床岬附近沖合は夏季漁場として望み少きが如く、灣内中央部は軟泥帯にして底魚の棲息に適せず、大群の如きは建網に入網漁獲せらるゝものあるも魚群頗る稀薄にして漁業としての價

水産 業

値なし。
 鯨流網漁業試験 春鯨の洄游移動は植物性浮游生物の去來及多寡と密接の關係を有するもの、如く、西海岸に於ては三月下旬乃至四月上旬既に沖合に於て魚群の來遊を認め、亞庭灣に於ては四月中旬以降にあらざれば水温魚群の來遊に適せざるもの、如く、夏鯨は鵜城近海に於ては西海岸中部及中南部近海に於けるが如く魚群豊富にして流網漁業有望なり、秋鯨は十月以後西海岸中南部に於ては魚群比較的沿岸に來遊せるご天候の關係上却て底刺網を使用する方安全にして有望なり。
 發動機手網漁業試験 西海岸に於ては泊居及久春内近海鯨族豊富にして、一網多きは四、五十兩平均十、五兩(容器石油桶)の漁獲を示し、亞庭灣内に於ては登沖合最も良好にして、女麗及長濱近海之に次ぎ鯨族多なり。
 深海手網漁業調査 タラバエビ調査の必要を認め鵜城近海に於て實施せるが、泥塊海底に介在し網を使用すること至難にして當分營業として經營するの見込みなし。
 東海岸流網調査 登濱沖合に於てエビ漁場、宮内沖合に於て大形蟹の漁場を發見し、多來加灣に於ては蟹

の様息區域比較的廣汎なることを知り得たり、然れども東海岸に於ける底魚漁場は多來加灣を除きては大體に於て陸岸に沿ひ恰も帶狀を爲せるが如く其の範圍極めて狭小にして、鰈及タラバエビは水温二度以上にあらずれば漁獲多からず。
 流網漁業試験 鰈、鰯、鯖及鮪に就き試験せる結果鰈の去來は動物性浮游生物の多寡及集散と至大の關係を有するもの、如く、鰈は蟹底刺網との關係上延繩を使用する方却て有利にして、鯖は眞岡、泊居及鵜城近海に於ては沖合漁業として相當に望みあり、鮪は大正十三年度以來中知床岬附近沖合及海馬島近海に於て試験せるも其の成績思はしからざるを以て、大正十五年度に於ては更に延繩を併用し其の實績を明かにせむとす。

蟹漁業試験 横船手網網を使用すれば入網せる雌蟹は充分なる生活力を有し漁業取締規則の實行には最も適切にして、且つ罐詰原料として新鮮なるものを提供し得べきも、蟹漁場として一般に囑望せらるゝ海區は何れも底刺網漁場にして流期中殆んど手網網を使用するの餘地なし。

本斗以南流網調査 秋季手網網を以て試験、調査せる結果本斗沖合より海馬島近海に至る海區は水深百米
 水産業

水産業

突以上に於て、炭質細砂の場所にありては赤鱈及宗八鱈棲息せるも、水深百米突以内の比較的淺所にありてはアマ鱈多くカジカ及小鱈等亦相當に棲息せり。

以上の外延繩の強弱、淨子及漁網染料の如き漁具材料に關する試験、本島近海に於ける三大漁族の根本的調査等を行ひ、各種試験、調査の結果其の成績良好なるもの又は漁業上参考となるべき必須なる事項は可成其の都度之を發表し、當業者に向ひて極力指導獎勵に努めつゝあり。

大正十四年度に於ては各府縣下に於て好成绩を示しつゝ、ある小型發動機漁業を指導獎勵したるに、僅に一箇年を出でずして本斗野山間沿岸漁村に於て五馬力乃至十五馬力程度の小型動力を川崎造船に据付け着業せるもの五十餘艘の多きに達し、其の成績顯著にして今後益増加せむとするの趨勢を示しつゝあり。

第二項 水産製造

魚粕製造試験 米國プロセス會社製機械を設置し、主として鯨粕製造試験を施行の結果操業の利便、製品々質の精良、魚油の増收等見るべきもの多々あり、然れども機械及建築物等に多額の資本を固定せしむるを以て經濟上不利なる缺點あり。

魚粕壓搾試験 動力、手廻兼用の簡易なる機械を考案し鯨、鰹船につき試験しつゝあり、尙大正十五年度より九州帝國大學工學部岩岡博士に依頼し其の考案に成れる壓搾装置につき試験を行はむとす。

魚類人工乾燥試験 燻製室の一部を利用し主として冬季間格鱈、開鱈等の人工乾燥を行ひて製品の速成及品質の向上等に就き研究したるに成績概して良好なりしを以て、更に輕便なる送風機を据付け動力にて運轉し室内へ送風したる結果前記製品に比し色澤香味共に優良なるものを速成し得たるも、尙進んで經濟上に関する試験を重ねむとす。

食品製造試験 其の主なるものを示せば左の如し。

- 一、鰹 燻製品、味付乾、粕漬、三五八漬、錦漬、酢漬、燻製各種、身欠練粕漬、磯干島、栗漬、魚圓、富貴練鰹詰、鰹粕漬、味淋漬、御所漬等
- 一、鱈 燻製、燻製、削節、各種鰹詰等
- 一、鮭 燻製、燻製、燻製、各種鰹詰等
- 一、鱈 燻製、燻製品、素乾品、凍乾品、福多良佃漬、栗漬、紅葉漬、燻製、凍乾品味付乾、多加良

揚、各種罐詰、鱈卵大和煮罐詰等

一、蟹 水煮、油漬罐詰、味付乾、佃煮、塩蔵、蟹味噌、蟹あられ、粕漬等

一、鯖 燻製、節類、各種罐詰等

一、海菜 雲丹、佃煮雲丹、木の華雲丹、罐詰等

一、鮭鱒類、鱈、粕漬、イクラ等

一、魚介藻類、水産魚用品各種、つぶ味付罐詰、海苔佃煮罐詰、昆布佃煮罐詰、いか味付罐詰、のし

壽留女、そい、ほつけ水煮罐詰等

以上各種食品製造試験の結果成績良好なるものは之を富業者に奨励指導したる結果近時一般に水産物加工事業に着目し、現在既に罐製事業を開始せるもの三、着手せむとするもの二を算し、雲丹製造業に従事するもの海馬島及西海岸の一部に於て既に十指を屈するに至れり、鯖粕漬は大衆生産に適するを以て有望視せられ本年より着業せむとする者あり、其他鱈魚圓、鱈魚水煮罐詰は原料豊富にして比較的安値なるを以て支那、臺灣向として之が製造を計畫中のもの二、三あり、尙凍鱈及水産魚凍乾製品は本島特産品なるを以て

之が製造法の研究改良及販路調査を爲しつゝあり、岩海苔及昆布佃煮の需要は漸次増加の傾向を呈し居れるを以て此の機を利用し島産品の整價向上に努力せむとす。

第三項 水産養殖

● 鮭調査 本調査は大正十年度より繼續施行し、主として春鮭の形態及生態に就き生物學的調査を爲し、形態調査の結果 (一) 西海岸沿岸に於ては年輪滿五年生にして脊椎骨數五十三個を有するもの多く、海馬島及安別近海に於ては年輪滿十一年乃至十三年生にして脊椎骨數五十五個のもの多し。(二) 亞冠灣内圍留以東の沿岸に於ては年輪滿五、六年生にして脊椎骨數五十三個のもの多く、雨龍沿岸に於ては年輪滿三年生脊椎骨數五十二個を有するもの多數を占め、能登呂近海に於ては年輪滿十一年脊椎骨數五十四、五個を有するものも來遊す。(三) 來遊期節に依り鮭の型に相異點あるの事實を確めし東海岸産に就ては後日の調査研究を要す。又生態調査の結果は (一) 沖合洞游の場合と沿岸に襲來する場合とは洞游適温範圍を異にし、(二) 沖合洞游の場合には概ね未熟なるも沿岸に襲來するものは然らず。(三) 沿岸に襲來する場合は其の海水砒藻類中キートセラス、マラシオシイラア等の多量に發生せるにより混濁せし時最も適當なり。



蟹抱卵飼育・孵化試験 本試験はタラバ蟹孵化事業の準備試験にして、大正十年度より繼續實施し大正十四年度迄に列明せる事實次の如し。(一) 仔蟹は孵化後水温攝氏四度より零下八分までの間に於ては二十三日間、四度八分乃至九度に於ては九日間飼育し得たり。(二) 孵化後塩分三三・〇〇乃至三四・五一%に於ては二十三日間、三三・〇二乃至三三・〇六%に於ては十三日間、三一・〇四乃至三三・〇二%に於ては九日間生存せり。(三) 水温攝氏四度より零下八分に至る間に於ては塩分三一・〇〇乃至三四・五一%に於ては仔蟹の發育良好にして十四日目に脱皮し二十日後に於てメタゾエ型に似たる状態を呈せるも、其の場合に於ては脱皮することなく發育不良にしてゾエア型を脱せずして死せり。(四) 發眠前の卵を飼育するも發眠に至らずして死に至れり。(五) 仔蟹孵出後鰓肉、蟹肉、昆布、鵝卵黄味を乾燥粉末となし飼料となして投入せるに、蟹、蟹肉粉末の場合には參集捕食し、昆布粉末の場合には參集するも之を食するの状なく散去し、鵝卵黄味粉末の場合には投入するや相争ふて群來捕食し粉末沈下するに隨ひ沈降するもの、如し。

海洋調査 本島近海の海洋状態を顯明ならしむ爲め鵜城、久春内、樂磨、海馬島、西能登呂、長濱、元泊、數香等に空地観測點を設け、自四月至十一月間或は周年観測をなし以て各月に於ける海洋の變化を調査

すると共に、自三月至十一月間各月樂磨正西二測點を基點とし西方二十一測線上二測毎に横斷観測をなし夏季本島近海全般に亘る大横斷観測を實施し、且つ標識海流場を放流し表層流の概要を調査せし。(一) 本島近海を環流する海流に對馬、韃靼、オホツクの三海流存在し。(二) 對馬海流は北海道西海岸を流し、北進し來り其の主部は本島西海岸に沿ふて北上するも、宗谷海峡を横斷するに際し分流を出し津軽深く浸入し、其の主部は北海道北見沿岸に沿ふて南下千島列島に至り諸島の海峡を通過して千島海流と合し再び南下するもの、如く、分流の一部は亞庭灣に入りオホツク海流の分派と合し灣内を時計針の廻轉方向と反對方向に流れ去り、他の一派は中知床岬を廻りて北知床岬方面に北上して海狗島近海に於てオホツク海流の南下に相逆し之がため多來加灣内に侵入せらるゝが如し(北知床岬以北にまで其の一部北上するものならんも未調査に付き斷定し得ず)。(三) 韃靼海流は本島西海岸を北上せる對馬海流が間宮海峡に至り冷却し且つアムール河水を流入して消海州側を南下するものにして、常に韃靼海灣に於ける對馬海流を深層より駆迫しつゝ、あり(本島西海岸沿岸を南下する寒冷水は韃靼海流と關係あるもの、如きも未調査に付き斷定し得ず)。

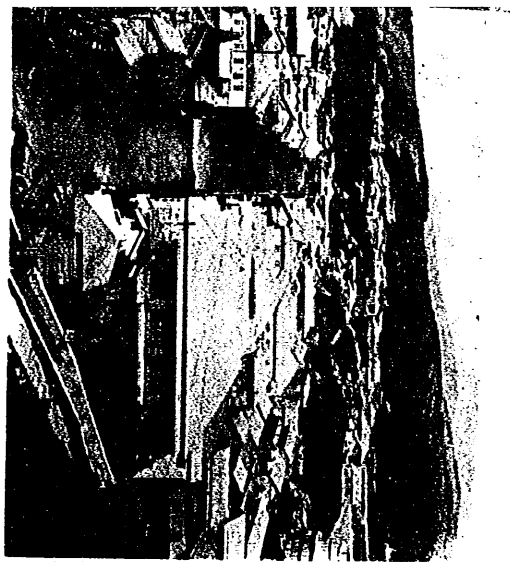
(四) オホツク海流は源をオホツク海に發し本島の東海を南下し北知床岬を廻り多來加灣に入り沿岸に沿ふ



て南下するもの、及中知床岬を廻りて亞庭灣に入り沿岸に沿ふ二分派を出し、主部は北海道の知床岬近海に至りて對馬海流分派の北海道北見沿岸を流ふものと合し千島列島北側を流ふもの、如し(太平洋より浸入する黒潮の一派を合し北上する分派あるならんも未調査に付き斷定し得ず)。(五) 對馬海流は暖流、其の他のものは寒流にして其の勢力の消長は四季により異なる。

鮭・人工孵化事業 大正十一年度留多加川上流途坂に二百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置したるが、其の後鱒の湖上急遽に減少し所要親魚数は其の十分の一をも得る能はざるに至りしを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸内川支流保惠川上流に五百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置し、翌十四年度に於ては西海岸多園泊川上流に二百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

以上の外本島重要水族たる鮭、鱒、タラバ蟹、昆布等の分布、習性、生活形態等に付き調査し、海洋調査の結果と相俟つて漁況の判斷豫察に努め、且つ該水族の蕃殖保護に關する方法をも研究しつゝあり。





街市岡真

水産業

二五二

て南下するもの、及中知床岬を廻りて亞庭灣に入り沿岸に沿ふ二分派を出し、主部は北海道の知床岬近海に至りて對馬海流分派の北海道北見沿岸を洗ふものと合し千島列島北側を洗ふもの、如し(太平洋より浸入する黒潮の一派と合し北上する分派あるならんも未調査に付き斷定し得ず)。(五) 對馬海流は暖流、其の他のものは寒流にして其の勢力の消長は四季により異なる。

鮭・人工孵化事業 大正十一年度留多加川上流邊坂に二百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置したが、其の後鱒の湖上急遽に減少し所要親魚数は其の十分の一をも得る能はざるに至りしを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸鮭内川支流保惠川上流に五百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置し、翌十四年度に於ては西海岸多岡泊川上流に二百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

以上の外本島重要水族たる鮭、鱒、タラバ蟹、昆布等の分布、習性、生活形態等に付き調査し、海洋調査の結果と相俟つて漁況の列斷觀察に努め、且つ該水族の蕃殖保護に關する方法をも研究しつゝあり。

第十二章 商工業

第一節 商業

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一攫千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し着實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展に向へるが、明治四十二年三月大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りしより面目を一新し、次で大正十一年二月真岡港の開港を見たるが港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に向へり。

豊原町 附近に廣大なる農耕適地を有し領有の初期に於て此の地に集來するもの尠からざりしが尙大泊及真岡に比し遜色あるを免れざりき。然るに明治四十一年樺太廳及樺太守備隊の此の地に移轉してより住民

増進し忽にして市街地を形成せり。次で歐洲大戰に際し一般經濟界の好況に伴ひ活況を呈し會社工場等の設置せらるゝもの尠からず、而して經營者は漸次資力の合同を行ひ基礎を鞏固にし堅實なる發達を爲せり。附近農村の開發及豐眞鐵道の開通と相俟つて將來の發展は期して待つべきものあり。

大泊町 明治三十八年民政署設置當時既に居住者二千人を算し商業亦盛況を呈せしが、明治四十一年樺太廳及樺太守備隊の豊原に移轉してより市況一時不振に陥りたるが、内部の開發、鐵道の開通等に伴ひ出入船舶増加し物資集散の要地を爲し。其の後各種會社工場等の設置せらるるもの多く、パルプ製造、酒精製造、電力供給等の事業起り商業の活潑なるこま島内第一にして、將來本島の支關、物資の吞吐港として倍々發展すべし。

眞岡町 四海岸一帯は漁業頗る盛にして其の中心たりしが、大正十年本斗野田間の鐵道開通し、眞岡の築港事業起工せられ、翌大正十一年眞岡港の開港を見るに至り頓に活況を呈し、四海岸に於ける開取引の中心地たるに止まらず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地と爲り市況頗る股盛なり。將來鐵道の延長沿岸の開發と共に倍々發達すべし。

其の他 四海岸に在りては本斗、野田、泊居、惠須取、東海岸に在りては落合、榮濱、元泊、東知取、數管等あり夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通機關の普及と相俟つて漸次發展すべし。

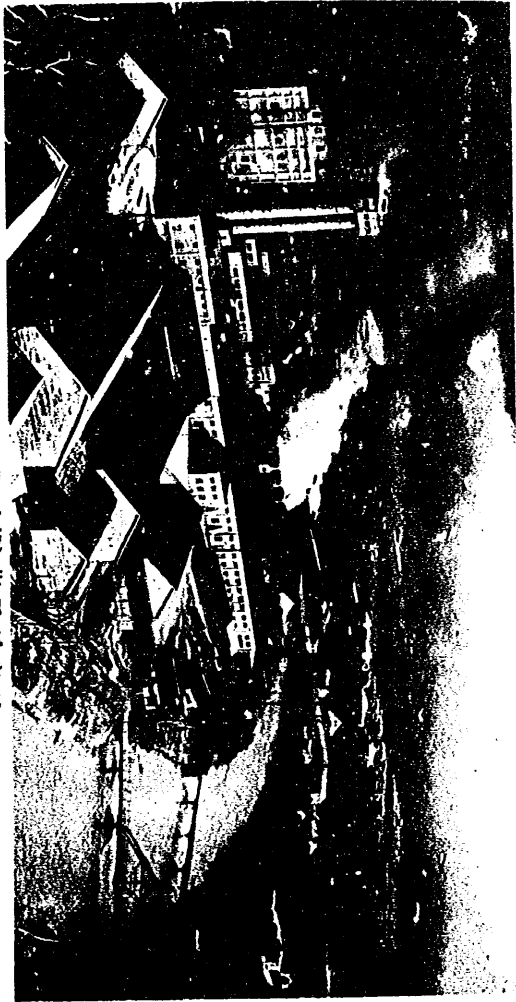
第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限に而かも助成原料たる石炭亦無盡蔵と稱せらるるも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五宋方の高率を示し其の發達遲々として進まず、今其の概況を見るに本島に於ける大正十三年各種生産物總額五千七百三十三萬五千六百二十六圓中工業物は二千七百七十七萬六千八百三十七圓にして其の五割強を占め、之を六年前の大正七年の實數生産總額三千七百五十六萬九千三百六十六圓中工業物一千七百九十八萬七千八百四十二圓に對比すれば相當の成績を挙げたるものと云はざるべからず、然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺乏に歸せざるべからず、最近我が樺太の資源も漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視線を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。



我が富有なる天産物を如何に利用すべきかに就ては領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年廠に臨時工業調査所を設くると共に大泊に附屬工場を設置し主として林木の利用に關し松脂よりタレピン油製造、樟腦製造、木材乾燥、割管製造及パルプ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾園工場を設け潤葉樹材を乾燥して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外煉鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に著業し、次で大正六年工場を大倉組に拂下げて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるパルプ製造用に充つるを以て策の得たるものとし、之を奨励したる結果遂に今日の盛大を致せり。

而して一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開けり、尙將來資本並に勞力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。



(株) 豊原工業株式会社 (株) エルマ

一、パルプ

林木は樺太に於ける重要産物にして其の利用方法の如何は直に樺太に於ける産業の盛衰に關係するを以て、夫々専門家及學者に依頼して調査研究の結果針葉樹の利用に關しトド松、エノ松は其の一部を建築其の他の用材に供する外製紙原料たるパルプ製造に利用するを最も策の得たるものとみなし、諸般の事情を斟酌して工場設置箇所を豫定し之が奨励に努めたり。

當時我が國に於けるパルプ事業甚だ不振にして且つ樺太の事情の未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏、冬季採集の不安等に脅威せられ有利なる條件、特別の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが、漸次具體的調査の進むに従ひ冬季採集可能にして、勞力の供給亦其の方途立ちたるを以て大正二年始めて大泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次で泊居に樺太工業株式會社工場の設置を見何れも大正三年より採集を開始し漸次好況に向へるが、時恰も歐洲大戦に際會しパルプの輸入杜絶せるのみならず返つて逆輸出の情態を顧致して遂に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し、現在七工場あり尙日下工事中のものありて近く採集を見るに至るべく、現在製産年額十一萬餘噸に達し本邦需要の大半を供給しつつあり。既

商工業

殷土場の甚盛なり、強固な州へ將本倍々堅實なる發成を爲すべし。

二、釀造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の釀造を企圖するものありたるが、氣候の變化及設備等大に内地と異なるものあり好結果を得る能はざりしが、鋭意研究の結果遂に今日の成功を収むることを得たり。新なる植民地に加ふるに涼寒の地なるを以て酒精飲料の需要比較的多く生産量亦逐年増加し、現在釀造業者四十六、釀造高酒精三萬餘石、燒酎六百石、酒精及酒精含有飲料一千石等にして尙年を運うて陸嶺に向ひつつあり。而して斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し大正八年以後は全く其の跡を絶ち、燒酎及酒精含有飲料等比年増加しつつあり。醬油の釀造は酒類に比し未だ頗る幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、鹽詰業

水産工業は領有前既に相當發達せしことを認め得るも微すべき文献なきを遺憾とす。明治四十一年西海岸樂府に水産試驗場を設置し漁場及漁業方法の調査を爲すの外水産物の製造方法に就き

調査研究して範を示し直接に間接に之を獎勵し斯業の發展を促せり。

本島に於ける鹽詰業(重に蟹鹽詰)は明治四十二年始めて事業を開始し、爾來銳意努力の結果漸次發達せるが偶々歐洲大戦に際し俄然勃興し、大正六、七年の好況の後を承け大正八年には製造工場百四十五、製産高七萬一千七百二十一兩、二百四十七萬一千六十五圓に達したるが、好況時濫獲に因る蟹回游の減少並に經濟界の變動は兩々相俟ちて斯業を沈滞せしめ、整理緊縮の餘儀なき状態に立至らしめたり。依つて大正九年工場の大廢合を行ひたる結果工場數三十八、製産額二萬八千五百七十七兩、百四十五萬八千圓に激減し、大正十一年には工場數更に減じて十四にせざるが、大正十四年には工場數十六、製産額二萬二千七十二兩、八十八萬二千七百九十七圓なり。

本島に於ける蟹鹽詰は我が國生産高の約九割を占むる本島の特産品にして、主として米國に輸出せらるるも近時歐洲及南洋方面に販路を開拓しつつあり、從來東京及横濱を中繼として輸出せられ居たるが最近北海道より直輸出を爲すもの相當數に達せり、然れども本島よりは未だ直輸出を見るに至らず。

四、製材業

明治三十八年領有後政府に於て露人の遺棄したる亞歷灣沿岸荒栗の木工場を修理し監舎及兵舎の建築用材を製材したるを嚆矢とし、漸次發展して大正十三年末現在工場五十六、一箇年の消費原木九十四萬九千石に達せり。是等製品は主として島内の需要に充て島外に移出するは甚だ僅少なり、大正十二年關東地方大震災に際し斯業は一時活況を呈したるも豫想は現實を伴はず、製品滯滞事業不振に陥りたるが、昨今漸く景氣回復し順調に向ひつつあり。

五、其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二百八十八、製産金額四萬四千四百四十一圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸數は四百七十三に激増せるも製産額は七千二百十五圓に激減し僅かに産業誌に片影を止むるに過ぎざるの狀態なり。之等原料の高價なると海運の關係等に依り北海道品に對抗し得ざるに因る。
牛酪製造 牛酪製造を奨励し之に補助金を交付し居れり、漸次發展しつつあるも未だ盛なりと稱するの域に達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず、要するに本島の工業はバルブ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 外國貿易

本島の貿易港は現在大泊及眞岡の二港にして大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月の開港に係る。貿易先は最初殆ど朝鮮、支那、露領東部亞細亞に限られしが、大正八年以來朝鮮貿易は杜絶し、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至れり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、支那への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より執條其の他の鐵道用具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出十萬六千八百九圓、輸入三十萬七千九百七十九圓、計四十一萬四千七百八十八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振な極め輸出入合計六萬八千五百九十九圓に過ぎず、然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五



商工業

二六二

圖、計九十二萬四千五百五十三圓を示したり。越えて大正十一年二月真岡港の開港を見たるも貿易は却て過調を呈し減少せるが、大正十四年には俄然輸入激増し貿易額は領有以來の首位を占む、過去五箇年の貿易の消長を表せば左の如し。

關東州	支那	露西亞	區別	
			輸出	輸入
輸出	輸出	輸出	大正十四年	大正十一年
輸入	輸入	輸入	大正十三年	大正十年
輸出	輸出	輸出	大正十二年	大正九年
輸入	輸入	輸入	大正十一年	大正八年
輸出	輸出	輸出	大正十年	大正七年
輸入	輸入	輸入	大正九年	大正六年
輸出	輸出	輸出	大正八年	大正五年
輸入	輸入	輸入	大正七年	大正四年
輸出	輸出	輸出	大正六年	大正三年
輸入	輸入	輸入	大正五年	大正二年
輸出	輸出	輸出	大正四年	大正一年
輸入	輸入	輸入	大正三年	大正零年

超	合	計	其の他の外國	
			輸出	輸入
輸出	輸出	輸出	大正十四年	大正十一年
輸入	輸入	輸入	大正十三年	大正十年
輸出	輸出	輸出	大正十二年	大正九年
輸入	輸入	輸入	大正十一年	大正八年
輸出	輸出	輸出	大正十年	大正七年
輸入	輸入	輸入	大正九年	大正六年
輸出	輸出	輸出	大正八年	大正五年
輸入	輸入	輸入	大正七年	大正四年
輸出	輸出	輸出	大正六年	大正三年
輸入	輸入	輸入	大正五年	大正二年
輸出	輸出	輸出	大正四年	大正一年
輸入	輸入	輸入	大正三年	大正零年

本局の貿易は從來輸入不振にして輸出を主とせしが、大正十二年以後其の地位轉倒し輸出甚だ振はざるに反し輸入額に増加せり。

輸出貿易は北樺太及沿海州其の他東部露領亞細亞を販路とするを以て盛衰は其の地方の經濟狀況に依り左右せられ、大正九年以後尾港事件に依る北樺太の保障占領に依り同地方への輸出激増せるが、大正十一年同

商工業

二六三

副工業

二六四

地方の金融逼迫し経済界不況に陥るや、輸出せる物品も却て逆輸入の情勢を呈し、爾來不振の状態を持續せり。

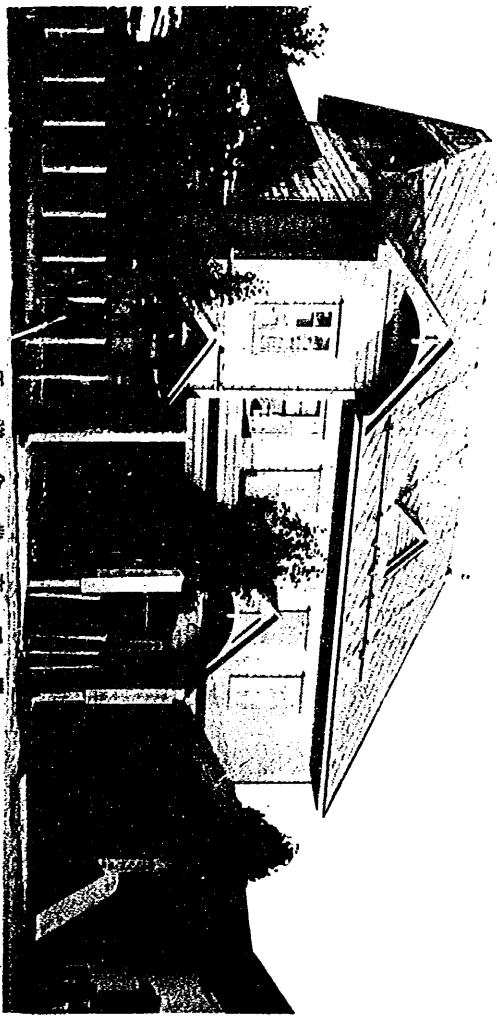
大正十四年輸入の額に激増せるは、英、米、獨等より製紙機械類其の他の輸入ありたるに因る。今最近に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば左の如し。

輸出

木材及板、漁網、酒類、食鹽、米及穀、鐵材及鐵製品、醬油、小舟、鮮魚介、打綿絲、繩索、靴、提籃、旅籠及佩衣類、絹織物、車輛及機械類、衣類、農具及工匠具、穀粉及種子、味噌、木竹製品、小麥粉、陶磁器及硝子製品、鐵油其の他油脂類、石油、木炭、足袋、化學藥及調合品、履物、拂子、麻細等

輸入

機械類、石炭、燕麥、牛、馬、食鹽、鹽鹼、鮭、筋子、米及穀、粟、パイプ、アール、シガー、陶磁器、酒類、玉蜀黍、小麥粉、農具及工匠具其の他鐵製品、衣類、金地金、魚粕、鳥獸肉魚介、墨、鉛筆、鐵材、綠豆、學術品及部分品、セルロイド製品等



所 議 合 業 商 風 委

第四節 商業會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊及真岡には従前より商業會議所類似の私設團體あり、専ら商工業の向上發展に努め公設商業會議所の権限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖も、法規に依據せるものにあらざるを以て事業遂行上常に不便不利紛からざりき。依つて大正十一年九月商業會議所法の施行せらるるに同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布したり。因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至れり、爾來銳意新興地に於ける新築發達の爲め活動しつつあり。今其の概況を擧ぐれば左の如し。

區 別	成 立 年 月 日	議 員		特 別 議 員		官 選 特 別 議 員
		定 數	現 在	定 數	現 在	
豊原商業會議所	大正十二年三月二十日	三	三	六	四	四
大泊商業會議所	大正十一年九月二十八日	三	三	五	四	四

商工業

商工業

真岡商業會議所

大正十二年二月十六日

三

三

四

三

二

二六六

大正十五年各商業會議所經費收支豫算

豊原商業會議所		大泊商業會議所		真岡商業會議所	
收入	支出	收入	支出	收入	支出
10,596.00	20,596.00	16,533.00	16,533.00	14,696.00	14,696.00

第五節 度量衡

明治三十八年邦領に歸するや住民の大部分は退散し、先住民として在留せるは驛跡にして民度極めて低き

小數の土人と極めて僅なる露人に於て、度量衡制度の如きも何等遺跡なく従つて系統を異にする度量衡器を見ざりしは後年之が制度施行上非常に都合なりき。然るに邦領後比年住民増加し商取引亦漸く繁盛を加へ來りたるが末だ度量衡制度の施行なく之が確立の必要愈々迫れるを以て、大正五年其の準備調査に着手し遂に大正八年九月廳令を以て度量衡規則を公布し之を統一して其の據る所を定めたり。

本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌し制定せるに依り其の内容内地に於けるを異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上不便尠からざるを以て、大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令を施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修繕及販賣は權太監長官の免許する所なり、大正十四年度末營業者數を示せば左の如し。

製 作	修 繕	販 賣
度 量 衡 器		計 量 器 販 賣

商工業

二六七

商工業

人員	營業所數	人員	營業所數	人員	營業所數	人員	營業所數
1	1	※1	1	※1	1	1	1
1	1	※1	1	※1	1	1	1
1	1	※1	1	※1	1	1	1
1	1	※1	1	※1	1	1	1
1	1	※1	1	※1	1	1	1
1	1	※1	1	※1	1	1	1

二六八

備考 ※を附したるは同年度中に廢棄したるものなり、

檢定 度量衡器の檢定に甲種乙種の二種あり、甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之を行ひ、樺太廳長官は乙種檢定を行ふ外尙商工大臣の委任に依る甲種檢定の一部をも行ひ居れり。大正十四年度中に於ける檢定數甲種六箇乙種九百七十箇内不合格乙種二十八箇なり。

取締 取締には第一種、第二種及度量衡の計量取締等あり、第一種取締とは業務上の取引又は證明の用に併し若し併する爲め所持する度量衡器及計量器の取締を謂ひ、第二種取締とは第一種取締以外の取締を謂ふ。度量衡法施行せられてより未だ四年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關

度量衡器

區別	數量	金額	平均一箇の小賣價格				人口千に對する需用割合
			度量器	量器	衡器	計	
計量器	三、八〇八	一〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	二、七	
量器	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇		
衡器	二、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇		
計	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇		

しては何等支障を生ぜざるのみならず取締も亦頗る順調に行はれ居れり。
度量衡器及計量器需要高 大正十三年度中管内營業者の販賣せる度量衡器及計量器の數量及金額を示せば左の如し。

商工業

二六九

金額	數狀	區別	平均一箇の小賣價格		人口千に對する需用割合
			計	檢	
500	100	計器	計器	計器	10
500	100	秤	秤	秤	
500	100	計度	計度	計度	10
500	100	度	度	度	
		生檢	生檢	生檢	10
		織定	織定	織定	
		計脂乳	計脂乳	計脂乳	10
		計	計	計	
500	100	計器	計器	計器	10
500	100	秤	秤	秤	
500	100	計度	計度	計度	10
500	100	度	度	度	
		生檢	生檢	生檢	10
		織定	織定	織定	
		計脂乳	計脂乳	計脂乳	10
		計	計	計	
		計器	計器	計器	10
		秤	秤	秤	
		計度	計度	計度	10
		度	度	度	
		生檢	生檢	生檢	10
		織定	織定	織定	
		計脂乳	計脂乳	計脂乳	10
		計	計	計	
		計器	計器	計器	10
		秤	秤	秤	
		計度	計度	計度	10
		度	度	度	
		生檢	生檢	生檢	10
		織定	織定	織定	
		計脂乳	計脂乳	計脂乳	10
		計	計	計	

第十三章 警察

第一節 總說

第一款 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや其の警察權は樺太占領軍司令官に屬し、最初は所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置せらるるや廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしめ、地方に支廳を設置し支廳に警務係を置き支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月官制を改正し第一部の警務課を獨立せしめて之を第三部とし部長は事務官を以て之に充てたり、尙第三部に警務長を置き三部長たる事務官を以て之に充て、警務長は警察事務の執行に關し事急な

る場合に於ては支隊長以下を指揮する職権を有す。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部と改め警察部長を置く、部長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支隊長以下を指揮するの職権を有せり。

大正七年六月官制改正に依り支隊長より警察事務を分離して警察署及警察分署を設置し、専ら警察及衛生事務の執行に任せしむることなれり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ遂年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず、殊に露國と陸を接するを以て國境の警備を要し之が配置に關する苦心亦容易ならず。本島警察官吏の受持人口は内地の夫れに比し尠しと雖も、其の受持區域の尠大は之を償ひて餘ありと云ふべし。然れども既に警察制度刷新の初程を過ぎ、機關の配置亦稍や其の緒に就き漸次整備の域に進みつつあるも、尙銳意之が研究に努め其の改善充實を期し居れり。

現在警察部に警務課、保安課、高等警察課及警察官練習所を置くの外警察機關並に職員左の如し。

警察官	警務課	保安課	高等警察課	警察官練習所	警務課長	保安課長	高等警察課長	警察官練習所長	警務課長	保安課長	高等警察課長	警察官練習所長
六	四	四	二七	六	一	一	二	二	二	二	二	二
警務課長	保安課長	高等警察課長	警察官練習所長	警務課長	保安課長	高等警察課長	警察官練習所長	警務課長	保安課長	高等警察課長	警察官練習所長	警務課長
六	四	四	二七	六	一	一	二	二	二	二	二	二
警務課長	保安課長	高等警察課長	警察官練習所長	警務課長	保安課長	高等警察課長	警察官練習所長	警務課長	保安課長	高等警察課長	警察官練習所長	警務課長

第三款 警察官吏の教養

警察官の職務たるや社會百般の事象に對し直接に或は間接に關係し、其の適否は直に民衆に影響する所大なるを以て警察官たるものは常に時勢の趨く所を察し、機に望み變に處して聊も過誤なきを期するの智識と覺悟を要す。依つて銳意其の智識の向上、品性の陶冶を圖り職務執行上遺憾なきを期せり。

- 一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術實務を教授し併せて警察官吏の品性の陶冶、人格の鍛練を圖り居れり。

教習科 新任の巡查を收容し警察官吏として必要な學術技藝其の他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして期間は三箇月なり。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして期間は其の程度を定む。

二、其の他

内務省警察講習所へ普通講習生として現官現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其の他此の種の催しには努めて職員を派遣し、智識の普及向上並に素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

工場は逐年其の数を増加しつつありて其の規模の最も大なるはパルプ工場とす、近時労働問題の高唱せらるるに鑑み従來の取締規則に適當なる改廢を加ふるの必要を認め、研究調査の結果工場法の精神を採り大正十年之を改正したり。工場に於ける労働争議は従來絶無の状態にして體質なる發達をなしつつあり。大正十四年末現在製紙工場八、製材工場五八、饅工場四九、鑛詰工場一三、綿打工場一〇、其の他の工場四八、計一八六にして之に使用する職工男工四・二六五 女工五五三 計四・八一八名なり。

二、原 動 機

原動機は主としてパルプ工場、製材工場及鑛詰工場等に設置せられ常に技術員として巡回検査せしめ事故



警 察

二七六

防止に努め居れり。大正十四年末現在一三八にして、内五馬力以上のもの五五、五十馬力以上のもの一七、百馬力以上のもの一五、二百馬力以上のもの一五ありて總動力三一・〇八九馬力なり。

三、勞働者

拓殖の進展に伴ひ軌道鐵道の建設、道路の開鑿、港灣の修築其の他の土木事業並に林業、鐵業等の諸事業勃興して各種勞働者著しく増加し、加ふるに勞力の不足を補ふ爲め支那人勞働者の使用を許可せる狀況にして、従つて警察上取締を要するもの及保護を要するもの尠からざるのみならず、使用者、監督者の暴戾にして取締を要するもの無きを保せざるを以て、大正十三年勞務者使用取締規則を制定し之を取締を勵行し居れり。大正十四年十二月末現在職工二・二八八 樵夫九・七七〇 土工一・〇九三 坑夫七八五 其他二・八二四計一六・七六〇名にして尙外に朝鮮人勞働者九三七支那人勞働者一〇〇名あり。

四、危險物取締

危險物としては火薬類を其の主なるものとす、軌道各種事業の勃興に伴ひ火薬類の需要著しく増加せるを以て之を取締を勵行し危害防止に努め居れり。大正十四年度に於ける火薬類の消費量は火薬一・六三七貫

爆薬一〇・一二貫 雷管三〇八・四四五發 導火線六四二・七〇五尺 其他火工品一五・〇〇〇發なり

五、建物火災

本島は冬季寒烈にして火氣を使用すること多く且つ其の期間長きを以つて危険率亦多きを免れず、依つて大正十一年屋上制限規則を制定し、大正十六年四月より豊原其の他の市街地に施行することゝなれるが、其の他の地域に於ても之に準ずることゝ燃焼すること共に煙筒の取締を嚴重にし、尙ボスターの頒布、火防劇及講演會の開催、活動寫眞の映寫等警火思想の宣傳普及を圖り災害豫防に努めつつあり。大正十四年中に於ける火災度数は一一一、燒失家屋三九一棟、損害一、六一三・五八三圓 死傷者三七名にして、之が原因はストーブ及煙筒に因るもの最も多く、焚火の不始末、煙草の吸殻、炬燵等之に次ぎ、火氣を多く使用する一月乃至四月に最も多し。

六、林野火災

本島に於ける林木の多くは火に弱く而かも燃焼性に富み、加ふるに開發に伴ふ奥地の人口増加は倍々山火發生の機會を多くせるを以て、各種の方法を講じ其の豫防に努め居れり。

警 察

二七七

林野火災は建物火災と異なり天候に左右せられ、融雪後地物の乾燥せる五、六月最も多く、原因は煙草の喫殺第一位を占め焚火の不始末、汽車の煤煙等次に次ぐ、豫防方法の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、ホスターの配付、活動寫眞の映寫並に講演等を爲し警火思想の宣傳普及に努む。
- 二、融雪乾燥期に入ると同時に林野火災取締事務の警察官を派し、又國有林野警防委員を囑託し各町村毎に受持區域を定めて巡回せしめ、之が取締を勵行して其の豫防及發見に努めつつあり。
- 三、汽車の煤煙に關しては火粉の飛散防止其の他の方法を以て災害未然防止の方法を講じ居れり。
- 四、林野火災原因の一として火入の延焼より來るもの少しせざるを以て、林野火入取締規則を制定して之を取締を勵行しつつあり。

七、消 防

消防組の設備に關しては補助金を交付し之が改善發達を圖りつつあり。大正十四年十二月末現在の公設消防組三十九、組員四千六百二十二名にして、物的設備としては自動車ポンプ二、瓦斯筒ポンプ一八、落氣ポンプ四、腕用ポンプ一二五あり。

第二款 風俗警察

新興地の弊として動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て之を取締を勵行し居れり。大正十四年十二月末現在料理店四九七、藝妓八二三、酌婦一・二九〇名、貸座敷業は豊原及眞岡の兩地に於て三四、娼妓三〇〇名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は近年著しき發達を來せるが、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向あるを以て海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、船舶及小廻船の各營業取締規則其他諸規則に依り取締を勵行し事故防遏に努めつつあり。大正十四年度に於ける海難犠災船舶は汽船九、帆船七、發動機船三六、漁船五四、其他三七、計一四三、死者三六、負傷者六、損害八一・一三五圓なり。

陸上 軌道各種交通機關漸次發達し、殊に自動車は各地に普及し年々著しく其の數を増加しつつあり



従つて事故亦漸次増加の傾向あるを以て、道路取締令、自動車取締令、馬車警察取締規則、自轉車取締規則等に依り之が取締を勵行し以て事故防止に努め居れり。大正十四年十二月末現在自動車五〇、自轉車二・九一六、人力車一八、客馬車一九九、荷馬車二・三二六、馬籠二・八八一、荷車一・四〇四、犬籠二九七、騾鹿籠五二あり。

第四款 營業警察

新領土の通弊として領有後一攫千金を夢想して渡來する浮薄なる商人頗る多く、従つて之に伴ふ弊害亦夥からざりしを以て、各種取締規定を制定し之が取締を勵行してより爾來堅實なる發展を爲しつつあり。大正十四年十二月末現在旅人宿五二四、飲食店六三四、質屋一四三、古物商三五七、湯屋九八、乗合馬車一七一、船業一一八、小運船營業一二〇、雇人口入業七〇、代書業一二六、遊藝場六〇なり。

第三節 司法警察

轉近各種事案の勃興と共に人口増加し世態漸く複雑を加ふるに従ひ一般犯罪亦著しく増加の傾向を呈せり。依つて警察機關の充實を圖り之が豫防に努むると同時に其の捜査並に檢擧の充實を期し居れり。大正十四年中に於ける主要なる犯罪を擧ぐれば詐欺八六四件、物盜九七五件、横領三二五件にして、檢擧歩合は九割の成績を示せり。



第十四章 醫事衛生

第一節 總 說

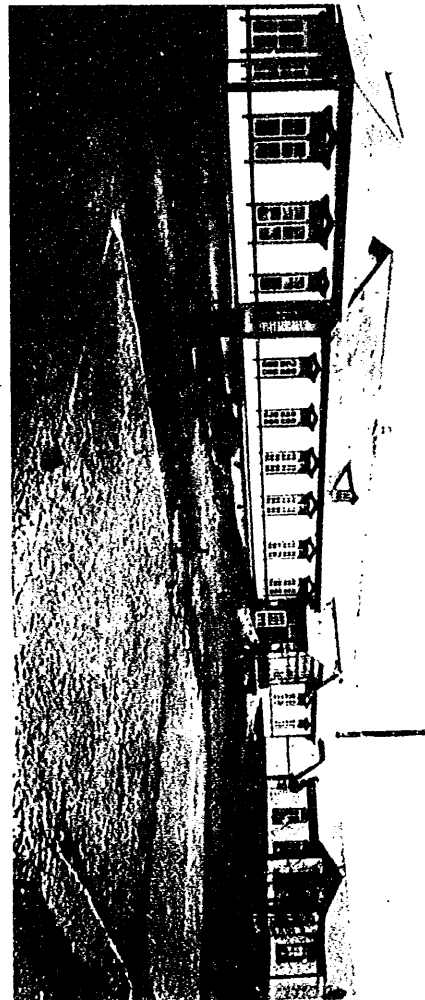
領有以來衛生設備は漸を起して備り衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては稍意を強ふるに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして殊にコレラ、ハストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計るに共に施設の改善を要するもの夥からず。軌近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種細菌傳播の機會多きを以て、衛生思想の普及、施設の完備を計り之が預防に努めつつあり。

醫業機關は醫師一四八、齒科醫師三九、藥劑師二二、藥局一六あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の

計畫中なり。而して樹毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的樹害預防に努む。

衛生營業者(大正十四年末)

類別	市 場	理髮業	清涼飲料水	冰 雪	牛 乳	居 場	賣肉業	屠獸業	屠 夫	掃 除
豐 原	三	三	三	三	八	一	三	三	三	三
元 泊	一	三	一	三	三	一	三	一	一	三
大 泊	三	三	一	三	三	一	三	一	一	三
留 加	一	三	一	三	三	一	三	一	一	三
眞 岡	一	三	一	三	三	一	三	一	一	三
野 田	一	三	一	三	三	一	三	一	一	三
本 斗	一	三	一	三	三	一	三	一	一	三



院 醫 原 豐 田 大 博

計	泊 居			醫 事 衛 生
	數	須 取	居	
二	一	一	一	二 八 四
五	二	三	三	
六	一	一	一	
八	一	一	五	
三	一	一	一	
七	一	一	一	
三〇	三	七	八	
八	一	一	一	
二	一	一	六	
一	一	一	一	

第二節 醫療機關

第一款 醫 院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に博太監醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マツカ(真岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めます。同年九月マツカ分院を廢止し、翌明治四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月博太監醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙真岡

分院を復活して同年十一月より診療を開始す。越へて大正五年四月分院を廢止して豊原の外大泊及真岡に樺太廳醫院を置く、爾來之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

區別	職				計	分科	病室		普通傳染病	定患者收容	大正十四年中患者延入員
	醫長	醫官	醫員	藥局員			看護婦	普通傳染病			
豊原醫院	一	三	四	一	九	內科、外科、婦人科、小兒科、眼科、耳鼻喉科	三	八	五五	一九〇、〇〇三、六三三	二、三六
大泊醫院	一	一	一	一	四	內科、外科、婦人科、小兒科、眼科、耳鼻喉科	四	四	三六	七八、五五三、三九七	六六
真岡醫院	一	一	一	一	四	內科、外科、婦人科、小兒科、眼科、耳鼻喉科	一	八	三六	一七五、八五五、〇、五七三	三九

醫事衛生 第二款 公 發

醫事衛生

二八六

管内孤寡の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病預防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在五十二名あり。

第三款 醫師、齒科醫師其他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多くは個人經營にして概れ小規模なり。大正十五年五月末現在醫師一四八、齒科醫師三九にして、醫師一名に對する人口割合一・四八〇名、齒科醫師一名に對する人口割合四・八三九名なり。大正十四年末醫師、齒科醫師産婆、看護婦、鍼灸術營業者左の如し。

イ、醫師

資格	警察署別	豊原	元泊	大泊	加留多	眞岡	野田	本斗	泊居	取須	敷香	計
官公立大學生卒業		三	一	四	一	三	一	一	三	一	一	三
計		三	一	四	一	三	一	一	三	一	一	三

ロ、齒科醫師

資格	警察署別	豊原	元泊	大泊	加留多	眞岡	野田	本斗	泊居	取須	敷香	計
官公立專門學校卒業		二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
私立醫學專門學校卒業		三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
醫術開業試験及第		二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
假免許		三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計		三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

醫事衛生

二八七

資格	警察署別	豊原	元泊	大泊	加留多	眞岡	野田	本斗	泊居	取須	敷香	計
私立醫學專門學校卒業		三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
齒科醫術開業試験及第		三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
假免許		三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計		三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

計	六	三	八	四	四	一	五	三	三	一	六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

八、産婆、看護婦、鍼灸術

業別	警察署別		元泊	大泊	留多	真岡	野田	本斗	泊居	取惠須	敷香	計
	豊原	四										
産	四	八	八	三	七	三	七	九	四	六	六	二五
看	一	一	一	二	一	三	一	一	一	一	一	一〇
鍼灸術	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇

第三節 救療機關

財団法人樟太慈惠院其の他あり、第六章第二節所記のものにして貧困患者の救療を爲す。右の内樟太慈惠

院最も整備し資産七五・八五三圓餘を有し、普通病室八室精神病室四室、患者收容定員普通五五名精神病者四名にして、現在收容しつつあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並に私人委託の精神病者及貧困者にして外来患者なし、最近三箇年の收容人員左の如し。

年次	區別		院人	死亡	一年末現在	延人員
	前年より越	收容				
大正十二年	三	三	三	三	三	九〇二
大正十三年	三	三	三	三	三	八八七
大正十四年	三	三	三	三	三	九〇九

第四節 藥品

警察部及各警察官署並に樟太慈惠院に藥品監視員を置き藥品の取締に任ずるの外、醫師藥室、藥局、藥種
警事衛生

商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之を取締を勵行しつつあり、現在製藥品日は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、ヤアスターセ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等とす。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視す。現在賣藥製造業者三八此の免許方數三九二方にして、尙以上の外内地より移入せらるゝもの相當あり、大正十四年には一三一・九九六圓を算し、之等に對しては實地に就き検査取締を勵行しつつあり、現在營業者左の如し。

藥劑師、藥種商其他

警察署別	種別	藥劑師	藥局	藥種商	製業者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
元 豐	泊 原	一	一	三	一	一	三	一

大 留 本 眞 野 泊 惠 敷	多 加 斗 岡 田 居 取 須 計	香 港	汕 頭	汕 頭	汕 頭	汕 頭	汕 頭	汕 頭
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一

第五節 海港檢疫

海外との交通は従来北樺太及沿海縣との間に於て小船舶の往復頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を継ぎ沿海縣浦塩より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、バスタの流行地と目せらるる南支那、印度、ヒリッソ諸島方面との航運なく、従つて従来斯種病風の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最安全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員船客の健康診断を行ふ外貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつつあり。

第六節 檢 査

娼妓 豊原及真岡に食座敷の設置あり、娼妓には各食座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診断を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。大正十四年中の受診延人員九〇九七人に對し有病者徵毒五、淋病三九、軟性下疳

一三、其の他の傳染性疾患七六、計一三三名にして有病率は一・四%を示す。
 癩 癩及癩癬は土地の状況に依り毎月一回乃至三回指定したる醫師の健康診断書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。大正十四年中の成績は癩癬受診延人員二二・五六二名に對し有病者徵毒一六、淋病一六八、軟性下疳一五五、其の他の傳染性疾患九七、計四三六名此の有病率は一・九%にして、又癩癬受診延人員三五・九三七人にして内有病者徵毒七三、淋病四九四、軟性下疳二四五、其の他の傳染性疾患二四四、計一〇五六名にして有病率二・九%なり。

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町及泊居町のみにして真岡町、本斗町、名好村、野田町及大泊町の一部には
 醫事衛生
 二九三

簡易上水道あるも其の他の地に於ては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供し居れり。最近各地共人口激増し之が飲料水の供給に關しては相當考慮せられつつあり、就中大泊町及眞岡町に於ては其の人口の増加に鑑み設計を急ぎつつあれば、近く之が實現を見るに至るべし。尙飲料に供する井水に就ては順次水質検査を行ひ、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水製造者及之が製造場は豊原町、登瀛村、大泊町、眞岡町及本斗町にあり、其の水質並に製品に對し理化學的試験を行ひ且つ販賣業に就ては製品の検査を施行して不良品の取締を勵行せり。大正十四年中に於ける製造高はラムネ七七・七九六本、サイダー類三七八・六〇〇本、果實糖其の他四四・四〇〇本にして、尙サイダー類九九〇・〇三三本の移入ありたり。

第三款 水

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適す。従つて人工製氷場は本年度より大泊に一工場を設置を見るに過ぎず。天然氷は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつつあり。大正十四年中に於ける營業者一四、採氷量五〇八・五〇〇貫、内冷蔵用二〇〇・〇〇〇貫を示し、其の品質良好にして近年内地移出を企てるもの續出するの状況にあり。

第八節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病は腸チフスを首位としサフテリア、パラチフス之に亞ぎ、其他赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チフス等の發生に至りては徹々たるものにして、コレラ及マストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來應に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町

醫事衛生

結核 結核患者は比年其の数を増加しつつあり、最近五年間に於ける患者及び死亡の如し。

年次	區別	呼吸器結核		結核性胸膜炎		腺結核		其の他の結核		計	死亡率	一般患者に對する死亡率
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡			
大正十年		九七	三九	五	六	二一〇	二	三三	四	一、五七	三〇・一	二、一〇〇
大正十一年		一、八二	三九	六	六	三六	三	三三	五	一、〇〇	二二・六	三、〇九
大正十二年		二、二六	三三	三	三	四一	六	四三	三	三、〇〇	二二・六	二、〇〇
大正十三年		二、五二	二六	六	六	三五	二	四七	三	三、〇〇	二二・六	二、〇〇
大正十四年		二、五二	二五	一四	六	三五	二	四八	三	三、〇〇	二二・六	二、〇〇

性病 性病患者は人口増加に伴ひ遞増しつつあり、大正十四年中に於ける患者は一三・三七九名を算し、一般患者の總數に對する割合は八・四％にして人口に對し略同一の率を示す之を表示すれば左の如し。

年次	區別	梅毒			軟性瘡		計	人口萬に對する患者
		第一期	第二期	第三期	下疳	淋症		
大正十年		一、五七	一、三二	四二	九〇	二、五九	六・七	
大正十一年		一、〇四	一、〇四	四二	一、〇四	二、五九	七・〇	
大正十二年		一、七二	一、八四	七九	一、五〇	四、九〇	一〇・四	
大正十三年		一、七六	一、七五	七六	一、四七	四、七四	一〇・九	
大正十四年		二、三三	二、三三	七五	一、九三	五、七四	一三・三	

瘧疾 瘧疾は殆ど算するに足らざる少數にして、大正十四年醫務を受けたる患者は十二名あり稍々増加の傾向あるも慮ふるに足らず。

其他 其他傳染性疾患者は大正十四年中一三・五八九名あり、内トフホーム五六・四％、流行性感胃

醫事衛生

醫事衛生

一・七%、麻疹九・四%を占む、而して流行性感冒は漸次其の数を減じつつあるもトフホームは逐年増加の傾向を示せり。

三〇〇

第九節 汚物掃除

塵芥 比年人口増加するに伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつつあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、真岡の各市街地に於ては町に於て之を経營せるも、泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

尿原及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に積溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては尙充分の研究を要す。

第十五章 法制

樟太は各般の状態未だ未開の域を脱せず、曾ては我が領土たりし地なりと雖も驟も驟味なる土人の在るあり之を本土と同一に律する能はざる實狀に鑑み、軍政撤廢と同時に明治四十年法律第二十五號を以て特に樟太に施行を要する法律は勅令を以てすることとし、一定の事項に關しては尙之が特例を定め得ることとなれり。爾來右に依り樟太に施行の法律漸を逐て増加し、現在全部施行のもの民法外百三十八件一部施行のもの訴願法外七件に達し、尙明治四十年勅令第九十四號等を以て特例を定め來りたるが、大正九年勅令第百二十四號を以て之を統一し以て施政の圓滑を期せり。

◎樟太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (明治四十年法律第二十五號)

法律ノ全部又ハ一部ヲ樟太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

法制

三〇一

法制

三〇一一

- 一 士人ニ關スルコト
 - 二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
 - 三 法律上ノ期間ニ關スルコト
 - 四 裁判所又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト
- ◎ 樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件 (大正九年勅令第四百二十四號)抄
- 第一條 樺太ニ於ケル士人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ關スル事項及士人ノミニ對スル刑事ニ關スル事項ハ從來ノ慣例ニ依ル
 - 前項ニ規定スル事項ニ關スル訴訟手續ハ裁判所ノ便宜ニ從フ
 - 第二條 樺太廳支廳長及稅務、林務、鑛業又ハ水産ニ關スル事務ヲ管掌スル官吏ハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職權ヲ有ス
 - 刑事訴訟法中地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

- 第三條 民法又ハ商法ニ規定スル登記ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス
- 第四條 民事訴訟法第六十七條第一項及刑事訴訟法第八十二條ノ場合ニ於テハ海陸路四里毎ニ一日ヲ伸長ス
- 第五條 裁判所又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護士ヲ訴訟承繼人、訴訟代理人又ハ辯護人ニ選定シ又ハ選任スヘキ場合ニ於テハ辯護士ニ非ザル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第六條 漁業法第七條ノ規定ハ士人ノ漁業ニ關シテ之ヲ適用セス樺太廳長官ニ於テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二十二條 商業會議所法中農商務大臣及地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ
- 第二十三條 戶籍法ニ規定スル届出又ハ申請ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス
- 第二十四條 國籍法及明治三十一年法律第二十一號中內務大臣ノ職務ハ內閣總理大臣之ヲ行フ

法制

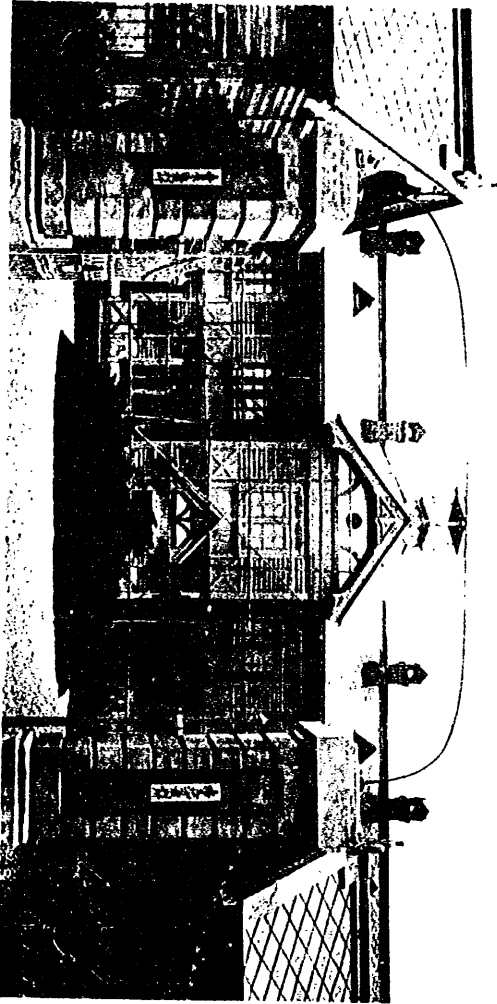
三〇一一

第十六章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや軍令第二號を以て民政を布くと共に民政に於て民事及刑事の審判を行ふことなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政審司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政審判員中に就き民政長官の任命せる民政審司法委員が民事及刑事の審判(軍令裁判所の権限に)を爲すこととなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至りたり。



(明原照) 所判庭方地太韓

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廃と共に同年法律第二十八號を以て四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を設置せられ尙勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律を樺太に施行せられ特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。即ち樺太に於ける裁判所は司法大臣の管轄に屬し裁判所構成法に依り構成せられ、其の組織に關しては内地に於ける裁判所と同一なり、左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所	設置年月日	位置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所	明治四十年四月一日 同 明治四十年十一月一日	豊原郡豊原町 同 大泊郡大泊町

司法

司法

三〇六

眞岡區裁判所	元泊出張所	大正十一年十月十六日	元泊郡元泊村
泊居出張所	泊居出張所	明治四十年四月一日	眞岡郡眞岡町
鵜城田出張所	鵜城田出張所	大正八年七月一日	泊居郡泊居町
		大正十一年十月十六日	鵜城郡鵜城村

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件数も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に其の内容亦複雑となり來れり、然れども人事訴訟は極めて少数なり。

刑事 刑事事件亦逐年増加し詐欺、軍人服役及召集に關する犯罪最も多く、窃盜、殺傷、横領、失火及漁業に關する犯罪之に次ぐ。殺傷犯の比較的多きは新開地の當として壯年血氣の者多く、就中本島に在りては漁業、林業等に從事する血氣の勞動者多きに基因すべく、失火は冬期寒冷にして火氣を使用すること多く且

つ其の期間長きに因るべし。最近に於ける民事、刑事事件の概況を表示すれば左の如し。

新受理件数(地方裁判所)

種別	民事					刑事				
	第一審控訴	抗告	假差押非	認其他の事件	計	第一審控訴	再審抗告	私訴其他の事件	計	豫審
大正十一年	二〇五	一五	一	九	二二九	一七	一	二	二〇	三
大正十二年	二〇九	四三	一	七	二六〇	一六	一	二	一九	三
大正十三年	二四四	三三	二	八	二八七	二六	一	二	三〇	三
大正十四正	九六	一七	三	九	一二五	二五	一	二	二八	三

備考 左側数字は民事の部は故障事件、刑事の部は保釋請求なり。

司法

三〇七

區別	區 原 豐			
	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十一年
第一審	1,000	1,000	1,000	1,000
和解	1	1	1	1
督促	1	1	1	1
破産	1	1	1	1
議和	1	1	1	1
公示假押	1	1	1	1
強制執行	1	1	1	1
競賣	1	1	1	1
非訟事件	1	1	1	1
其他事件	1	1	1	1
計	1,000	1,000	1,000	1,000
第一審	1,000	1,000	1,000	1,000
常式略	1	1	1	1
私訴	1	1	1	1
其他事件	1	1	1	1
計	1,000	1,000	1,000	1,000

區 岡 眞	區 岡 眞			
	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十一年
第一審	1,000	1,000	1,000	1,000
和解	1	1	1	1
督促	1	1	1	1
破産	1	1	1	1
議和	1	1	1	1
公示假押	1	1	1	1
強制執行	1	1	1	1
競賣	1	1	1	1
非訟事件	1	1	1	1
其他事件	1	1	1	1
計	1,000	1,000	1,000	1,000
第一審	1,000	1,000	1,000	1,000
常式略	1	1	1	1
私訴	1	1	1	1
其他事件	1	1	1	1
計	1,000	1,000	1,000	1,000

備考 左側数字は故障事件

犯罪検集件数(一)

罪 名	大正十三年		大正十四年	
	件数	金額	件数	金額
殺人	1	100	1	100
強盗	1	100	1	100
窃盗	1	100	1	100
詐欺	1	100	1	100
賭博	1	100	1	100
その他	1	100	1	100
計	5	500	5	500

司 法	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
強 盜	二	九	勝	切	三	三	三	三
強 姦	一	七	賭	博	全	全	一	八
強 物 盜	二	九	瀆 職	職	二	二	一	八
傷 害 致 死	二	六	森 林 法 違 犯	犯	三	三	一	四
傷 害	一	八	漁 業 法 違 犯	犯	三	三	一	四
放 火	三	八	樺太漁業取締規則違犯	犯	三	三	一	四
失 火	三	二	陸海軍々人召集又は服	役に關する規則違犯	三	三	一	四
詐 欺	三	七	計		二	二	二	六
計	20	76			23	73	26	80

犯罪檢舉件数 (二)

局 別	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
件数	10	11	11	11
人員	10	11	11	11

局 別	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
樺太地方検事局	10	11	11	11
豊原区検事局	10	11	11	11
真岡区検事局	10	11	11	11
計	30	33	33	33

登記事務 登記事件は固有土地の拂下増加致し人口増加し取引關係煩雜なるに従ひ逐年著しく其の数を増しつゝあり、従つて現在の機關に不足を來し尙出張所三、四箇所増設の必要に迫れり。

執達吏事務 従來事件多からざりし爲め未だ執達吏を置くに至らず區裁判所簿記に於て其の事務を取扱ひ居れり、然れども近年著しく事件増加せるを以て近く執達吏を置かるゝに至るべし。

公證人事務 未だ事件多からざる爲め公證人を置くの時機に至らず區裁判所簿記に於て其の事務を取扱ひ居れり。

辯護士 領有當時に於ては百般未開の状態にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て、衆人

の便宜を圖る爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり、是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり、然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り尙處理し得ることとせり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるか、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は支廳に於て掌理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上不便尠からざるのみならず延ては本島開拓の上及ぼす影響亦尠からず甚だ遺憾とせり。然るに大正十三年八月に至り遂に國籍法、戸籍法其他關係法令施行せられて茲に内地樺太は同一法の下に統一せられ、爾來樺太に轉籍するもの相隨き大正十三年中に二・九二六戸一六・五六七人に達し、大正十四年末には四・七三一戸二四・三四三人を算し、尙漸次増加の趨勢にありて本島開發上裨益する所大なるものあり。

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法を施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に獨立せる樺太供託局を置き其岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなれり、然れども取扱件數尠に金額未だ多からず。

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し、樺太守備隊憲兵隊長管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及真岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に屬する未決既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果獨立して樺太刑務所設置せられたるが、大正十三年十二月札幌刑務所樺太支所となれり。最近に於ける收容人員左の如し。



刑罰受者				刑罰者				種別
年	出	新	前	年	出	新	前	
末			年	末			年	
現			より	現			より	
計	所	入	越	在	所	入	越	
								大正十年
二	三	三	一	二	三	三	一	
九	三	三	七	二	三	三	一	
								大正十一年
二	三	三	一	二	三	三	一	
三	三	三	九	二	三	三	一	
								大正十二年
二	三	三	一	二	三	三	一	
二	三	三	三	二	三	三	一	
								大正十三年
二	三	三	一	二	三	三	一	
七	三	三	二	二	三	三	一	
								大正十四年
二	三	三	一	二	三	三	一	
三	三	三	二	二	三	三	一	
三	三	三	一	二	三	三	一	

勞務留置人				勞務留置人				
年	出	新	前	年	出	新	前	
末			年	末			年	
現			より	現			より	
計	所	入	越	在	所	入	越	
								大正十年
二	三	三	一	二	三	三	一	
八	三	三	九	一	三	三	一	
								大正十一年
二	三	三	一	二	三	三	一	
一	三	三	七	一	三	三	一	
								大正十二年
二	三	三	一	二	三	三	一	
七	三	三	三	一	三	三	一	
								大正十三年
二	三	三	一	二	三	三	一	
三	三	三	九	一	三	三	一	
								大正十四年
二	三	三	一	二	三	三	一	
三	三	三	二	二	三	三	一	
三	三	三	一	二	三	三	一	

第十七章 公共施設

第一節 水道

印領有當時木島には上水道の施設せるものなきを以て衛生及火防上之が急設の必要を認め、應に於て之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、木斗、眞岡、野田、泊居及北名好の各市街地に木樋水管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられたる結果水道は町村の事業となれるを以て従来の簡易水道と共に水道に関する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急的施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は新規計畫を爲すもの或は又既に完成せるもの等あり、左に其の概況を述ぶべし。

豊原町 將來の發展を豫想し上水道の永久的設計を爲し、工費六十五萬圓（内三十萬圓は棒木町補助）を



地 源 水 源 水 上 原 豊

投じて大正十二年七月起工翌大正十三年十月竣工セリ。

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人と假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水管の如く將來擴張に巨費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。一日一人に對する平均給水量は最大四立方尺と定め、一時間最大量は此の五割増即ち一日一人に對し六立方尺とす、依て人口六萬人に對する一日最大量は毎秒二立方尺七八、一時間最大量は毎秒四立方尺一七なり。

消火用水量は靜水頭約二百尺に對する口径二吋半消火栓一基の噴水量を毎秒〇・二立方尺とし、同時有効二十基を噴水せしむると假定せば毎秒二立方尺を要するを以て、一時間最大水量以外に之れを見込めり。

水源は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地の上游約十五町の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設く。導水管は水源地より淨水場に至る延長二百五十間にして内徑十二吋鐵管を用ひ、玉川の左岸に沿ひ山麓を開鑿して之れを布設す。其の動水勾配は八十八分の一とるを以て人口六萬人に對す

公共施設

一日最大水量毎秒二立方尺七八を送致するに餘あり、其の最大静水壓は約三十尺なり。

淨水場は旭ヶ岡北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。

濾過池は人口三萬人に對する一日最大量十二萬立方尺を一晝夜に付十二尺の速度を以て濾過せんが爲めには有効面積一萬平方尺を要す、依つて長さ八十七尺三寸幅六十一尺七寸の耐寒装置の濾過池三個を築造して内一個は豫備とせり。濾過層は玉石を置き其の上層に厚さ一尺の砂利及厚さ三尺五寸の細砂を積載して水深三尺を貯水す。

配水池は人口三萬人に對する一日最大水量の十時間分即ち五萬立方尺を貯溜せんが爲め、有効水深十一尺面積四千五百四十五平方尺とせり。即ち長さ五十九尺幅四十七尺水深十三尺の有蓋池二個を設置す。

配水管は西七條方面に於て最大静水壓を約二百尺とす、配水管は内徑十六吋管にして配水池より樺太廳裏に至る延長千三百五十四間に布設し、人口六萬人に對する一時間最大水量毎秒四立方尺一七を送水する爲め最少動水勾配を百五十分の一とし、之より十四吋管三百五十間、十二吋管百四十間、十吋管三百五十間、八吋管十百間、六吋管二千間、四吋管一萬五百間、此の總延長一萬五千七百九十間を網狀形に布設し、制水弁

大小七十三個を付して局部の斷水に便し、専用給水を受くる能はざる者の爲めに供用栓二十九個を設置する。と共に十字街の要所には地上式消火栓百八個を配置せり。

泊居町 簡易水道の水道に替ふるに鐵管及混凝土を以てせんとする新なる設計の下に、工費十萬二千餘圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣功せり。該設計要領は水源地を泊居川の支流川口より約二千間の箇所通稱二十間澤に取る、同澤は水量満水時に於て毎秒〇七立方尺を下らず、泊居町現今の人口約六千人將來一萬人に増加の勢に於て、一日一人の使用水量三・五立方尺として設計せり。水源地は夏季萬一の湧水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となし、貯水面積四百三十五坪、貯水量九萬八千七百七十五立方尺即ち所要水量の約三分を蓄へ得るものとし、其の中央部に取入口を設け之より導水して規定の水量を流出せしむる様バルブに依り調節す。導水路は貯水池より配水池に至る延長千五百六十五間五分にして鐵筋混凝土函渠を埋設せり。配水池は貯水量五千八百八十四立呎とし、事變に際し毎秒〇・七立方尺の水量を二時間以上放出して支障なき餘裕あり。



公共施設

三三〇

給水管は延長千三百十九間、内徑八吋鐵管及内徑四吋乃至六吋瓦斯管を用ひ、每平方吋八十封度の水壓に堪へ續路は地下三尺以上埋設す。
 本町、從來の簡易水道を改修し木樋水管を鐵管に替へることとし、工費二萬三千九百二圓（内六千圓は樟太臨補助）を以て大正十四六月起工同七月竣工せり。
 給水は内徑五吋鐵管千三百三十五間、三吋鐵管二百六十六間、二吋瓦斯管三百三十八間、計千七百三十九間を布設し、市内各所に共用水槽二十二個を設く。
 其他、大泊町は七十六萬五千餘圓、眞岡町は四十二萬餘圓の豫定を以て目下永久的工事計畫中にして、其の他の地に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

第二節 電気事業

本島に於ける電気事業は明治四十三年十一月樟太電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次で大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも當時

開拓未だ遑まず人口稀薄にして新築運々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられ工場動力及燈用として自家用の電氣施設を見てより、産業の發達工場増加に伴ひ自家用電氣施設の勃興を來し、既に完成せるもの一萬數千キロワットに達せり。自家用電氣施設の發展は一般供給事業の普及を促し、拓殖の進展人口の増加に伴ひ其の需要比年増加し。大正十四年末現在の事業者數は供給事業十七、家用十三、計三十を算するに至れり。其概況左の如し。

電氣事業一覽（大正十四年末現在）

種別	供給事業	自家用	計	前年度末比		摘要
				印	△	
事業者數	三三	三三	三三			
未開業	二	一	三		△	
電氣設備固定資本金	1,231,550	2,980,250	5,566,200	三三,八七		

公共施設

三三一

事業者	種別	使用開始年月	目的	使用區域	原動力及電力	電燈及電力装置	巨電線長	電線延長	電氣設備資本金
同 留多加出報所	留多加町 自家兼用	三年九月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	一五	一五	一九三三
榑太工業株式會社	留多加町 自家兼用	五年四月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
木斗電氣株式會社	留多加町 自家兼用	九年二月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
野 田 町	留多加町 自家兼用	九年二月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
落合電燈株式會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
合資會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
久春内製材所	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
細入登太郎	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
三井鐵山株式會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
川上鐵業株式會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
數香電氣株式會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
計							一八七	一八七	一九三三

經營者別事業概況(自家用)

三二六

事業者	種別	使用開始年月	目的	使用區域	原動力及電力	電燈及電力装置	巨電線長	電線延長	電氣設備資本金
王子製紙株式會社	留多加町 自家兼用	三年二月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	一五	一五	一九三三
同 榑太工業株式會社	留多加町 自家兼用	五年四月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 木斗電氣株式會社	留多加町 自家兼用	九年二月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 野 田 町	留多加町 自家兼用	九年二月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 落合電燈株式會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 合資會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 久春内製材所	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 細入登太郎	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 三井鐵山株式會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 川上鐵業株式會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
同 數香電氣株式會社	留多加町 自家兼用	九年三月	留多加町 自家兼用	自家兼用	汽力	電燈	九	九	一九三三
計							一八七	一八七	一九三三

三二七



(旧國多字泊龍大字大村地政部調査) 落部「×」人主

公共建設

留多加杉浦木工所	三年九月	製材用	同	二	二	一	一
樺太寒天合資會社	三年一月	天工場	同	一	一	一	一
羽母舞殖産合資會社	三年二月	製材用	同	一	一	一	一
計				四	四	五	一七

三二八

備考 目的の項中燈とは電燈を、力とは電力を意味す。原動力の項中汽は汽力を、吸瓦は吸入瓦新力を意味す。

第十八章 土 人

第一節 總 說

我が南部樺太に在在する所謂土人とはアイヌ、ニクアン、オロツコ、サンダー及キーリンの五種族を指稱せるものなり。彼等は従順にして民度極めて低く到底社會の競争場程に互立し得ざるを以て、農業、漁業其他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨励して自給思想を養ひ、子弟に教育を授けるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。然るに彼等の人口は増加せざるのみならず近時却て減少の傾きあり、殊にキーリンは滅亡に瀕しサンダーの如きは既に其の跡を絶てり。

第二節 種族及戸口

土 人

アイヌ族 往昔は樺太の北端に至るまで全島に亘り居住せしとの傳説あるも之は暫く昔き領有當時の分布を見るに、南樺太の東四海岸及中央内瀨川の沿岸各地に散在し居たるが保護上集團せしむる必要を認め、大正八年より同十年に至る三箇年間に於て東海岸は富内、白濱、樺保、新聞及多來加の五箇所に、四海岸は多蘭泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも、樺城管内のみは尙依然として散在の状態にあり。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めり。雖も體質は漸次劣弱に赴く嫌あり、其の原因は多々あるべきも要するに物質文明の普及に因る衣食住の激變、移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等其の主たるもの、如きを以て之等弊害の除去に努め居れり。

ニクアン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして本島の北部内川流域に居住し、先住民たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜居するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏期惰眠を食ふことなく夜々として常に冬營準備を怠らず、オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一分派にして其の人口アイヌ族に次ぐ。北部内川流域に在り馴鹿を飼育すると共に、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海豹を捕へ、五月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定の居所を定むる事なし。一般に無智疎味且つ怠惰にして、三、四歳にして既に煙草を用ひ五、六歳にして酒に親む者あり、斯くの如くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの状態なり。

キーリン族 本種族の現に我が國部樺太に居住するもの僅かに二十三人に過ぎず、其の本島に渡來したるは他種族に比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し稍文化の度進めり。其の性状亦アイヌ族、ニクアン族の如く沈鬱に陥らず、オロツコの如く卑屈に偏せず、快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移す。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人（又は山隴人）と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し大正十三年には生存するもの僅かに一人ありたるが遂に其の跡を絶てり。其の言語習俗は、ニクアン族、オロツコ族と大同小異なりき。



今各種族の戸数人口を示せば左の如し。

種別	アイヌ		ニクソン		オロツコ		キーリン		計	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
豊原	12	120	1	10	1	10	1	10	15	150
大泊	10	100	1	10	1	10	1	10	12	120
真岡	8	80	1	10	1	10	1	10	10	100
泊居	5	50	1	10	1	10	1	10	6	60
元泊	3	30	1	10	1	10	1	10	4	40
計	38	380	5	50	5	50	5	50	53	530

第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき記述す)

第一款 概説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は労働によりて生活の資料を得つ、ありしも、中農中漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を取得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり、一面拓殖の進展に伴ひ各種事業の勃興し勞力の需要増加し來れるを以て、之等労働に従事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり、従つて生活状態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども其の大部分は未だ模倣にして虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に費すにあらざれば不用の物品を購入する等更に貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遇はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却て貧頼の念を助長したる憾なきを得ず。



衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ、アツシはオホウウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)の皮を剥ぎて水に濡し、冬期避年中に糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ、襟、裾、袖、背等に刺繡を施し之を製作するに三年の日子を費す云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱈及イトウ(魚の名)の皮にて製し島の毛にて裝飾を施す。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を着用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ、之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾として男女共に耳環を付け、婦人は一般上唇に竅をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明鏡を紐に通して帯の如く腰に締むるもあり、頭飾りとして男子は十二三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠す、要は頭髮の亂れを妨ぐ爲なり云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鱈及鱈なり。何れも收穫期に之を剥ぎ乾燥して貯藏し、冬期の食料とす。夏期は生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯藏して隨時使用する。其の他アメマス、鱈、カシカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、コザク及蕨冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を嗜み青年以上にして飲酒せざるものなく、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け尤も汚淨の地を選ぶ、之を建つるに大小開狭の別あれど一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗柱なる丸太を横上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短は両手若くは指にて之を計り、木根、藤等にて緊縛するのみ。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寢臺に充て左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くることなし。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に酋長あり、絕對支配權を保持して部落を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷して異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の主權者なり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かなるは到底内地人の比にあらず、慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つての美風尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相続するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を譲る（一説に曰く、家長の生存中長男を娶らば別居し、二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相続者を長男と定むるの掟なしと）。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては双方の合意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したるものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し、即ち双方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無断にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば歛葬の具を備へ親族古舊相集り動哭數日に及ぶ、生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つものあるも多くは之を用ひず。埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を燒き又は壞ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨て、省す。

第四款 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通せり。即ちヤリヤリ族は數香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりママイ山道を経て海内に來り、金、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂、



類、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峡を渡りて刀、鏡、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり、期間は長きは一年又は二年にして其の時期は餼時、歸時又は結時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體罰をも行へり。財産刑は被告人所所有の實物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、体刑は笞杖、指切、死刑等に於て是が執行は被告の尤も親近のものをして行はしめたり。

第五款 娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり、聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌ふ

男女の痴情を語るもの）、ハウケ（祭文の如きもの）、ヤエガタカラ（都々逸の如きもの）、オイナ（音囃）、トイタ（伽喃）等あり。

樂器には左の二種及團扇形の大鼓あり、麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トンコリ（三味線に酷似し五弦なり）

ムツキナ（竹を以て作り、口に銜て吹く）

舞踊は我が盆踊の如く八人づつ一團となりて環狀を爲し、中腰を爲りて一足づつ飛びつつ手を拍ち、リリリリと叫びながら踊り廻る、多くは熊祭のときに爲す。

遊戲には綱曳、角力、廻飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、兵甲祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、川岸に木幣を掛け濁酒を捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯麗に行ふものは熊祭にして其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく衆り盛裝して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡す。數日に亘り、青年男女の情事は多く此の際に行はる。

第四節 文 化

第一款 教 育

土人の教育に関しては土人教育所を設くるの外各種施設を爲し専ら智徳の啓蒙、生活の改善其他指導防穢に努めつゝあり。

土人教育所は明治四十二年始めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上之を公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備未だ充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所も之を六箇所として其の内容の充實を圖れり、從て其の内容は公立小學校と大差なく教科目も小學校と同一なり、現在々々學兒童二百余名、公立小學校に委託教授中のもの三箇所二十二名にして、年々十數名の卒業生を出しつゝあり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比して遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辨するは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり。現在土

人教育所を舉ぐれば左の如し。

教育所名	學級數	教員配置數	兒童數	所 在 地
白濱土人教育所	二	二	六〇	榮濱郡榮濱村大字相覆
落帆土人教育所	一	一	三七	富内郡富内村大字落帆
多聞泊土人教育所	一	一	四五	真岡郡廣地村大字大種泊
智來土人教育所	一	一	二四	泊居郡名寄村大字智來
櫻保土人教育所	一	一	六	元泊郡元泊村大字櫻保
新聞土人教育所	一	一	二二	敷香郡泊岸村大字新聞

社會教育に関しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓蒙に努め居れり。

第二款 衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず、體質の脆弱なる所以にして、而も病竈に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め、而して困苦少しく減するか若し短期に特効を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ、保健上遺憾尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意拂ひ、部各の衛生的施設の整備を計るゝ共に各部落に公醫を強託して診療せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病の豫防に備へ、時々衛生に關する講話を催はし又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事して將來の策を樹てんとするの念なく、復雜な風あり。依つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも、唯舊慣を離するのみにして更に改良發達を圖らんことせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が奨励を爲すも、勤勞を厭ひて播種後の中耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を食用に供し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如きも計數の觀念に乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓蒙と折殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の別就は漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節 救恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖るゝ共に諸般の事情を參酌して遺憾なきを期し居れり。



土 人

三四四

即ち漫然金品を興へて依頼心を助長せしむるの弊を避け、老幼を恤み、不具癯疾を憐み、鰥寡孤獨を救ひ、六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を興へ、罹病者にして治療の資力なきものには醫藥を給し、或は樺太慈善院に收容施設し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済に關し遺憾なきを期しつゝあり。

樺太要覽終

大正十五年八月廿三日印刷
大正十五年八月廿五日發行

樺 太 廳

印刷人 樺太豊原町東三條南四丁目
太 田 儀 雄

印刷所 樺太豊原町大通南六丁目一番地
樺太印刷合資會社

電話 二二〇五二六番

